

4、ヴュルテンベルク——バイエルンとプロイセン——へ
ツセン間の自由貿易地域（一八二九年のダルムシニタツ
ト）

5、総括

B、スエーデンとノルウェーの自由貿易地域（一八七四年
——一八九七年）

1、前史

2、暫定的な特恵協定

3、一八七四年の自由貿易地域協定

4、外国関税の同一化

5、原産地証明書による行政監査

6、閉鎖的觀念「内國の生産物」による自由貿易の制限

7、一般的関税免除（都市の関税徵收権）の除外

8、自由貿易地域の終末

C、自論まれたセリビア——ブルガリアの自由貿易地域

1、前史

2、自由貿易地域の内的形態

3、貿易政策的自治権の制限

4、行政上の決定

5、計画の挫折

第二章 ラテン・アメリカの自由貿易地域計画

A、全ラテン・アメリカ自由貿易地域計画

1、発達史

2、提案を基礎づける經濟的熟慮

3、ECLA計画原理

B、南アメリカ七カ国の小自由貿易地域

1、発達史

2、大、小自由貿易地域間の關係：（ブロック化に関する
論議）

3、条約の原理

a、輸入制限の除去

b、特化協定と低開発地域

c、貿易政策

d、国内貿易の限界と根本的規制

e、組織的構成

f、保護条款

4、ヨーロッパにたいする自由貿易地域設立の可能性

第三章 ヨーロッパ自由貿易地域乃至その計画、序（鉱業合同）

A、全ヨーロッパ貿易地域計画

1、計画の基礎

2、論議の発展

a、OEECの労働団体

b、モードリング委員会

c、オクレント計画

d、論議の挫折

3、崩壊の時期に到るまでの論議の位置
a、その調和において生み出された問題

b、基本的矛盾の解決にとられる問題

- c 基本的矛盾として立脚せる問題
- 1 本源的規定
 - 2 外国貿易政策の均等化
 - 3 労働者の自由移動
 - 4 立法の調整
 - 5 経済政策の均等化
 - 6 計画の基本的变化
 - 7 O E E C 挫折後の統合に関する論議の発展性
 - 8 B、ヨーロッパ七カ国の小自由貿易地域
 - 9 1、前史
 - 10 2、協定上の仕事の概要
 - 11 a 国内貿易上の障害の調整
 - 12 b 自由貿易の制限
 - 13 c 貿易政策の均等化
 - 14 d 回避された約款と一般的例外
 - 15 e 补足的規定
 - 16 f 組織的構成
 - 17 g 農業、漁業にたいする特別規定
 - 18 3、E F T A の意義
 - 19 第四章 史的研究の成果
 - 20 A、自由貿易地域の一般的要素及びその種々な合同の可能性
 - 21 1、緒言
 - 22 2、貿易上の障害に関する調停の方法とその時期
 - 23 a 関税

b 数量制限

3、一般的規制の除去

4、自由貿易の制限（自由貿易地域の中心課題）

a 課題についての見通し

b 方法

1 原料に関する目録による百分率の規定並びにその
補則

2 加工品取扱の規則

3 国境関税と均衡税の調整

4 合同の可能性

5、貿易政策の均等化

6、補足的措置

B、総括的最終的観察

II

前節に掲げた目次によつても明らかなように、本書は東欧、アジア・アフリカ、オセアニア、中近東を除く国家間の関税同盟、自由貿易地域計画等に関する諸国の歴史的現実形態をとりあげて説明、批判を加えんとしたものである。

元来「自由貿易地域」の概念は決して古いものではない。それはハバナ憲章やガットについての国際的な討議がなされた際はじめて創出されたものである。それは一九四八年、国際法上拘束力ある最終条款の効力発生をもつて具体的なものとなつた。しかし、ヨーロッパ経済共同体 Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft の設

立によつて、ヨーロッパのあらゆる国家の連合の可能性が主張されるようになると、この概念に理論家、経済担当者とも深い関心を抱き、国際的論争が展開され、今日に至つてゐるのである。このためこの原理は共同体によつて、新しく見出された国際的な社会形成体として正しい認識が要請されることとなつたのは蓋し当然と云わなければならぬ。だが、関税同盟に關してだけみるのでは全く別の問題である。この統合形態については、共同体の成立によつてガット条款の抽象的形式が具体化され、また数多くの生命力ある例証が存在することとなつたのである。

一方、経済史の分野では、今日文献の中で自由貿易地域に関する例証としてあげているものに別の名称を用いてゐる。すなわち関税同盟 (Zollverein) を自由貿易地域 (Freihandelszone) として表わしていたのである。また国際法上到底結合しているとは思われない。更に結合しているとは主張されないものでもこの概念の中に入れていたようである。とくに最恵国待遇について確固たる法規をもつ Zollunionen の原理をこれにふさわしい規定として組み入れたのであった。

関税同盟の成立は周知のよう約一〇〇年前、一九世紀初葉である。関税政策の地域別の最初の試みは国境関税 (Grenzzölle) として、ある地域ではごく最近に、すなわち一九二〇年代に入って漸く着手されたのであるが、プロイセンでは一八一八年に行なわれたのである。

さて、第一章は一九世紀初葉のドイツ関税同盟、ノルウェー・ス

エーデンの自由貿易地域、セルビア・ブルガリア間の通商問題を取
り扱つてゐるが、ここでは主にドイツ問題について要約し、その他
の問題点は主要な点に絞つて考察していくこととする。第二章のラ
テン・アメリカの自由貿易地域計画では中南米と南米とに分けて、
全米州機構 (OAS) との関連性について、特にECLAの効果的
働きかけを分析している。第三章はヨーロッパ自由貿易地域計画を
OEECと鉱業合同 (ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体) の二面から歴史的
にその生成過程を辿つてゐる。とくにイギリスの自由貿易地域計画
の挫折により、一步後退したEFTAと、パリー——ボン枢軸の確
立によつて一層強大な内容をもつに至つたEECとの関係にそのス
ポンツを當て考察している。第四章は以上述べた総括である。

まず第一章のドイツ関税同盟からみていく。一八三〇年代は政
治的反動がヨーロッパを横行していた時代であり、この間ドイツは
経済面での統一をやむことなく続け、やがて大ドイツ関税同盟の創
立がみられた。

全般的にみて十九世紀前半のドイツは、なお農業と手工業の國で
あり、世紀初頭において工業の栄えていたのは、ライン地方、ベル
リン周辺、亜麻工業のシニレジエン、毛織物業のザクセンの四地方
であった。木綿工業は十八世紀末以来ラインとザクセンにおいて急
速な発展をみせていたが、特に前者はフランス軍のラインラント進
駐により将兵への被服供給に当つて活況を呈し、またドイツの工業
一般も、一八〇六年ナポレオンの発したベルリン勅令 (いわゆる大
陸封鎖令) によってイギリス商品との競争から保護され、フランス、
イタリア方面への販路を確保して多大の恩恵をうけた。しかしか
る一時的な特殊事情のうえに立つ繁栄が長続きするはずもなく、大

陸封鎖が崩壊するとこの間蓄積されていたイギリス商品はたちまち全ヨーロッパの市場に氾濫し、各国は保護貿易政策を採って自国産業の防衛に狂奔した。なんらの手段をも講じ得なかつたのは小邦分立のままに放置されたドイツのみであり、この国の工業は昨日の繁栄に引替えたちまち壊滅の危機に陥つた。

「われわれの工業は関税線によってヨーロッパの全市場から閉め出されているのに、ヨーロッパの全工業はドイツの中に開放された市場を維持している」一八一八年四月、ライン諸都市の工場主がプロイセン王に提出した請願書は、国境の通過は自由であるが、一都市あるいは一つの州を通過するごとに外国産の商品にも内地産のそれにも同率の税を課するという内国関税制度を残したままで、この危機に直面した当時のドイツの実状をかくうつたえている。一方には、ヴュルテンベルクの人フリードリヒ・リストのごとく、先進国イギリスに対抗するための保護関税を説く先覚者も現われた。

かかる時期に、隣接諸邦との関税合同への道を歩み始めたのは他ならぬプロイセンであった。

ヨーロッパに平和が恢復して、人々が戦乱からの復興に立ち上つた時、プロイセンはもつとも困難な立場におかれていった国であつた。東西に延びた領土は中央部で分断され、各州それぞれに異つた伝統と構造をもつており、さらに東方領内には独立主権をもつ小邦が点在している。しかし当時のドイツ工業の四大中心地三つまでをもち、特にライン工業地帯を新たに獲得したこの国が産業・貿易の振興に力を注ぐのは当然のことであった。シニタイン改革の一環として行なわれた一連の商工法において営業の自由を強く打ち出して

いたこの国は、一八一六年度量衡制度の統一・東方領内における内国関税・地方関税の廃止を定めた諸法律を発布して、関税制度の整備を進めた。

以上の諸法令の精神を拡大総合したものが、一八一八年五月二十六日の関税法である。それが「外国商品の関税及び消費税ならびに国内諸州間の通商の自由」を他国との取引の原則として当時の封鎖的諸国家の関税制度のなかに一際光彩を放つた進歩的なものでこの法律が、関税同盟の出発点となつた。続いてプロイセンは、この自己関税線内において独立主権を維持している小邦をプロイセンの関税制度に加入させることに努力し、まず翌一九年十月、シュヴァルツブルク・ゾンデルスハウゼンを「領邦君主としての統治権をなんら侵害されることなく」との条件を確認して加盟させることに成功したのをはじめとして、遂次プロイセン領土に囲まれ、あるいは隣接している小邦をこれに同調させ、この国の関税政策は順調な進展を示した。

それから一〇年後の一八二八年、関税同盟は第二の段階にはいつた。まず一月二十八日、南ドイツのバイエルンとヴュルテンベルグが、プロイセン関税政策に対抗するために共通の関税率を採用して「南ドイツ関税同盟」を結成した。いわゆる中等国家において相互間の反目が激しかつた当時、両国の提携は注目に値するものであつたが、出来上つた同盟は、領域もあまりに狭く、経済的にも弱体であつた。

これに対し、プロイセンの進出がいかに着実であつたかは、ヘッセン・ダルムシュタットが、中南部ドイツに横溢する反プロイセン

的傾向にもかかわらず、数次の商議を重ねた結果、「自國関稅局を維持したままで、關稅率の決定と通商事務に協力者として参加する」という形で、プロイセンとの關稅結合に参加したことに如実に示されている。ランケによつて「ドイツ商業史上において永遠に一時期を画したものと思われる」と評されているこの關稅條約が締結されたのは二月十四日のことであった。

この間オーストリアも、二つの關稅同盟に対してなんらかの防衛手段を講ずる必要に迫られていた。このときメーテルニヒの傀儡として活躍したのが、プロイセンの關稅法を自國の商工業に大打撃を与えるものとして敵視していたザクセン王国で、九月二十四日には

この国を中心として、ハノーヴェル、ブラウンシュヴァイク、ヘッセン・カッセル、ナッサウ、オルデンブルグ、及びテューリンゲン諸国の大部ならびにブレーメン、フランクフルト両自由市を抱括する「中部ドイツ通商同盟」が成立した。この同盟の目的とするところは、プロイセンに対する商議上有利な地位を維持すること、及び二つの關稅同盟の間に割り込んでオーストリアのために北海に至る通商路を確保することであった。したがつて、加盟諸国にはいづれの關稅同盟にも加入しないことが義務づけられた。

当時の政治的分裂状態を反映して、關稅線の統一という問題も当初三同盟の分立という方向に進んだ。しかし、ヘッセン・カッセル出身の藏相フォン・モツツを中心として進められたプロイセンの三同盟合同策は、早くも翌二九年五月、両關稅同盟の間に結ばれた通常条約に実を結び、さらに三一年八月にヘッセン・カッセルをプロイセン側に加盟させるに至つて完全な成功を収めた。これによつ

て、東西に分断されていたプロイセンとの關稅線は一つに結ばれ、逆に中部ドイツ通商同盟は南北に二分されて崩壊の危機を招いた。大勢の帰するところはもはや明らかであり、三三年三月、ベルリンにおいてプロイセン＝ヘッセン、及び南ドイツの両關稅同盟の合同に関する条約が調印され、続いてザクセンがこれに加わり、五月には、この間密接な一致行動を採つていたテューリンゲン諸国がこれに倣つて三同盟鼎立の状態は終り、ここにプロイセンを中心とした「ドイツ關稅同盟」が成立したのである。

一八三四年一月一日、約四〇万平方糠の面積と二、三五〇万人の人口をもつ一八カ国を抱括して正式に発足したドイツ關稅同盟は、ドイツにとって最初の統一的かつ強力な關稅障壁に囲まれた経済圏を創り出した。外国商品との競争から適当に保護された工業はしだいに繁栄し、複雑な内國關稅から解放された参加諸国間の通商は急速に発展した。かかる時期にあって、三五年ニュルンベルク＝フルト間にドイツ最初の鉄道が着工され、三八年ペルリン＝ポツダム間の鉄道が完成して、ドイツは急速に鉄と石炭の時代に突入してゆくのである。

關稅同盟自体も成立に続く数年間に、三五年バーデンとナッサウ、三六年フランクフルト、三八年ヴァルデック、四一二年ブラウンシュヴァイクとルセンブルク等々の諸国の参加を得た。さらに五四四年には、三六年以來「低部ドイツ租稅同盟」を結成して別行動をとつていたハノーヴェル、オルデンブルク、ブラウンシュヴァイク及びシャウンブルク・リップペの四カ国を吸収して、ハンザ三都市

のほか二、三の小邦を除いた非オーストリア領ドイツ全土を統一した大同盟に発展した。この間、牧歌的な農業国の段階で足ふみしていたオーストリアだけは、幾度か妨害を試みながら終始これに参加せず、結局傍観者の態度を守らざるを得なかつた。

「逝く年の時後の鐘の響とともに城門は開かれ、長い列をつくった荷車が開放された国土の中を進み、遙か彼方よりケーニヒグレーツの戦場の雄叫びがはやくも轟いてきた」とプロイセンの愛国史家トライチニケが述べているように、一八三四年のドイツ関税同盟は、当時のプロイセン当局の意図如何にかわらず、後の小ドイツ主義に基く帝国建設の前提となるべきものであつた。

次にノルウェー・スエーデンの自由貿易地域についてであるが、十九世紀末葉に起つたノルウェー人の独立運動は、単に觀念的な國民主義によるものではなく、ノルウェーの産業の發展に負うところが大きいのである。ノルウェーの經濟復興は、一八四二年の幣貨改正を機として躍進していく。一八四八年にはノルウェー銀行（一八一八年設立）のほかに、最初の民間銀行たるクリスティア信用銀行も設置され、金融面も漸く活発となつた。そしてフレデリック・スタンダング首相の時代になるとノルウェーの經濟發展は、加速的となつた。政府は、一八四八年以來、道路の整備に努め、また一八五一年以来、鉄道の敷設が始められた。一八五五年には電報も開始され、また民間の諸産業がイギリスを手本として一齊に初声を上げ、着々と發展していったのであった。このことはスエーデンとの「同君連合」を解くこととなり、同盟關係にあつた自由貿易地域としての一貫性も喪失していくこととなつたのである。

一つの国家もしくは國家連合の下で、「統治」という觀点からみた場合、内國的もしくは諸国からなる共同市場において諸種の関税法を適用することは有利なようにもみえるが、セルビア——ブルガリア間の自由貿易地域を設定せんとする計画が國際法的意味での関税同盟なしに成立しうるものでなく、それと共に現有の最惠国としての特權と義務、そして自由を何等確保しうものとはならなかつたのは自明の理である。従つてセルビア——ブルガリア自由貿易地域は単に計画としてだけであり、第二次世界大戦の終りに至るまで何等の関心を惹く徵候も見出されなかつたのである。その点ガット条約において突然自由貿易地域問題が再燃されだしたのは予測されたにせよまったく驚くべきことであった。関税と貿易に関する国際協定にたいする最初の提案をなし、その論争点を解明し、更にハバナ憲章やガット条約へと導いたアメリカの提案した方法は例外法規としての関税同盟にたいしてだけ予見されたものなのであつた。いわゆる一九四六年のロンドン草案、同じく一九四九年のニューヨーク草案、更にはジュネーブ草案が同一の趣旨の下に起草されたものであつた。一九四七年十一月二十一日から一九四八年四月二十四日までハバナで開催された最終条約会議においてはじめて自由貿易地域の概念が定立され、かつて一度も効力を発したことのなかつた案件がハバナ憲章及びガットによって陽の目をみることができた訳である。

第二章におけるラテン・アメリカ自由貿易地域計画は北アメリカ、特にUSAの各州の統一形態にその範をおき、早急に「統合」を実現せんと志向する計画が数年前になつて漸く具体化されたの

である。一九五一年設立の国家連合経済委員会 (Wirtschaftskommission für Lateinameika der Vereinten Nationen (ECLA))

が、とくに四大強国 (アルゼンチン、チリ、ブラジル、ウルグアイ) を中心として、ラテン・アメリカ全域にわたる自由交易圏を確立せんと働きかけたのである。それらが大戦前のブロック化またはアウタルキー的性格を排斥するのは当然なことである。その具体的な姿が一九六〇年のラテン・アメリカ経済連合に関する条約 (グアテマラ、サルヴァドル、ホンジュラス)、中南米自由貿易地域協定 (アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ) の設定によってあらわれるに至った。すなわち、これらの条約ならびに協定は全米州機構にたいするラテン・アメリカ国家連合経済委員会 (ECLA) の立場が関係各国に大きな影響を及ぼしているからなのである。ということは否定できない。

第三章の内容は、われわれが周知の EEC と EFTA について、それを結合する場合に派生するであろう諸問題ならびに、両機関の総体的相互依存性の問題をとりあげ、それと関連して、多くの読者が関心を抱くであろう「経済統合」の本質を何處におくかを考察するものであった。それと平行して OEEC に関する論議も、詳細にわたって言及し、巻末には多くの著書や、文書・資料が掲載してある、さて、自由貿易地域関係の経済政策上の諸文書によつて明らかとなるその課題は自由貿易地域のもつ特殊な問題性を理解するために必要欠くべからざるものである。とくにこれらの資料を通じて、歴史的要素を出来得る限り問題意識的にとりあつかわねばならないと主張する。すなわち著者は本問題にたいして、徹底的に歴

史認識の重要性を説いているのである。

第四章は自由貿易地域の一般的要素、とくに貿易上の重要なセクターを占める関税及び数量制限の問題の究明を行なつてゐる。更に自由貿易地域加盟問題、発展の限界などについて、歴史的要素との接点を何處に見出そうかと努めている。総括的にいって本書は、その各部分において歴史的分野、分析的分野に一貫性を具備していることにある。とくに最後の章において、重要な部分にたいし広範な考慮を必要とする場合でも、少なからず、別の章や節においてその史的描写がなされているという理由でしばしば消略された部分があるが、そこにこそ理論分析と歴史認識を結合する面があるのであり、唯両者を併立させたにすぎないのは本書の突込みをややもすると浅いものにした最大の原因があると考えられる。

「経済統合」に関する問題提起としてこの論文はわれわれに多くの示唆を与えてゐることは看過することはできない。しかも、EEC と EFTA 間の架橋に関して本書ほど史的背景からのアプローチを試み、その可能性を吟味しているものも数少ない。この点に本書の特質があり、種々なデーターを非常に丹念に採用し、それを整理している点でも高く評価してよいであろう。またヤコブ・バインナー、ジャニース・ホーマルス、ジグールト・グリーフなどの説を積極的にとり入れこの書の内容を一層幅の広いものとしていることは見逃せないであろう。かくして「経済統合」に関する一つの方向を与えているということで興味深い点もあるが、国家内国家間の関税同盟、自由貿易の成立をもつて、民族国家成立後の国家間自由貿易地域の設定やガットなどと同一視で評価することが妥当であるか否かは、

なお今後の検討をまつべきものであろうし、後進地域と先進地域、先進地域諸国間、後進地域諸国間におけるこれらの問題を如何にするかも今後問題として残されるのではなかろうか。

ジョン・P・ミラー編

「競争・カルテル
およびその規制」

赤沢昭三

〈東北学院大学〉

Competition Cartels and Their Regulation, edited by John Perry Miller, North-Holland Publishing Company, Amsterdam, 1962.
pp. 428

第一章 「経済的目標と競争の役割」

本論文は競争政策を支持する本書の執筆者を代表して、編者ミラーが、競争政策の根本的目的を論じ、政策推進の前途にある問題を指摘するとともに、本書の意義を説く小論であり、いわば本書の序論である。

はしがき

本書はアムステルダムから出版された「産業経済学研究叢書」の一冊で、エール大学のJ・P・ミラー教授が編纂したものである。内容は十章から成り立ち、ミラーのほかに欧米諸国から九名の学者らが寄稿している。叢書の目的は産業経済学の分野における各国の経験と知識の交流をはかり、国際的協力のもとに本研究を発展させようというもので、本書もまたそのような目的のもとに編纂されたものであるが、各章の間には必ずしも有機的関係ないし体系がある。

わけではないし、執筆者もそれぞれ違うので、ここでは第一章から第四章までをそれぞれ独立の論文として紹介し、他は与えられた紙数の関係上割愛させていただくことにする。なお第五章以下はその表題と執筆者だけを文末に附記しておく。

I

あるというものである。これはいさか古典的な競争弁護論であるが、ミラーは現代資本主義国における政府の経済的役割を軽視したわけではない。社会政策は市場の非人格的強制の苛酷さを緩和し、貨幣・財政々策は有効需要水準の操作手段として民間投資のイニシアティヴを制約し、政府自身時にはイノベーターとして登場し、保健衛生の見地から市場に介入するなど、直接、間接に国家の経済に対する役割を益々増大しつつあるのを認めることにミラーは少しもやぶさかではない。にもかかわらず、自由経済を原則とする国では、競争を有効ならしめる政策に基本的信頼をおかなければならぬことを力説するのである。そして競争が分権化と経済的進歩を両立させながら奉仕するためには、従来のモデル分析だけでは不十分であるとして、市場構造の経済的効果分析のために、種々の経験的比較研究の必要を説くのである。(pp. 1-6)。

II

第二章「経済発展における競争と独占の役割」

本章は米国デューク大学のJ·J·スペングラー教授が書いた論文で、表題の示すごとく経済成長と市場構造の関係を論じたものである。内容は独創的というよりも、従来の理論的・実証的研究の成果を整理して、将来の発展の足場を提供しようとする意図で書かれた労作であり、そのことは章末にある一三四に及ぶ膨大な文献参照の註を見ても十分に伺えるところである。

本研究に関する彼の方法は、経済成長と競争を直接に関係づけることなく、それぞれを直接に規定する要因、すなわち経済成長の主

要因として技術的進歩、資本蓄積、生産要素の流動性。市場構造の条件として企業形態、企業規模、経済力集中をあげて、両方から一つづつ取出して組合わせ、その関係を効果分析してから、最後に全部を総合して、市場構造（競争・独占）の経済成長に対する役割を判断するという手法である。さらに彼は先進国と後進国の各々において以上の関係を分析している。

(1) 経済成長を決定する主要因

これは大別して三つの範疇がある。(a) 直接的・連続的要因 (b) 接的・非連続的要因 (c) (a) (b) を媒介として働く間接的要因。(a) に属するものは(1)技術的進歩 (2)資本蓄積。(b) に該当するものは資源の能率的配分を容易ならしめる要素移動性。(c) は企業を制約する制度的・政治的・政策的条件である。

(2) 市場構造

市場構造の基本的形態を示す概念は、競争とか独占とかであるが、スペングラーはこれについて論評する。アダム・スミスから一九三〇年代まで、競争はほとんど一貫して支持され、その間に競争概念は理論的モデルとして益々精緻化されてきたにもかかわらず、競争の経済効果分析はもっぱら静態経済を前提にしてなされた。シミュベーターに至って、やっと競争と独占は動態経済において分析評価されるようになり、独占の弁護すら行われることになったが、競争と独占の概念そのものは、依然として現実性のない抽象的モデルから脱却しえなかつた。一九四〇年代になって有効競争論が活発になり出してからやつと競争の概念も現実的定義を与えられるようになつた。その業績は重要であるとして、スペングラー自身も

それにもとづいて次のように競争を定義する。企業は(1)加入が制限されず自由である。(2)外的制限がなく生産量を意のままにできる。(3)独立で、長期的価格に重大な影響を与えることができない。

この条件が三つそろえば競争は十分に有効であると教授はいう。だからここでは産業内の企業数とか、利潤の高さとかは、競争の存否の決定的条件ではない。

次にスペングラーは市場構造の特徴を示す企業の組織形体と規模について述べる。

(1) 市場構造を特徴づけるものに企業の組織形態がある。後進国の企業は多くが零細で、手工業や家内工業の生産方法に頼る個人企

業や組合企業であるのに対して、先進国では、企業はほとんど株式会

社である。後進国も経済発展に応じて、株式会社も次第に発達するだろうが、現在のところそこはなっていない。スペングラーはその理由として次の三点をあげる。(1)経済と市場が狭隘である。(2)重工業部門が国民経済の中で相対的に小さい。(3)大規模経営に必要な要素(資本・熟練經營)が不足している。しかし民間企業の資本蓄積と産業発展には、株式会社が最適であるが、費用や危険のために民間企業の活動をどうしても期待できない重要産業の開発には次のような代案があるとして、スペングラーは四つの企業体をあげる。第一は財務管理を国家が行なう企業、第二は普通の株式会社の資本の一部又は全部を国家が投下するもの、第三は公債による借入と内部蓄積で経営する公社、第四は国家が民間会社の価格と労働条件に干渉する方式。教授は①②③は理論上はともかく、実際には規則と規制にしばられて能率の悪化とコスト高を招く官僚的弊害があると

し、④も経験上満足な結果を得られなかつたといってどれにも悲観的であるが、比較的有効なのは②と③の形態であるとしている。

(四) 企業規模と競争

スペングラーの定義でも述べたように、ここでは産業内に小企業が多数あることが競争の決定的証明とはされないのである。他方、大規模とか経済力の高度集中とかもそれだけでは競争の否定を意味しない。それらは経済ないし市場の広さ、外国産業との競争関係、産業への新加入の自由の程度、研究機関への接近の機会などとの関連において判断されなければならないとし、ここで競争的とか独占的とかいう概念は相対的なものであることを示している。

(三) 後進国経済の特徴と企業活動

スペングラーは経済成長に対する市場構造の効果を後進国について分析するために、後進国の経済を特徴づけている環境的諸条件を明らかにする。彼は一般的条件、資本、労働、土地—天然資源、技術、企業の源泉、社会的条件、市場状況の八方面から、先進国との比較において、後進国の企業を取巻く環境の基本的特色を推論し、次のように述べている。(1) 後進国は需給の低い弾力性や企業家の保守性の関係から、競争の作用が弱い。(2) 国家の経済的役割が比較的大きい。(3) 不熟練労働を補完する生産要素がかなり不足している。(4) 民間企業による社会資本の負担が重く、しかもそれは消費者に転嫁される傾向がある。

(四) 経済成長要因と市場構造

この問題の研究には経験的な比較研究法が一番手つとり早くて簡単なようだが、適切なデーターの不足と、競争度の測定の問題など

から実際には困難であるとして、前述のように、スペングラーは間接的分析法に訴えるわけである。彼は成長要因を重要性に応じて、技術的進歩、資本形成、要素可動性と列記して、その各々に対する市場構造の効果を分析する。

(1) 技術的進歩と企業規模

この関係を見るために、彼は技術的進歩として概念されている事柄を次の五つの段階ないし活動に分解して、その各々に対する企業規模の効果をしらべる。(a)科学的知識の蓄積に資する基礎研究。(b)新しい創造と改良としての発明。(c)イノベーション。(d)イノベーションのための財政。(e)イノベーションとその成果の一般的波及。スペングラーは以上の五段階について、研究と開発のための支出、特許権などに関する統計を検討し、そこから民間企業の成果を推論する。①企業の大規模は技術進歩の必然的前提でもないし、指標でもない。②しかし費用と危険負担の関係から、臨界的最低規模は必要である。③大企業が支配的なのは停滞的産業よりも動態的産業においてである。④イノベーションに対する文化的抵抗に対処し、投資家の偏見を克服する能力において大企業は比較的まさっている。以上の点から、教授は技術的進歩に対する貢献は、小企業よりも大企業がどちらかというとすぐれていると論じている。かといって中小企業がイノベーションその他の点で技術進歩に全く無力であるわけではない。①企業心が旺盛で、②基礎研究を政府が援助し、③独立の研究機関を容易に利用することができ、④信用機関が確立されれば、小企業でも十分に成果をあげられるとスペングラーは強調する。

イノベーションが経済発展にどれほど効果があるかは、その利用の波及度、すなわち模倣による普及の速度にかかっている。模倣にも一定の技術的・人的条件がなければならないが、最初の導入にくらべれば、その必要は小さい。したがって小規模企業でも割と容易にできるし、新設企業はもともと有利である。しかしこの可能性が実現されるか否かは、企業のリーダーシップの能力にかかるといふとスペングラーはいう。要するにこれには内的・外的条件あるとして、内的条件としては①経営者の進歩性、②遊休資源利用の圧力、③企業規模、の三つ、外的条件としては①コストと販売面での競争の圧力、②イノベーションに接近する機会、の二条件をあげている。

(2) 競争と資本形成

比較静学では伝統的な意味での競争が不完全であれば、資源の最適利用が妨げられ、総生産も理想的水準に及ばないので、資本形成は可能水準を下まわることになる。しかしこの静態経済的前提をとれば、いわゆる競争の不完全要素（独占・寡占）は資本形成との関係で全く別の評価を受ける。その主張はこうである。第一に、不完全要素なしし独占力は、当該企業に独占利潤をもたらし、これが国民所得分配の不平等化を通じて、平均貯蓄性向を高め、資本供給を増大する。第二に独占力は企業に安全性を保証するから、従来、費用と危険の関係でできなかつた新投資を助長する。それ故独占は資本形成に比較的有利であるというものである。これに対してスペングラーは、伝統的意味での競争の不完全性（生産ないし供給の不足）は、作為的な独占（制限行為）よつて人為的にもたらされること

もあるが、経済成長過程に自生的に生ずるボトルネックとして現わされることもあるから、両者は区別されなければならないとし、後者は次にのべる要素流動性が与えられれば、資本形成には有利であるという。しかし前者も、それが一時的なものであるかぎり資本形成を助長すること、殊に該企業が成長産業の生産要素でなくて、不急の消費財とか、高級品を専門に生産する企業である場合には、その独占力による超過利潤は、再分配効果を媒介として、資本形成に貢献することができること、特に後進国の資本不足に対処する方法として重要であることを指摘する。しかし独占力を与えられた企業が、投資機会に恵まれないと、労働組合に利潤を侵触されるとか、長期的に生産拡張の意志がないとかの場合には、独占が永続化し、資本形成に悪影響を及ぼすから、これは望ましくないとする。結局スベングラーは、資本形成の見地から、一時的独占を受入れ、永続的独占をしりぞけるのである。

(iv) 要素可動性と競争

要素可動性が経済成長要因として重視される根拠は二つある。一つは比較静学の分析が示すように、資源の最適利用なし配分可能にし、短期的に資本形成を極大ならしめる条件は生産要素の移動性にある。第二に、スベングラーによれば、経済発展は需要・供給関係における変化から生ずる能動的部門での発展と、能動部門で先行する変化への調整なし適応として受動的部門に生ずる発展の二種からなるが、全体としての経済発展の速度は、能動的部門に対する受動的部門の調整の速さにかかる。能動部門で技術革新と生産拡張があれば、他部門はそれに調整して発展しなければならぬ

いが、それを可能にする条件は、一方の余剰資本と技術改良を、他方の拡張中の産業又は部門に速やかに供給ないし導入することである。要するに競争と要素移動性との間には、静態的にも、動態的にも極めて積極的な関係があり、移動性は競争によって一層促進されるとしている。

(2) 間接的要因と競争

産業統制と経済の意志決定が高度に集中している国では、それが圧力団体の作用を通じて、政治や政策に影響し、経済成長にとって好ましくない効果を間接要因にもたらすおそれがあるので、高度の経済力集中や制限的慣行は避けた方がよいというのがスベングラーの見解である。(pp. 7~58)

III

第三章「競争の統制に代る政策—欧州のカルテル法とカルテル規制の輪郭—」

この論文はコペンハーゲン大学の William Boisserup と Uffe Schleichtkrull の共同執筆である。冒頭には一九三〇年ロンドンで開催された第二十六回国際議員連盟会議の決議文の一部が引用されているが、それはカルテルに対して弊害規制なし濫用防止の立場から、登録制審査のための特別委員会の設置、司法的措置などを規定したカルテル規制法の制定を加盟各國政府に勧告したものである。

ところでカルテルに対しては三つの基本的態度がありうる。第一はカルテルは経済上必然の現象とみて、契約の自由を口実にそれを

放任又は是認するか、それを悪と見て社会化を主張するものである。第二はカルテルを経済的必然として諦観せず、当然違法の立場から、原則的かつ広範にカルテルを禁止する態度である。そして第三はカルテルを本来的に悪と見ないが、公益に照らして有害な効果あるものを禁止するという濫用防止ないし弊害規制の立場である。

歐州諸国の大戦前に對する態度をみると、今大戦前は若干の例外を除いて、大勢は第一の立場に留っていた。つまり各国は独占やカルテルに対して一般に寛大で、弊害規制には全く消極的、そして時にはこれを積極的に擁護してきたのである。したがって各国経済には、ほとんどすべての生産・配給の分野にカルテルの網がはりめぐらされていたのである。このような状況の真只中に、ロンドン決議のようなものが成立したことは、たとえそれが時期的には米国のシャーマン法よりも四十年も遅れていたとしても、歐州にとっては画期的意義をもつものであることは本論文の指摘をまつまでもないところである。さらに戦前には例外的にしか存在しなかつたカルテル規制法が今大戦後、英國をはじめ北欧諸国、西ドイツ、オランダ、ベルギー、オーストリア、フランスなどで相繼いで制定されたが、その大部分は、ロンドン決議にもられた基本原理と実施手段の勧告に合致するものであることに着目する論文の執筆者は、ロンドン決議の影響がいかに広範かつ遠大なるかを思い、この決議の意義を一段と力説するわけである。冒頭に引用した理由はそこにある。かくて彼らは歐州各の立法に本決議の骨子がいかに適用され、そこで運用されているかを実証的に分析する。

(一) 「統制と干渉の原理」および「公開の原理」

まず彼らは決議の中に二つの原理を見出す。その第一は「統制と干渉の原理」であり、第二は「公開の原理」である。前者はカルテルを当然違法とせず、弊害規制主義に立つことを意味する。後者は第一の原理を補完する原理で、カルテルを公衆に明らかにすることによって、その乱用を未然に防止しようとするものである。またカルテル規制の基礎資料の確保を目的とするものもある。また本決議には「公開の原理」の実施方法として、カルテルの届出と登録制、登録と統制のための機関の設置、乱用に対する司法的措置、規制機関としてのカルテル委員会、主務官庁、司法当局の役割と権限に関する勧告も含まれていることは前述の通りである。論文はこれらの基本原理、実施方法、規制機関に関する提案が戦後の歐州諸国の大戦後立法と政策にどのように反映しているかを検証するため、ノルウェーの価格法（一九五三）、デンマークの独占規制法（一九五五）、スエーデンの制限的慣行規制法（一九五三）、オランダの経済競争法（一九五六）、フランスの価格条令（一九四五）、イギリスの制限的慣行法（一九五六）、オーストリアのカルテル法（一九五一）、その他について調べた結果は、実施の手段方法に関して若干の相違はあるとしても、基本原理の立場は一致して受け入れられていることが分かるという。すなわち「公開」（殊に届出と登録）の義務は、民間の一切のカルテルに適用されること、公益に反する民間のカルテルはすべて干渉と禁止の対象になることの二点がそれである。そこで問題になるのは公益の概念であるが、論文は、歐州諸国の大戦後立法では公益に有害な効果をもたらすカルテルなるも

のをどのように規定しているかを見る。これは次の三点である。(1)価格形成への影響 (2)自由加入と取引機会均等に対する制限 (3)經濟的進歩の動因の阻害。

(1) 第一に価格形成への影響であるが、このような効果をもつカルテルをすべて公共の利益に反するとみるか否かについて各国の態度は必ずしも一致していない。価格協定その他価格に影響する競争制限がいかなる場合に公益に反するかは、裁判所の判断にまかされているのが普通である。ただし、ある種の価格協定については、公益に反するものとして、前以て禁止または無効が法文に明記されている。その代表的なのが、(1)強制的再販売価格 (2)入札カルテルの二つである。前者の禁止規定は、デンマーク、スエーデン、ノルウェー、フランス、西独、英國、アイルランドの諸国に見られる。オランダには特別の禁止規定がない。後者については、各国ともそれを禁止する特別条項ではなく、「公開の原理」と「統制と干渉の原理」で一般的規制を行っているという。

(2) 取引への加入の自由と機会の平等については、契約（カルテル）の自由と、加入の自由を、自由の範疇内でいかに両立させるかが問題である。フランス、スエーデン、デンマーク、アイルランド、ノルウェーの法律では加入の自由の規定がある。オランダは特別の条項をもたないが、司法当局は事実上、営業と市場参加の自由は当然認められなければならないとの基本的見解をとり、加入制限は特別の場合を除いて許さるべきではないとの態度をとっている。

(3) 経済的進歩の動因に対するカルテルの影響については、従来全く対照的な二つの見解がある。一つは自由競争こそ經濟的進歩の

最良の環境であり、独占やカルテルは競争を無力化して發展のインセンティヴをなくし、進歩の速度を停滞させ、独占利潤を生産者にもたらすだけで消費者には何の利益にもならないという見解である。これに対しても一方の見解は、新発明の最も重要なインセンティヴは、研究心を別とすれば特許権への期待であるが、この権利は一時的独占を認めていること、発明は実験を必要とするが、それには巨額の資本を要すること、しかもそれは金融市場で調達するのが困難なので、企業の自己資金でまかなわなければならないことなどからして、技術進歩には、財政力のある大企業の活動にまたなければならぬし、そのためにはある程度の経済力集中と、競争の緩和を可能にする共同行為もやむを得ないと見る。このような推論は、「カルテル、トラストその他類似の結合は經濟生活の自然現象であつて、これを全面的に否定することはできない」とするロンドン決議の立場と一脈通じるものであることを著者も認めるが、独占やカルテルの故意の制限による弊害もあることを忘れてはならないといふ。すなわちそれらは、独占的利益のために技術的改良を抑圧したり遅滞させたりするし、経済力の強大な企業は、その目的のために特許権を悪用する場合も少くない。そこで各国の特許法では、新発明の抑圧防止の方法として、ある期間を定め、その間に特許が実用化されない時には、有効期間内でも、ライセンスの発行を強制したり、特許の無効を宣告する権限を特許局に保留している。そのほか各国では、こうした事態は大概特許局の注目をひくから、殊に「統制と干渉の原理」に立つ国では、そうした制限慣行を放置しておく筈はなく、早速調査して公表されるだろうと著者はのべている。か

くして著者は、経済的進歩に対するカルテルの功罪は、特許法とロンドン決議の原理によって何とか処理されているのが欧州諸国の現状であるとしている。

最後に著者は、ロンドン決議は国際カルテルとトラストの規制についても提案していることを指摘する。この提案内容は、統制の機関が国際機構に属する以外は、基本原理、実施方法について、前述したものと殆ど違はない。著者はこの勧告の核心も、戦後の国際活動に影響し、一九四八年のハヴァナ憲章とか、欧州石炭・鉄鋼共同体、欧州経済共同体の各条約に移植されていることを附記している。(pp. 59~113)

IV

第四章 「制限的慣行」

戦前、英國の独占やカルテルに対する態度は一般に寛容で、時には擁護的でもあった。もっとも古い慣習法では、制限的慣行に対しても強い否定的態度が示されているが、これは元來封建的特権に対して営業の自由を主張したもので、資本主義経済の産物である独占・カルテルの趨勢に対しても實際上ほとんど制約にならなかつたことは周知の事実である。戦後英國は他の歐州諸国にさきがけて、一九四八年に「独占及び制限的慣行(調査・規制)法」を制定した。また一九五六にはこれを改めて「制限的慣行法(略称)」とした。前者は事実の調査のための機関として独占及び制限的慣行委員会を設置し、調査の結果判明した弊害の処理に関して、関係官庁の権限を定めたもの、後者は独占的行為規制のために協定の登録制と特別裁

判所による司法的審査を規定したものである。この二法の立法化は、戦前にくらべれば、制限的慣行規制の方向に画期的前進を示したものというべきである。しかし経験主義を重んじる英國では、一九五六年法においても、当然違法の立場をとらず、濫用防止主義ないし弊害規制主義の立場を守っている。つまり独占やカルテルを原則的に禁止しないで、公益を害するものだけを禁止するという規制法である。また戦後英國は、カルテル規制に一步も二歩も前進したといつても、戦前の寛容的・擁護的主張が清算されたことを意味していない。制限的慣行裁判所の態度を含めて、各界において、価格カルテルその他大部分の制限的慣行を特別の理由の下に弁護し、現行法でも合法であるとして積極的に擁護する意見がかなり有力である。

そこで本章の著者 T・ウィルソン教授(グラスゴウ大学)は、英國における制限的慣行の効果を分析して、擁護論の根拠を批判するとともに、そのようなあいまいな解釈の余地を残す一九五六年法の基本的立場そのものの転換を示唆している。教授が現在有力な弁護論の論拠として取上げるのは左の通りである。

- (1)殺人的競争の回避 (2)品質の維持・改良 (3)多角経営、研究と開発の資金確保 (4)産業投資の計画化 (5)雇用の維持と拡大 (6)輸出助長と産業保護 (7)対抗力 (8)産業の過度集中の抑制

(1)は斜陽産業と資本費の割合が大きい成長産業のどちらからも主張されているが、ウィルソン教授は、前者については衰退が必然的であるならば、価格協定や生産割当は経済的に非能率であり、過剰生産能力を縮減していくには価格競争がやはり最適であるとする。

後者については、価格競争の結果若干の企業が破産しても、その資産は新企業か旧競争企業に引継がれて活用されるのが普通なのだから、将来の必要にそなえて不況時の一時的過剰にはカルテルが不可欠だという弁護論は必ずしも成立たないと批判する。

(2)は価格競争を協定で停止すれば、企業はその他の面で一段と消費者に益する努力をするという積極的利益と、さもない悪化のおそれあるものを、カルテルによって品質保全を可能にするという消極的利益を確保するためとして主張されている。これに対してウィルソン教授は、殺人的競争は価格にのみ限定されないこと、寡占市場では協定がなくとも品質競争がおこなわれていることなどを指摘してから、消費者は品質は劣るが安い旧製品と、品質はまさるが高い新製品の間に何故選択の自由をもちえないかと反論する。またカルテルがないと品質の悪化や消費者に危害をもたらすおそれありとする消極的利益論に対しても、制限的慣行がなくともそのような弊害を伴わない産業が多くあること、製品のメーカーからの直接の買手は消費者ではなく、多くは専門のバイヤーであることなどの理由をあげて、余り説得性がない議論だとしている。

(3)は結局差別行為の共同実施を弁護するものである。その一つは既存製品の価格は、別の製品の研究と開発のために高く維持されるべきだというもので、つまり一方の製品の価格をカルテルで維持して、その余分の利潤で他の製品のコストをまかなうという議論である。これに対して著者は、必要な資金は外部からでも得られないわけではないし、ある商品の発展のために、別の商品の需要者に余計な負担をかけるのは不公平ではないかと反論する。さらに教授は、

英國ではカルテルを研究資金確保の手段として強調する傾向があるにもかかわらず、企業の研究支出は比較的小さく、実際にはカルテルが有能企業の成長を拘束し、ひいては産業全体の発展をおくらせていることに言及し、研究と開発の資金確保、およびその成果の保護には、金融手段の改善、特許制度の活用など、カルテル以外の方法が望ましいとする。

(4)は企業が互いに秘密を分ち合うためと、投資を産業全体として計画的に行なうために価格協定が必要条件であるという意見である。これに対してウィルソンは、カルテルだけで進歩的企業を説得することは困難だとし、秘密の交換にはむしろ特許プールの形成と、その有効な運営の方がすぐれていると述べる。また産業の計画的投資については、価格協定や生産割当の場合と同じく、能率的企業の潜在的成长力を阻害するおそれがあるから、それをカルテルの十分な理由にはできないとする。さらに投資の追加的単位の規模が大きいことを理由とする弁護に対しても、むしろ規模の小さいことを制限的協定の口実とする議論もあることをもって反論する。

(5)は雇用の観点から主張される。これに対して教授はいう。制限慣行が完全雇用に必ず貢献するという条件はあるか。第一に、カルテルで輸入制限ができれば、輸入品と競争関係にある産業の雇用は有利かもしれないが、経済全体に対する効果はそうなるとはかぎらない。第二に制限が有能な成長企業を制約すれば、内外の需要は減り、雇用にも影響する。第三に競争の結果、能率の高い企業での雇用拡大とその他の企業での雇用縮小の差としての摩擦的失業を完全雇用政策と両立しないと見るのは妥当でない。以上の理由から教授

は雇用維持を口実とするカルテル弁護論をしりぞける。

(6)は輸出振興と国内産業保護の立場から主張される。まず輸出の点からいうと、教授は海外での入札が国家独占貿易のように完全な共同歩調をとれれば別だが、かりにそれが可能だとしても、国際主義に照らして望ましくないし、輸出の能力を契約力だけで判断するのは早計で、協定が産業の一般的能率に与える影響を差引けば、そのような楽観はできないとする。また協定がないと競争の結果海外の事務所が閉鎖され、現地との交流を失うおそれがあるとの心配に対して、それは全く外交上の問題で、カルテル弁護としては見当違いであるとウィルソン教授は批判する。次に輸入制限協定の弁護に対しても、産業保護の是非の判断は、当該産業だけに委ねるべきでなく、国家の立場から国家によってなされなければならないとして、この主張を軽くしりぞける。

(7)は対抗力に関する主張されるカルテル弁護論である。これは一つは、さもなければ有害であるカルテルも、産業の取引相手が強大な契約力をもつ場合にはそれほど有害にならないという議論と、市場支配力の大きい取引相手にはカルテルをもって対抗すべきであるという議論からなる。これに対する教授は、このカルテル弁護論は、強大な契約力を持つ取引者はつねに公益に反するという暗黙の前提に立っているのだから、むしろカルテル擁護でなく、強力な反独占論の形をとるべきであるとし、一九五六年法が自然独占を除いて、強大な企業の進出を阻止するようになれば、その要求に答えることになると述べている。

(8)は制限慣行がないと経済力集中が促進されて好ましくないと

う意見である。集中の過程は一般に二つ考えられる。一つは能率のすぐれた企業の成長の結果起る。他は合併によって促進されるものである。ウィルソンは、前者は規模経済の観点からだけでなく、成長企業を中心とする当該産業の発展のために望ましいとする。尚合併による集中化は、カルテル撤去のため企業が利潤を競争から守る目的で合併することが多く、これは望ましくないが、その対策はカルテルではなく、合併阻止の措置と妥当な規模をこえてふくれ上った大企業の分散が適切な政策であるという。またこの弁護論を反ばかりするために、早くからカルテルの当然違法を原則とする米国の産業が、カルテルに寛容だった英國に比してそれ程集中度の差を示していないことは、統計の上から明らかだとしている。

最後の節では、制限的慣行がイノベーションに対しても効果を論じている。教授はまず、カルテルは技術的進歩にそれほど有害でないとするC・F・カーターとB・R・ウイリアムズの見解、およびイノベーションのために制限慣行を積極的に弁護するシニムペーターの見解とに言及した後、技術進歩なしイノベーションに対する制限的慣行の功罪を一概に論じることはできないが、カルテル弁護論が期待する利益のうち、多くのものはその他の政策や制度によって、より少い危険と、より多くの確実さをもつてたらすことができると述べている。また価格協定がなくても、寡占にはプライス・リーダーシップを伴う傾向があるが、そのことは価格カルテルは認の理由にはならないとしている。

ウィルソンは以上のような批判を詳細に展開した後次のように結論する。

① 独占的競争や不完全競争の理論にのみ頼ると、政策論は結局不可知論に陥ってしまう。

② しかし全く経験主義に立って、制限慣行を個々のケースに応じて功罪を判断する弊害規制主義にも懷疑的たひかねられない。手続きが余りに緩慢になる傾向があるからである。

③ かくして原則的禁止は共同的再販売価格維持だけではなく、すべての制限的慣行に適用する方が望ましい。

④ もやろんカルテルに利点がないわけではないが、それは必ずしもカルテルによらなくて、他の手段方法でかなり実現できる。

⑤ どうしてもカルテルが必要な時は、政府の監督下で認めればよい。（強制カルテル）

⑥ ハの立場の単純化（原則的禁止主義）は米国の長年の経験でも有効であり、害の少いことが証明済みである。よって制限的慣行の当然違法主義に賛成であると。（pp. 114～168）

附記 第五章「戦前と戦後におけるカルテルとその規制に関するドイツの経験」執筆者は西独の経済学教授である Fritz Voigt 博士、(pp. 169～213)

第六章「反トラスト政策—米国の経験」執筆者はハーバード大学の J. P. ミラー教授 (pp. 214～262)

第七章「配給における競争と独占の役割—米国における経験」執筆者はカリフ・オルニア大学の Richard H. Holton 氏 (pp. 263～307)

第八章「特許の役割」米国ローネル大学の経済学教授 Alfred Kahn 博士 (pp. 308～346)

第九章「石炭・鉄鋼共同体—競争的市場の原則とその適用」執筆者は同共同体最高機関理事 Richard A. Hamburger 博士 (pp. 347～377)

第十章「共同市場の経済学と政治学」執筆者は欧州経済共同体の Pierre Uri 氏 (pp. 378～412)

(一九六一年九月)

E. ソーメン
「伸縮為替相場・
理論と論争」
裕柴田
<富山大学>

Egon Sohmen, *Flexible Exchange Rates. Theory and Controversy*, 1961, The University of Chicago Press, xiv + 173.

第二次大戦の終り頃に国際通貨基金を設立しようとする決意が為された時、両大戦間に諸国政府を悩ました貨幣的混乱は今後もはや見られないだろうと思われた。だが戦後の国際收支の困難は戦前以上にしばしば諸国政府を苦しめている。ハの認識のもと

E. ソーメン

「伸縮為替相場・

理論と論争」

裕柴田

<富山大学>

に、本書の著者ソーメンはその解決策として各国政府が伸縮為替制度を採用することを提案するのである。いうまでもなく、現在のI・M・Fを中心とする国際金融制度においては為替相場の釘付けが原則である。そして、大多数の理論家ならびに銀行家は伸縮制度に反対である。ソーメンは本書において反対論を逐一とり上げて反論を加え、繰返し伸縮制度の長所を強調し、低開発国を含む各国政府にその採用を勧めるのである。

本書は序論に続いて次の各章から成っている。

第一章 経常勘定と外国為替市場

第二章 伸縮為替相場制度のもとにおける資本移動

第三章 外国為替投機の動機と効果

第四章 先物為替市場

第五章 伸縮為替相場制度のもとにおける所得と雇傭

第六章 通貨価値切下げはインフレーションの原因か？

第七章 釘付け為替相場制度に対する反対論

以上の諸章の次に附録として国際貿易の厚生分析の章ならびに文献目録と索引がある。

第一章は伸縮制度反対論の理論的根拠の一つとされてきた弾力性ペシミズムに対する理論的批判であり、第二章は資本移動が為替相場、信用量、国民所得および交易条件に与える影響の分析である。第三章ならびに第四章は投機が一般的に安定化的作用を持ち得ることの理論的分析ならびに先物市場の理論的分析である。ソーメンは伸縮制度のもとにおける資本移動の利用を最も有効な経済政策の手段と考えるのであるが、この場合に特に先物市場における投機が為

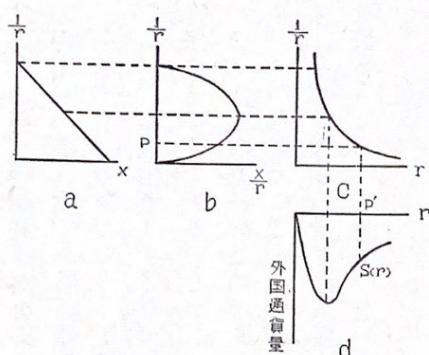
替市場の最大の不安定要因であろうという通論に対する反論がこれらの二つの章におけるソーメンの主張である。ソーメンは投機は、特に貨幣当局が正しい政策をとるならば、先物市場において安定化要因として作用することを主張するのである。第五章では為替相場変動の所得効果が、主としてロールセン・メツラーの現在では古典的な論文を回って議論され、第六章は伸縮性がインフレーションの原因であるという主張が根拠のないものであることが主張される。これらの二つの章は伸縮制度の側面からの擁護の役割を果しているが第七章では釘付け制度を集中的に攻撃することによって逆に伸縮制度の長所を明瞭にさせることをねらっているのである。

本書におけるソーメンの提案は自ら序論で認めていたように独創的なものではない。彼が序論の最後の註にあげているグレーアム、ミンツ、フリードマン、ルツ、ハバラ、ミード等の諸学者の実績に負う所が多いのである。彼の理論的貢献と自負する論点も十分に納得させるものではない。この論点の一つに対する批判はエコノミック・ジャーナル、一九六二年六月に掲載されたA・ラムファラシの本書評に見られる。ラムファラシはソーメンの提案そのものではなく、提案の仕方にも疑問を表しているが私も同意見である。それにもかかわらず本書は魅力的な内容を持っている。それはソーメンが立場の黒が白かをはっきりさせながら、しかも、議論のエレガンシーを無視してまで読者を伸縮制度側にどうでもこうでも引っ張りこもうという、最近には珍らしい筆法にもよるであろうが、伸縮制度そのものが従来のように事のついでに触れておくというわけにはゆかない事態になりつつあることに原因すると思われる。

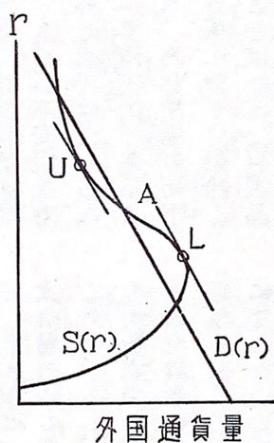
以下、私は本書の第一章、第二章および第七章をできるだけソーメンの主張を分り易くするように紹介した。残された部分、特に先物市場の理論の彼による要約は優れたものであり、これを省略することは、ラムファラシによれば本書の最もすぐれた部分の一つを無視することになるかも知れない。だが、日本においても制度としての伸縮為替相場にほとんど関心が払われていない現状から、私がとりあげた章の紹介だけで、この分野の議論を刺戟するに十分であると思われる。

なお、本書では為替相場制の形容詞として flexible \sim fluctuating もしくは floating という言葉が同じ意味に用いられていることをつけ加えておく。

第1図



第2図



[I]

第一章 経常勘定と外国為替市場。慣用的な簡単化として次の三つの仮定がなされる。(1)二国のみの存在、(2)各國は単一の輸出財を生産する、(3)無限大の供給弾力性がこれである。第三の仮定によって各国の輸出財価格は不变であるが、このことは幾何学的分析を容易にするものである。

財の単位を財の価格が 1 に等しいように選んでおけば外国為替に対する需要曲線は輸入財に対する需要曲線と同じものになる。1a 図では輸出財 X に対する需要がその外国における価格 $1/r$ の函数としてプロットされている。こゝで r は同國貨建の為替相場である。1b 図には総収入 x/r と $1/r$ の関係をあらわす曲線が描かれている。1c 図は $1/r$ を r に変換する曲線をあらわしている。この変換を通じて 1b 図に r と外国為替の供給量の関係が示されるのである。2 図は 1b 図の外国為替供給曲線 $S(r)$ と外国為替需要曲線 $D(r)$ を同時に示したものであるが、 $S(r)$ の L 点はその背後にある外国の輸入需要の弾力性が 1 に等しい点に対応するものであることが 1 図から分る。2 図では L と U の間の区間が外国為替市場が不安定である領域である。というのは、為替切下げが A と U の間の領域では貿易収支の赤字を増し、A と L の間の領域では黒字を減らすからである。

さて、第二次大戦後、多くの経済学者は「弾力性ペシミズム」に襲われて、貿易収支改善の手段としての為替切下げに反対し、さらに進んで伸縮為替相場制度は実行不可能であると信するに到った。

だが、為替市場が不安定である可能性が實際の世界では排除されていることを示すのは容易である。2図でいえば、A点が不安定な均衡点であるが、悲観論者は2図の両曲線がA以外の点では交わらないことを主張するのである。しかし、このことが非現実的であることは次のことから容易に分るのである。すなわち、為替相場の切下げが続き、 r が無限大に近づくものとすれば、外国に対して供給しなければならぬ自国品の量は際限無く増加することになる（自国品価格が変化するとしても価格の上昇率が為替相場の切下げ率より小ならばそうである）。しかし、自国品生産の為の資源は無限ではないのだから、輸入需要が非弾力的である可能性は排除されるのである。現実には商品価格が無限に上昇する時人々が餓くまでその商品の購入を固執し続けることはないであろう。したがって、外国為替供給曲線がどんな形のものであれ（ただし、自國財が外国人にとって超ギッヘン財でないとして）、ある程度の為替切下げが行われた後では安定的な均衡点に達するのである。2図でいえば、A点の上方で両曲線が必らず交わるのであり、また、同様の議論によつて、Aの下方でも両曲線が必らず交わることを証明できるのである。

自由市場は不安定な均衡点から離れようとい、自由に変動する為替相場は不安定な水準にとどまっていることはないものである。弾力性ペシミズムが何らかの根拠を持つとすれば、それは為替相場が法令によって釘付けされている場合である。悲観論は変動為替相場制

度に反対する論拠となることはできない。

需要弾力性は長期においては十分に高いが、短期においては低い為に伸縮為替相場制の円滑な作用が保証されないと主張する者がある。だが、これらの論者は各国における組織化された商品市場、株式市場の間の裁定ならびに外国為替の投機の効果を無視しているのである。もし、長期弾力性が十分に高くて一義的に安定な為替相場の均衡水準の存在を保証するならば、利潤極大を目指す裁定者ならばに投機者の行動は、現実の相場をこの均衡水準に近づけることが期待されるのであり、この為には短期的に不安定であることは障害にならないのである。

第二章 伸縮為替相場制のもとでの資本移動。私的な取引に基く金移動ならびに私的な資本移動がここでの分析の対象であるが、従来この種の資本移動は為替相場が釘付けされていない場合には必然的に予測し難いものであり、偶然的なものであると考えられてきた。だが、このような見解は理論的にも経験的にも支持し難いものである。為替相場が伸縮的である場合には、私的な資本移動の積極的な利用が経済政策の最も有効な手段の一つである、というのが本書の主要テーマの一つなのである。

資本移動が為替市場に与える影響は直線的である。資金の流入は同額の輸出の増加と同じく、外国為替の供給を増すが、為替市場は変動相場制のもとでは安定的でなければならぬから、為替相場は上昇する。資金の流出は逆の効果を持つのである。資本移動はさらにいろんな効果を持つが、それらを貨幣効果、所得効果、交易条件効果に分けて順次考察しよう。

まず、貨幣効果について。釘付け相場制のもとでの資本移動の貨幣効果は金本位制度のもとにおけるそれと同じである。すなわち、中央銀行が一定の相場で外国為替の売買を行う為に銀行預金は金の売買によって生ずると同じように変化するのである。釘付け相場制のもとでは中央当局の不販化政策が容認されている為に金本位制度と異なるかの如き印象を与えていたのであるが、根本的には両制度に相違はないのである。だが、自由変動相場制のもとでは事情が異っている。外国からの資金の流入は商業銀行の法的準備の増加とならない（アメリカの場合がそうである）。銀行の貸付が限度に達している場合には資金流入があつても借用拡張は生じない。だが、法的な準備規制がない場合には商業銀行が外国為替を入取すると預金を拡張させる傾向を生むであろう。為替相場が自由に変動する場合には商業銀行は通常取引の為の手当に必要な最小限度以上に外国為替の手持を増やすことを嫌うので、外国からの資金流入はすべて貿易業者の手に渡ると仮定するのが現実的である。輸入業者をして余分の外国為替を購入させる為には外国通貨の価格は十分に下落しなければならず、為替相場の化変が短期における「トランクスフード問題」を解決するのである。だが、一つの重要な条件がある、長期的には自由為替市場が安定であるとしても、極めて短い短期をとると輸出入の需給はかなり非弾力的だと仮定されねばならない。しかし、このような場合にはいろんな緩衝物が利用できる。少なくとも大きな貿易国の中貨にとつて最も重要なものの一つは、各国における主要商品ならばに株式市場間の裁定である。この種の裁定は費用が少なく機を失せず行われるので極めて短い短期においても外国為替の需

給の彈力性を高める効果を持つのである。著者の考えでは、一九五〇年にカナダが変動相場性を採用して以来カナダドルを極めて安定させた要因の一つはこの種の裁定なのである。

だが、この種の裁定は季節的な要因や、巨額の国際貸借にもとづく大きな攪乱の影響をスムーズにする為には十分ではないと考えられる。この目的の為には外国為替の投機が理想的な役割を果すものであり、一般的な経済政策が適当な環境を作り出すならば投機はその役割を満足に果すことが期待されるのである。著者の信ずる所によれば、中央銀行または政府機関が絶えず為替相場を安定させようと努めても、利潤を求めて行われる私的な資本移動に効果的であることができないことは経験上明らかなのである。著者の主張は資本移動の完全な自由は自由に変動する為替制度が成功する為の必要欠くべからざる条件だということである。

所得効果について。資本移動は所得水準に二つの異った方法で影響を与える。その一つは間接的なものであつて信用量の変化を通じるものであり、他のものは直接的に經常勘定の変化を通じるものである。既述の貨幣効果は前者に関連するものであり、金本位制または釘付け相場制のもとでは第一の型の効果のみが見られる。第二の型の効果は自由変動相場制のもとで見られるものであり、資本流入が貿易業者によつて消化され、同額の輸入を増加させることによつて生ずるものである。資本流入は自由変動相場制ではデフレ的な、そして釘付け相場制のもとではインフレ的な（間接的ではあるが）効果を持つのである。自由変動相場制のもとでは為替相場調整の結果、輸入品価格が下落し、それに伴つて国内商品の価格水準の下落

が期待されるのである。

両制度の持つこのような差異は、資本移動の反作用はどの制度のもとにおける方が望ましいかについて解答を与えるものである。ま

ず、長期資本移動について、長期資本は停滞的な国からそうでない国へ流れるのが通常であるが、資本移動に伴う輸出超過は変動制度のもとにおいてより容易に実現される。釘付け制度のもとでは輸出超過の実現は回り道を通じて行われるのであって、資本輸出国において信用収縮の必要があり、それは有効需要をさらに低める傾向を持つのである。もともと完全雇傭状態のもとでは事情が異なる。変動制度のもとでは信用量は変化しないのだから資本輸出国で金融引締め政策をとらないならばその国内価格は上昇するであろうが、釘付け制度のもとではその貨幣効果が望ましい方向に作用するのである。

次に短期資本移動について、短期資本は概して投機的なものであるが、もし全ての国が為替相場を長期的に安定させる政策をとっているならば、短期資本は一時的に弱くなつた通貨の国に流入する。これらの国ではデフレ政策が必要とされているのであるから、資本流入に伴う輸入超過は極めて望ましいものなのである。だが、一国が為替相場と価格の長期的安定政策をとらないとすれば、この国の通貨が弱くなるや投機資本の流出が起り、それは輸出を誘発し、インフレ傾向をさらに強めるのである。釘付け制度の場合には、投機者が政府の釘付け能力を信頼する限り、投機は安定化効果を持つことになる。投機者が政府の釘付け能力を信頼しない時は投機は不安定化効果を持つが貨幣効果の方は均衡を回復せしめる方向に作

用するのである。結局、長期的な安定を保証するような政策と結びついた自由変動相場制度が最適の組合わせだということになるのである。

最後に交易条件効果について。自由変動相場制のもとでは資本輸出は輸出国の為替相場を切下げることは既述の如くであるが、個々の商品の相対価格にどのような影響を与えるかが次の問題である。為替相場切下げ国が不完全雇傭状態にある場合には交易条件が切下げ国に不利化するであろうことは良く知られたことであるから、完全雇傭状態にある場合が考察の対象となる。

完全雇傭のもとで資本輸出国の為替相場が切下げられ輸出超過を生ずる為には国内支出の減少なしには不可能である。国内支出減少の為の政策としては財政政策と金融政策が主なものであるが時機を失しないという点では後者が有効である。ただし、完全雇傭が維持されるものとすれば、金融政策は利子率の変化によってリアルな所得を一定にしたまま投資と消費を変化させて、輸出の為の資源を解放するものでなければならぬ。経験によれば財政政策を伴うことなく金融政策によつて支持された資本流出は通常比較的円滑にして雇傭に大きな変化を与えることなしにリアルなトランクスファーを完了したのであるが、このことは貯蓄と投費が利子率に関して十分に弾力的である証拠である。しかし、財政政策や金融政策により国内支出を減少させることにより可能となるトランクスファーの実現の場合に交易条件がどうなるかということについてはもはや何ものべることができないのである。

利子率の変化が国内支出に与える影響の重要性は金本位制度の場

合にも強調されねばならない。伝統的に純価格効果と純所得効果が強調されているけれども、貯蓄と投費が利子率に関して弾力的であることによつてリアルな所得と雇傭あるいは価格を不变にしたままで必要な对外収支の変化が生じ得るのである。かえつて、完全雇傭のもとでは資本輸出国における物価水準の下落そのものはリアル・バランス効果を通じて对外収支に悪影響を与えるであろうことが注意されるのである。

完全雇傭の前提を外した場合におけるトランクスファー完了後の交易条件の変化の議論は複雑なものとなる。このようなケインズ的ケースでは両国の限界貯蓄性向が正である限り交易条件は資本輸出国に不利化することが認められているが、この結果はいくつかの単純化仮定に基くものである。著者はケインズ的なトランクスファー問題に深く立ち入る必要を認めた。その理由の一つはケインズ的な不完全雇傭問題はもはや生ける問題ではないということである。ケinz的な別析用具は問題の眞の性質を明るみに出すよりはぼかしてしまふものなのである。景気対策にしても伸縮為替相場制のもとではずっと単純化されることを考えると国民所得モデルに深入りする必要はさらにならないというのが著者の意見である。

[II]

第七章 釘付け為替相場反対論。国際通貨基金が最近数年の事例を除けば創立当时に期待された機能を果していない、ということは今日一般に認められていることである。基金に何が欠けているかはケインズが明らかに最重要と考えていた必要条件の一つを思い出せ

ばよく理解できるであろう。それはケインズ案（国際清算同盟案）の第一章 1(d)にのべられた安定機構である。しかし、ケインズの考えた自動的な調整機構はケインズ案の序文にのべられた提案とは矛盾するように思われる。すなわち、そこでは清算同盟が各国の国内政策に対する干渉ができるだけ避けるべきことがのべられているのであるが、安定機構そのものは国際收支不均衡図に対し圧力がかけられるべきことを要求しているからである。

自動的な国際収支調整が望ましいものであり、しかもこの調整にあたって純粹に国内的な政策以外の変数が操作さるべきだとすれば、この变数は為替相場以外には存在しない。国際通貨基金協定は各國通貨の評価の変更を許してはいるが、それは公式に定義されたことのない基礎的不均衡に対処する為であり、しかも、しばしば評価を変更することは協定の好むところではない。だが、たまに行われる評価の調整はそれに先立つて大きなしかも長い期間にわたる不均衡が存在することを意味する。大きな国際収支赤字は国際貸借によって埋め合わされることは不可能であり、為替統制や貿易統制を必然的に伴わねばならぬ、大多数の国における統制の存在が戦後を特長づけるものであり、このことに基く世界資源の誤った配分がいかに多くの損失をもたらしたかは最近の貿易自由化の傾向によつて明らかとなつたのである。

釘付け為替相場制がきびしい金融財政政策を課するものであり、各國が真に独自の政策をとることを不可能にするものであることは今や明らかとなつてゐる。厳密な釘付け制は本質的に金本位制と変わらないのであるが、多くの政府は釘付け制を国際収支赤字が生じた

場合に对外的な影響を考慮に入れることなく国内政策をとり得る制度と考え勝ちなのであり、このことに対してはポスト・ケンジアンの経済学が責任があるという非難は根拠がないわけではないのである。

もちろん、各国政府が為替統制なしに釘付け相場が維持できるような強力な政策を喜んで採用するということは全然望みがないわけではない。だが、全ての政府が近い将来において国内政策を国際状勢に従属させるということは期待できない。それに、すべての国が釘付け相場を常に長期均衡相場であり得るように経済政策を決定するものであるならば、釘付けといふことは必要のないことであり、変動相場であっても極めて安定的なものになるのである。さらに、変動相場制は景気対策を容易にするという重要な機能を持つており、各國政府は為替相場を自由に変動させることによって相場を長期的に安定させることができると期待できるのである。

以下、釘付け制への反対論が三つの節に分けて論じられ、最後の節では政策的提言が行われる。

第一節 均衡為替相場の重要性。伸縮相場制擁護論の中心は伝統的な自由貿易擁護論と同じものである。為替相場政策の持つ広範な意義が不幸にも余りにしばしば無視されてき、多くの場合経済学者よりは銀行の会計係の関心の対象となるにふさわしいような狭い技術的事項をめぐって論難が行われてきたのである。ところで、すでに第一章で明らかにされたように静態的な意味で安定的な均衡相場が少くとも一つは存在する。この安定的な均衡為替相場のもとでは不均衡水準に釘付けされた相場が要求するような貿易ならびに資本

移動の制限はもはや必要ではない。しかも諸制限が取り除けられるならば所与の技術水準と所得分配の下においてパレート最適状態に近づくことが期待できるのである。もちろん、純理論的には国際取引の諸制限徹廃がかえって経済を最適状態から遠ざけるかもしれない。またパレート最適に近づくことによる厚生上の利益を望ましくない所得再分配による厚生上の損失が上回るかもしれない。しかし、特に強力な反対の根拠が示されない限り、いかなる時点においてもできるだけ均衡為替相場に近づくことは望ましいことなのである。そして管理された相場がちょうどどこの均衡相場水準に釘付けされるということは望めない偶然だといわねばならないのである。釘付け相場が均衡相場より僅かだけ離れているのは、その結果としての外国為替に対する超過需要が少量であるから実際上問題にならないという議論があるのである。だが、この議論は経常勘定における超過需要については成立しても資本勘定におけるそれについてはほとんど成立たないのである。釘付け相場が不均衡水準にある限り投機は不均衡を益々大にするよう作用するのである。相場で過大評価されている国では、今日の状態では国際收支上の理由で強いデフレ政策をとることは期待できないから、結局、為替統制その他の諸制限政策がとられることになるのである。国内政策を国際收支均衡の要請に従属させることを好まない現状では、資本移動の完全な自由というものは世界各国がすべて釘付け相場制をとることとは両立しないものであり、他方、資本移動の自由なくして、低開発諸国のかつての成長の為に必要とされる大きさの国際貸付けを期待するはできないといつてもよいのである。ところが逆に、固定為替相場

は国際貸付けの促進の為に必要であるとの主張が固定為替相場制擁護の主要な理由の一つであると認められているのである。

伸縮相場制はリスクを増加するという議論もあるが、経常勘定に關する限り、これは疑わしいものである。ケインズは伸縮相場制が貿易の重大な障害となるという見解を常に否定した一人であったし、英國が一九二五年に金本位制を復活する以前の四年間についてのチャンの実証的研究によれば、ポンドの対ドル相場の変動幅は単一壳価指数またはポンドの購買力評価のそれより狭かつたのである。

複数相場制であっても釘付けされている限り、その効果は単一釘付け相場制と大きな相違はない。また、経常取引については釘付け制をとり、資本取引については自由変動制をとる仕組もトリフィンによつて提案されたが、この制度が単一釘付け制度に優ることはほとんど疑いないとしても、もともと、この制度は資本逃避を防ぐことをねらつてゐるのである。だが、資本逃避が起るのはインフレーションの進行が予期されるからであり、このような状態のもとでは経常取引に適用される釘付け相場がたとい初期には均衡相場であるとしても、その後に長く均衡的であり続けることは期待できない。したがつて、一度び均衡水準から離れるならば、この制度についても、すでに述べられた不均衡的釘付け相場に対する反対論がすべて適用されるのである。むしろ、低開発諸国にとっては資本勘定取引に適用される為替相場は最大限に安定化し、経常勘定取引に適用されるそれは自由に変動せしめる制度の方が望ましく、こうすることによって資本流入に好都合な環境を作ることが極めて重要なことか

かもしれない。

第二項 釘付け相場制のもとにおける金融政策。二つの極めて矛盾した立場が釘付け相場制擁護の為にとられている。第一は一国の对外均衡達成の為には為替相場を動かさないで必要な変化を他の変数を動かすことによつて生じさせた方が良いという立場であり、第二は、伸縮相場の導入が実行可能なのは貨幣財政当局が国内の価格と所得の安定を維持する為に必要な場合直ちに必要手段をとる場合であるという立場である。ただし、第二の場合、多くの政府にそのようなことを期待することはできないから伸縮為替相場制は非現実的だということになるのである。しかし、実際に国際的な商品の流れと資本移動を高水準に保つ為に厳重な貨幣政策が必要とされるのは釘付け相場制の場合なのである。しかも、伸縮制度に比べて釘付け制のもとでは経済は貨幣政策に対しても感應的ではなく、調整の重荷はすべて国内支出の変化にかかるのである。

ロビンズとヴァイナーは変動相場制がインフレーションに対する防壁をとり去つてしまつという理由で変動相場制に反対している。だが、変動相場制の方がインフレーションの徵候を早く知ることができるのである。戦後の経験によれば為替統制と結びついた釘付け制は、もし相場を自由変動制にすれば直ちにあらわになるであろうインフレ圧力をカムフラージュする手段だったのである。

トリフィンは最近、伸縮相場制のもとでの過大な信用拡張は、それが直接にはその国のコストと価格のパターンを変えないにしても相場低落を引き起すかもしれないことを指摘している。相場の低落は輸入価格を引き上げやがて貯銀や価格の上昇を引き起すことにな

るのであり、トリフィンも伸縮相場制が永続的なインフレーションの原因となると見て いるのである。だが、釘付け相場制のもとにおいても過大な信用拡張は外貨準備を減少せしめ、逃避的な資本移動を引き起し、やがては釘付け相場の維持を困難にするであろう。トリフィンは釘付け制のもとでは為替平衡勘定の出動が投機的資本移動を安定的な方向に向わせる利点を強調するけれども、もともと容易な信用拡張を許す中央銀行がこのよ りうな機構に束縛されるだろうことは期待し難いのである。

トリフィンは各国の中央銀行が特定国の国民通貨を準備として保有する現在の慣行から生じ得べき危険について警告を発している。トリフィン案による世界流動準備の国際化は一九三〇年に生じたような危険を緩和するに役立つであろう。しかし、トリフィン案に盛られた方策が伸縮相場制度に代り得るものであると見なすことは誤りである。それは国際收支の資本勘定におけるトラブルの根元をとり除くかもしれないが経常勘定収支の均衡を維持する目的に寄与することはできないのである。国際貸借の諸機構を再組織化する提案は病氣の原因ではなくその徵候をアタックしているように思われるのである。

第三項 通貨の過大評価——経済成長への障害。低開発国 の経済発展の為には外国資本の流入特に私的外国資本の流入が必要されているのであるが、低開発国自体の政治的経済的諸条件がこのことにとって不利な環境を作っているのである。為替相場政策そのものは必要な諸変化をもたらすとはいえないが、過大評価された水準に釘付けされた相場がそのことだけで私的資本の流入を妨げ

るものであることは必ずしも十分に理解されていないといえる。資本とい うものは短期的なものでも長期的なものでも将来相場が下落しないと期待され国に向ってでなければ流れこまないのである。貸手国通貨で表示された投資は為替リスクがないであろうが、今度は返済に対する統制が課せられるかもしれないという疑を生じさせるのである。釘付け相場が国際資本移動にとって有利であるという見解は釘付け相場が金本位制特有の政策によつて維持されるという一般的な信頼がない限り幻想なのである。他方経験的にいつても伸縮相場が長期資本移動にとって不利であるという見解は一九五〇年代のカナダにおける例から支持し難いのである。同じ例は一八八五—九〇年におけるアルゼンチンについても見られるのである。

諸政府は意識的に相場を過大に釘付けにするのではなく、普通はインフレーションの進行がそのような結果を生むのである。低開発諸国は野心的な投資計画を企て、その結果として生ずる巨額の輸入超過を外国資本の導入や寛大な援助によつて賄えない限りインフレーションを引き起すのである。ところで、為替相場が釘付けされており、したがつてその国の通貨が過大評価されるようになる限り、外国資本の流入はチェックされることになるのである。のみならず、為替統制によつて防がれない限り資本の流出さえ生ずるのである。

一国の経済発展の為に外国資本が広範に利用できる為には、どのような為替相場の制度のもとにあっても通貨価値安定の維持が不可欠の前提条件であることはもちろんの事である。また、インフレ傾

向が国際資本移動によって加速されることも為替相場制度いかんにかかわらず同じである。ただし、インフレーションが進行するにつれて伸縮相場制のもとでは相場の切下げが起り、釘付け制のもとでは減少するかもしれない輸出が維持されるからして、通常の指數基準に従えばその国の実質所得の減少が避けられ、したがってインフレ傾向のもとでの為替切下げは価格の上昇傾向を抑える働きを持つのである。

第四項 政策上の提言。完全に競争的な投機は投機者が将来の為替相場の動きを正確に予測できるならば最大限に安定化的である。

だがこの条件はいつでも満されるとは限らないから、政府のとするべき基本方針は第一に予測が高度の正確性を持ち得るような環境を作り出すことであり、第二に十分な知識を持ち完全に競争的な投機が作り出すと思われる諸結果を生じさせるような為替市場介入の型を定めることである。釘付け制から伸縮制へ移った当初は国民が新しい制度に慣れ投機がその正常な機能を發揮するようになるまで、政府が安定化的行動をとる必要があるであろうが長期的に最善の方法は、多くの伸縮制の支持者が主張するように、政府が為替市場に全く介入しないことである。たとい、介入が必要であるとしても、せいいぜい先物為替市場に限らるべきである。先物市場を政府が利用することによる多くの利益の一つは中央銀行が外貨準備を持つ必要が無くなることである。このことによつて、最近議論されている「国際流動性」の問題は一舉に解決されるのである。多くの経済学者や銀行家は先物市場への介入を好まないのであるが、それは為替市場の基本的な機能のいくつかについて彼らの理解の欠陥をあらわして

いるのである。

最後に伸縮制度の円滑な作用の為には資本移動の自由が極めて重要であることは言うに及ばないことである。資本移動の自由なくしては効果的な投機や裁定は不可能なのである。

R. E. ケイブズ

「貿易と経済構造」

—理論モデルと方法—

河村 鑑男

〈名古屋大学〉

R. E. Caves; Trade and Economic Structure, — Models and Methods, 1960.

一、はしがき

本書は、リチャード・E・ケイブズが、一九五八年、ハーバード大学に提出した学位(Ph.D.)論文を改訂したものであり、以後の研究はカリフォルニア大学(バークレー)で続行された。本研究の指導と助言をなしたのはG・ハー・バラード・W・ペルであった。

ケイブズは、「貿易と経済構造—理論モデルと方法—」なる本書標

題の示すが如く、理論の検証と適用という観点から、国際貿易理論の展望をなそうという基本的接近方法をとっている。彼は、貿易論を少数の一般的仮定をもつ、一個の定式化された理論的構造としてではなく、透徹した論考をもつ幾つかの選択可能な仮説や理論モデルであると理解している。最近の貿易理論研究では、前者の方向が流行しているが、彼はかかる理論的純化の推進がなされている反面、興味深い多くの概念や適用可能な理論が、著名な著作の中にあるものでさえ、見失なわれつつあることを憂慮し、本書の刊行によつて、その偏倚を多少とも是正しようと考えている。そうはいっても、ケイブズは決つして、オペレーション・ナリズムという狭い規準を強いる考えではなく、理論的定式化と首尾一貫性とを対象としている。したがつて諸大家だけに限らず、無名の新人をもとりあげるが、それは、それぞれの理論を整理しようとする論理学的な意図からではなく、むしろ、そのような理論が妥当するような特別な場合に興味を持つという蒐集家の立場からなのである。

二、本書の分析視角

経済学の中で、貿易論ほどその歴史的発展が長く、かつ内容の豊富なものはない。その間に次の諸理由から、国際経済理論の再検討が生じてきた。一、理論が説明せんとする「現実の世界」が新しい問題を提起する（例えば、国際收支不均衡と経済成長の問題）。二、経済学の他の分野における進歩の国際経済理論への適用（例えば、新古典学派の分配理論、国民所得の決定理論の応用）。三、新しい経験的資料、あるいは既存資料処理の新方法が現存の理論を検証可能

な仮説とする（リニア・プログラミングの適用）。四、純粹な思索の結果による進歩（例えば、生産要素価格均等理論の展開）。

国際経済理論は、多くの局面をもつ情況や問題に関連のある諸定理の一団であり、しかも、近年、著しい発展をとげてきているのに、過去三十年の間には、現在の「知識の先端」の探究と同時代および先駆者の諸研究との調整を目指す研究がみられなかつたのである。

ケイブズが、展望の基礎として、特に「国際貿易の一般均衡理論と国内の経済構造」を撰んだ根拠は、一つは、各研究を本書の対象とするか否かの決定を著者の好みではなく、論理に依らしむ程度を増し、一貫した構成をなしうるからであり、いま一つは、国際貿易理論でよく論及されている他の分野は、ジェイムズ・エンジニアル、ジェイコブ・バイナー、C・Y・ウー、カール・イヴェルセンおよびG・ハーバラーなどが、優れた研究を既になしていいるからである。

国際貿易の一般均衡理論といつても論者によって定義が異なるが、ワルラス的な一般均衡が、「経済的」なりと分類されるすべての変数を含み、さらに、これらの変数を動かし、かつこれら変数によって左右されるすべての独立の決定単位を考慮しているのに対し、ケイブズは、今や慣行となつてしているのではあるが、意思決定単位の完全なディスクアグリゲーションというワルラス的一般均衡の条件を具えていぬものをも包含している。したがつて、本書で展望する貿易理論は、二つまたはそれ以上の地域を含む世界内において、生産、消費、かつ交易される商品の世界価格、生産要素価格、

生産要素供給量および商品量の同時的決定を対象とするものである。対象となるのは国際貿易の「純粹理論」であって、為替相場の安定性、為替政策、地域的所得分配等の問題は取りあげないし、さらには、立地論および何が地域を構成するかという問題などはとりあげない。最後にケイブズは、客観的に定義された諸変数間の関係を扱かうポジティブ・アナリシスと幾つかの撲捉的状態を評価する厚生経済学とを判然と区別している。結局、ケイブズの取る立場は、分析の用具と概念との歴史として学説史を書くわけであるが、その場合、各経済学者の「ヴィジョン」とか、誰が最初の発見者かなどという年代順的なことには、殆んど触れず、彼の第一の目的は、経済学者が国際貿易理論を構成するにあたって、一般均衡理論を如何に利用したかを体系的に概示せんとするものである。対象とするのは、過去六十年間の経済学上の書物や専門雑誌であり、彼の展望の対象は特に過去三十年間の労作に集中しており、時代を遡上するにつれて、その程度は弱まる。十九世紀の資料は、主として最近の研究の背景として含まれているにすぎない。最近のところでは、一九五八年夏までで、その後は、数例を除いては、包含されていない。英語文献はよく網羅されており、フランス語、イタリーグ、ドイツ語等での文献は可能な限り包含されているが、スカンジナビア語文献の収録は極めて限られている。本書の構成は次の通りである。

- 第一章 序論
- 第二章 貿易と生産の分析的理論の展開
- 第三章 生産要素の価格

第四章	国際貿易と生産要素の供給
第五章	国際貿易と生産要素の移動
第六章	国際貿易と生産条件
第七章	国際貿易理論における需要の役割
第八章	国際貿易理論における厚生分析の方法
第九章	国際貿易の動態理論
第十章	貿易理論の実証的検証

三、本書の内容

本書の一貫したテーマは、国際貿易理論において生産過程と生産要素に第一の重点をおくヘクシャー・オリーン的接近方法とこの面での複雑性を取りあげていない古典学派的比較生産費モデルとの対比である。以下に、幾つかの論点にしたがって簡略にケイブズのいわんとする所を述べてみよう。しかしながら、ケイブズの書物それ自体がいわば書評の集大成であるから、ここでは、特に動態的国際貿易論などに主とした焦点をおいて紹介したい。

三一、国際貿易と国内経済構造の経済モデル

古典学派は国際均衡の条件を解明する理論を完成したが、そこからさらに、国際貿易が生産構造の均衡条件に与える効果を示そうとする努力を欠いている。それは、英國古典学派の国際貿易論者が、「實質」費用に注目し、生産者が直接に興味をもつ「貨幣」費用に注意を払わぬ論理構造をもっていたからである。そこでは、主觀的な非効用と結びつかない費用は殆んど顧慮されていない。このように均衡決定要因としての貨幣費用に関心を持たなかつたので、古典

学派は、「費用」を後年の生産函数や供給函数の如き形で定義していないのである。

近代的な貿易の一般均衡理論の展開者として、ヘクシャー、オリエン、それにハーバラーが挙げられるが、この二つの接近については、次のようにいえよう。ハーバラーの「機会費用」による説明は財および用役市場の完全競争を前提として、商品の単位貨幣費用は、その商品生産のために失なわれた商品の価値に等しいというのであり、一方において、彼は比較優位を貨幣費用によって解釈することに成功し、他方で、一国の輸出は、財の相対価格で決定されるとのオリーンの一般化に達している。ハーバラーの代替曲線による分析は、根本的には、ヘクシャー・オリーン理論の圧縮されたものである。古典学派的な国際貿易理論とヘクシャー・オリーン、ハーバラーの機会費用的理論との根本的差異は、比較生産費と国際的特化を説明する仕方に存する。古典学派では貿易の行なわれる基礎的理由は、諸国における異なる生産過程の存在であり、この差異を一つの一般的要因、すなわち、「気候」しかも、それを一般的環境を意味するものにまで拡大したものに帰している。これに対しても、ヘクシャー・オリーン、ハーバラーは、さらに一步前進し、比較生産費を生産函数か生産要素の供給などの性質をとりあげた代替函数で説明しているのである。

三一二 國際貿易の動態理論

ケイブズは、動態的内容が定式化されていることを特に主張しあせぬが、経済的変数の時間的推移について重要な発言をなしたものを取りあげている。比較静態は決して動態分析と矛盾するもので

はなく、常に、動態的過程を含むことは、既に多くの論者によつて指摘されている。バローは、国際貿易に比較静態を用いることの非妥当性を、最終的均衡が、その調整過程およびその途上での出来事と無関係ではないことから述べているが、それは、比較静態が間違っているとか、役に立たぬというのではなく、ただ、一、比較静態は、問題に関連のある資料のすべてを考慮に入れていない場合には正解を与えること、二、主要な経済的諸変化のおおくは、時の経過とともに、着実に進行するので、一つの変化が意味する最終的状態ではなく、ある時点において、諸変化がその体系内で攪乱する状態について考察する必要のあること、を示している。このように、国際貿易においては、一連の原因、結果が重なり合つて存在しているということが、明示的な動態分析を必要とするのである。しかし、現在の動態的国際貿易理論の多くは断片的で、どのような「完全なモデル」とも両立しうる如き態のものである。ケイブズは、動態理論が重点をおくる要因を次のように分類している。一、国民所得および（或いは）人口などの一般的経済成長、二、資本蓄積、三、地域間生産要素移動、四、技術的変化、五、独占の存在、六、通減収穫、等をあげている。

A 経済成長と国際貿易。ヒルガート、コードン、バロー、ゴットリープ、バードーン等は、人口あるいは国民所得の長期的成長が国際貿易に与える効果を追求した。ヒルガートは、「新興国」の工業化は、決して、第一次生産の減少を招来せず、さらに所得増大が工業品への支出を上昇せしめるので、旧工業国的世界市場を縮少せぬことを教えた。コードンのモデルは、ヒルガートのモデルを内包しう

るものであつて、彼は、交易条件不变の成長経済を仮定し、輸出入品が同率で増大しているとすれば、輸入需要が輸入競争品の供給よりも急速には上昇せぬためには、輸入需要の所得彈力性が一より少でなければならぬことを示した。(ヒルガートでは、この彈力性は一より大である。)バローは、高度工業化大国の持続的成長が諸他国の経済成長と貿易を阻害するという理論を構成している。

ゴットリープは、資源と技術が所与で、人口が着実に増大している場合に、ある地域の人口増加と交易条件との関係を論じ、人口増加の初期には、分業、社会的間接資本の完全利用などによつて、収穫遞増で、生産多様化とともに、該地域の交易条件は有利化する。しかし、さらなる人口増加は、農業や資源使用的産業に収穫遞減を来すので、彼によれば、交易条件の最有利点は、人口少で、比較優位が、工業品ではなく、第一次產品に存する場合に達せられる。しかし、交易条件悪化の説明に収穫遞減では不充分で(これだけでは、輸出品の相対價格上昇を意味する)、彼は外国需要は所得成長によつて変化せぬと仮定しているので、外国の需要彈力性が結局減少することを述べれば十分である。バードーンは、国際貿易と経済成長に関するもつと完全なモデルを開拓している。彼のモデルでは、固定生産函数が、產出高成長率を、労働力、資本存在量、輸出等の成長率と関連づけている。これらの三つの量は、供給に関して決定される。生産要素の完全雇用と両立する產出高成長率は、これら三つのパラメータに厳しい制約を与えるのである。

B 貿易と資本蓄積 ルイスとベン・スザン・バットは、類似の

変数を扱かつて、資本蓄積が貿易その他の変数に与える効果を研究した。ルイスによれば、労働供給が現行の実質賃金に対して完全に弾力的な経済においては、実質賃金の上昇は、生存産業部門の生産性上昇に依存し、輸出生産をなす資本主義的部門への外国投資は、そこでの賃金あるいは資本、労働比率を上昇せしめない。完全に弾力的な労働供給をもつ諸国が存在する多数国モデルでは、資本輸入地域は、他の全地域の賃金が上昇するまでは、その一地域のみの賃金を上昇せしめえない。貿易が資本形成に与える効果については、半世紀以前の、アルヴィン・ジョンソンの関税保護の動因研究、その後のグレーラム、オリーンがあるが、最近では、D·C·ノースその他は、貿易が地域的所得や資本形成に与える効果を取上げている。ノースの理論は、地域的発展の輸出基盤理論と呼ばれるもので、國內市場向け工業の確立を経済発展の目標とするに反対している。彼によれば、自然資源に富み、移民労働を利用しうる国は、資源利用的生産物を輸出できる時に所得および資本ストックを最も急速に上昇しうるのである。かくて、経済全体の持続的成長と資本蓄積は、輸出産業の持続的成長に依存し、さもなければ、経済は挫折し、経済の再編成と成長率の低下を來すであろう。しかし、かかる成長の型は、容易に輸出の可能な多様な自然資源を有する国にのみ長期にわたって可能であろう。また、かかる理論に対しても、組織化された国民経済をもたぬ低開発国では、輸出産業は、爾余の国民經濟の資本蓄積と成長とになんの刺戟をも与えぬという論点は、ハンス・シンガーやこれらの輸出産業は、無競争集団に類するものと説いたミントなどのものである。

C 貿易と要素移動の動態的局面。マルコ・ファノは、国際資本移動が諸国間の資本報酬の差を解消せしめない可能性の存在を、資本受入国での利子率低下傾向が、利子率上昇傾向をもつ条件の不断の登場によって相殺されるという点から指摘している。即ち、資本輸出入国の経済構造が相互に競争的であれば、資本の移転は、一、二つのグループ間の貿易量を縮少し、二、相互に輸出国としての競争を激化し、三、その結果、資本輸出国の経済発展を阻害する。イヴェルセンも、同様に、資本移転は、世界所得を増大するが、資本輸出国がその恩恵を受けえぬ可能性を指摘している。

D 技術的変化と貿易の発展。J·R·ヒックスは、長期的には、輸出偏倚的、輸入偏倚的技術革新の比率に一つの系統的な変化が存在しうる動態モデルを構成した。一国は、輸出産業偏倚的技術革新（商品交易条件は悪化するが、貿易量を増大する）に始まる長期的循環を持ち、それが比較生産費体系を変化せしめる。最初に革新をなした諸国以外の新興国は、自然資源その他の要因の故に輸出偏倚的革新をなすが、遂には、輸入偏倚的革新をなし、諸旧国との競争力を増すのである。貿易が持つ市場と分業の範囲拡大効果は、古典学派においても静態的な収穫増大とは異なる利益であることが解明されおり、ミントはかかる「生産力効果」が非可逆的利益であり、所得成長と資本形成を始発させることを指摘している。かかる事象の繰起をヒックスのモデルとの関連でいえば、ミントの場合は、生産力効果が、最初は、主として輸出産業に生ずるという見解を強めている。バローによれば急速に成長しつつある強大富国の技術的変化は、その比較生産費体系を、漸繁に変改し、貿易相手国に不斷の調

整を強いる。技術的変化がランダムであっても、革新は相対的に稀少な生産要素を「節約」する傾向があり、強大国の輸入競争産業に、外国競争に打ちかち交易条件を改善する能力を与える。もし「稀少」生産要素の相対価格が、時の経過とともに着実に上昇し、企業がそれに代えて余儀なく代替をせねばならぬなら、技術的変化が一国の稀少要素を節約するという結論には妥当性がある。というのは、短期的には、それが最も有利な革新となるからである。しかし、企業が均衡にある時には、比較生産費的に稀少な生産要素が、企業にとつても稀少であるわけではない。

E 独占と交易条件。低開発国の交易条件悪化の説明を、偏倚的生産性上昇に依らずになしていけるのに、プレビッシュやメータがある。いま、先進国、低開発国の輸出産業に同率の技術的進歩が存在するが、先進国では、労働の独占のために生産性上昇は賃金に吸収されて輸出価格は不変であるが、低開発国では、独占が存在しないために、生産性上昇は、即座に輸出価格の低下を來し、交易条件を悪化する。これは、低開発国の輸出品に対する外国の価格需要が非弾力的であることを意味する。キンドルバーガーによれば、強大国の高い革新率が、新製品の輸出を高めた場合、相手国では、それに照応するだけ他の輸入品の低下がなく、また、その輸出も、恐らくは、交易条件の悪化がなければ伸びないであろう。また、それら新製品の所得弾力性は非対称的で強大国の相手国が、所得増大の場合には新製品への支出を著しく上昇せしめるが、所得低下の場合には、それへの支出が殆んど低落しないという別の困難をも有している。

ケイブズは、以上の如き「動態的断片」の展望は網羅的ではな

く、国際貿易論以外の研究の中にも、ハーシニマン、シトウスキーリーの如く、通商政策の動態的局面を含むものがあることを指摘しているが、彼は展望に取り上げたところからは次の諸点を明らかにしていようとしたのである。すなわち、一、動態的モデルは、周知の静態理論の拡大か拡張として構成されているということ、二、これらのモデルには、共通して完全性が欠如していること、三、それにもかかわらず、時として、それらのモデルから、検証可能な仮説を引出し得る可能性があること、などである。

F 国際貿易と動態厚生学。異時点間の経済厚生の比較は、新厚生経済学のいまなお解明しつくしていない分野である。しかし、貿易理論では、古典学派の比較生産費理論に対する批判は、それが、長期的厚生水準の逐一的系列を評価しえぬことに向けられていた。比較生産費体系の永久性が予見されねば、それに基く貿易拡大は賢明でない。ドイツ関税同盟の論者達は、工業化国の長期的厚生について憂慮し、特に、工業的特化の持つ直接的厚生利益が、一、他国が工業化して、この特化に交易条件の悪化をもたらし、二、世界人口の増加が食料生産の収穫通減を来すことから終局的に生ずる窮況のために相殺されてなおあまりあるほど不利化せぬかと懸念した。最近では、E・A・G・ロビンソンが新地域における第一次生産の収穫通減や生産縮少が、長期的には工業的特化をますます不見識となすかも知れぬと類似の危惧を抱いている。動態厚生学と伝統的な比較静態との関係は次のごとくである。生産要素や商品が完全な移動性をもち、再配分が無限の速度と何の費用も伴なわずになされるとの仮定の下でなら、静態的厚生経済学は、動態的背景をもつここでの厚

生問題に対しても完全に妥当するのである。この完全移動性を仮定しえず、動態的諸問題が登場する場合には、資源再配分の速度とコストとが、所与の状態における厚生の価値に関連をもつのである。

ある時点の理論的最適に到達するにあたって、前期の理論的最適からそれへ移転するコストを相殺するに必要な余分の厚生を生ぜぬ可能性が存在するであろう。キンドルバーガーは、長期的厚生を左右する要因としての移動性に注目して、もし一国が、時の経過とともに、外界からのランダムな変化に直面するなら、一般に、その国の経済的伸縮性あるいは要素移動性が増大するにつれて高い厚生水準を享受するであろうとの結論を述べている。その場合、その国の交易条件が一つの指標となる。彼によれば、交易条件は、低開発国に比して先進国に有利に変化する傾向がある。高度の経済発展段階にある国では、所与の経済活動への参加や離脱が低開発国におけるよりも相対的に容易であるからである。もつとも、経済的伸縮性と厚生の問題は、国際貿易の所謂「不安定性」の提起する諸問題とは異なるものである。ヘンダーソンは、ある個別産業の極めて短期の生産変動は、経済の長期的資源配分の効率を阻害せぬことを指摘している。

三一三 貿易理論の実証的検証

ケイブズは、貿易と経済構造の諸モデルの統計的検証の努力を、検証すべき仮説により「古典学派」モデル、「ヘクシャー・オリソン」モデル、あるいは、独占・差別理論に分類して、展望したのち次の如き結論に達している。彼は、マクドゥガルやクラヴィスが、相対的労働生産性が比較優位を決定する極めて重要な要因であ

るという古典学派的仮説を実証したことを、「ヘクシャー・オリーン」定理を実証せんとしたレオンチエフや彼に対する批判者が、いわば、その結論を不確定のままにしていることと対比している。ケイブズによると、古典学派的接近方法の優位は、一、おおくの諸関連の底にある二、三の極めて重要な諸関係に迫りうる戦略的単純化をなしていること、および、二、その中心的変数、すなわち、生産性や労働供給は、おおくの経済学者にとっても、長期経済変動における支配的要因であると考えられていること、に存するのである。ヘクシャー・オリーン理論の検証については、レオンチエフの優れた研究があるにも拘わらず、まだ、完全な検証にはいたっていない。そのうちに、古典学派的理論とヘクシャー・オリーン理論とを使用して実証的検証がなされ、相互に矛盾する予想がなされるかも知れない。しかし、統計的検証の面で、古典学派が一步先んじているとしても、それで勝敗がつくわけではない。ヘクシャー・オリーン的接近は、国際貿易と国内生産・交換との統合を容易ならしめるので、純粹理論としての有用さをもつのである。このモデルの知的完全性と明確性とを見れば、古典学派的国際貿易理論は、博物館行きであろうというP・T・エルスウォースの一九五〇年の予言も理解できないわけではない。しかし、ケイブズは、統計的検証に大進歩がなされたとしても、統計的な検証可能性のみが、理論を書物に載せる唯一の尺度ではないのはいうまでもないと考えている。

四、むすび

ケイブズの研究は、八一の書物、二九二の論文を取りあげて展望

を行なったものであるから、このように限られた紙面では、その内容を平均的に伝えることは不可能である。しかしながら、国際貿易の一般均衡理論と国内の経済構造という視点からの彼の展望は、極めて網羅的であり、かつ教訓的である。彼の研究の対象となつたのは、一九五八年夏以前の論攻であり、われわれは、既に、それ以後の目ざましい理論の発展を見ている。もとともに、このことは、決して本書の現代的価値を損ずるものではなく、いや、却って、その故にこそ、ある時点において、先端の知識とそれ以前の研究との関連を、なんらかの体系的な方法で整理するこの種の研究の重要性を認識せしめるものであり、本書は、将来の研究の格好の再出発点を提供するであろう。国際貿易論の専攻者のみでなく、広く経済学研究者一般にとっても、極めて有益な書物である。

The Design of Development (1958) その他一連の論文とともに
彼の経済政策の研究の一部をなすものであって、経済発展計画の編
成に用いられる数学的モデルの提示を目的とする。

各章の標題をあげれば、

J. ティンバーゲン

H. ボス

「経済成長の数学的モデル」

和田 貞夫

〈大阪府立大学〉

Jan Tinbergen, Hendricus C.
Bos; Mathematical Models of
Economic Growth, McGraw-Hill
Book Co., Inc. 1962, pp. viii + 131

- I
- 著者の一人ティンバーゲンは、じつまでもなく、むしとも著名な
計量経済学者であり、オランダ経済大学 (Netherlands School
of Economics) の教授またオランダ中央計画局 (Netherlands
Central Planning Bureau) のメンバー。いま一人の著者ボスは同
じ大学の数理経済学および発展計画の Senior Research Fellow,
かつオランダ経済研究所 (Netherlands Economic Institute) の
メンバーである。
- 本書はティンバーゲンの On the Theory of Economic Policy
(1952), Centralization and Decentralization in Economic
Policy(1954), Economic Policy: Principles and Design(1956),
- II
- 第一章の序論の内容の大半はティンバーゲンの他の著書のどれか
で述べられたものである。
- まず上述の一九五二年の著書で述べられた分析の問題 (analytical problem) と政策の問題 (policy problem) におけるロールハ
クの逆転関係、そして後者の用具変数と目標の叙述から議論がはじ
められる。つづいて発展計画編成の場合の関係者の分業と協業の仕
方についての数頁を経て、数学的モデルの備えるべき条件として完
全なる圧縮があることが要請されている。この場合、完全であると
- 第一章 序論——数学的モデルの利用
第二章 単一稀少要素・一部門 (のモデル)
第三章 多数稀少要素・一部門 (のモデル)
第四章 多部門・価格不变・代替不能 (のモデル)
第五章 多部門・価格不变・代替可能 (のモデル)
第六章 多部門・価格可変 (のモデル)
第七章 多部門・多地域 (モデル)
第八章 若干の批判的・結論的論評

右から分るように第二—七章のモデルの配列は大体において単純な
ものからより複雑なものに至っている。

は重要な現象を見落していないことをいい、また正当であるとは現実に適合する係数をもつことを意味する。あるいはモデルは過度に複雑でなく、計画編成の結果の利用者に理解し得るものでなければならないことが指摘される。これらの叙述はきわめて常識的であって精しく紹介する必要がないと思われる。

この章の残りの部分は計画編成における逐次近似法とモデルにおいて考慮されるべき主なファクターの叙述にあてられているが、これらについては第二章以下にも述べられているので、後に紹介することにする。

III

資本財だけが稀少生産要素である巨視モデルを対象とする第二章では次のようなモデルが示されている。

1 資本財の懷妊期間を無視し得る場合

a 資本財の減価のないとき

b 資本財の減価、再投資のあるとき

2 資本財の懷妊期間を考慮する場合
あげられたすべてのモデルを紹介することは煩雑であり、また紙数の制限がゆるさないから、その一つをえらんで、議論の仕方を示そう。

資本財の懷妊期間を θ とし、ある時点におこなわれた投資はその後の追加投資を必要としないで θ 期間の後に完成資本財に結実し、この資本財は使用によって減耗せず、したがって再投資の必要がないとしよう。資本ストックを K 、投資を I 、資本係数を k 、貯蓄率

を s とすれば、(記号は必ずしも原著のものと同じでない。以下同様)右の仮定と貯蓄・投資の均等から次の式が導かれる。

$$(1) \quad K_t = I_t - \theta$$

$$(2) \quad I_t = \frac{s}{k} K_t$$

したがって

$$(3) \quad \dot{K}_t = \frac{s}{k} K_t - \theta$$

この定差・微分方程式を解くために

$$(4) \quad K_t = K_0 e^{gt}$$

とおいて(3)に代入すれば

$$(5) \quad g = \frac{s}{k} e^{-gt} - g\theta$$

特に $g\theta$ が小さければ近似的に

$$(6) \quad g = \frac{s}{k}$$

である。(6)はドーマーの均衡成長モデルの成長率にひとしい。いざにしても(5)または(6)は、分析の問題では、成長率の規定関係を示すものである。ところが資本係数の値が所与であり、成長率を目標変数とし、その計画値 g が定まっているような政策の問題では、貯蓄率が用具変数であって、計画に適合する値は

$$(7) \quad S_t = g k e^{gt}$$

もしくは

$$(8) \quad s = k g$$

で与えられるのである。

このように、適当な前提のもとでモデルを構成してこれを一応分析の問題に利用しつつ成長率の決定因と決定の仕方とを明らかにし、その後これを政策の問題に転用してあらかじめ定められた目標

変数である成長率の値に適合する用具変数の値を求めるという議論のすすめ方、これが本書の大部分を占めている。

なお著者はこの章の最後の節で発展の最適率の決定というような数量的選択に経済学が手掛りを与えるかという設問に対し、最適計画の決定を適当な効用函数の最大化の問題であると解しつつ一つの例をあげることによって、否定的な考えを明らかにしている。その理由は、要するに、妥当な効用函数が存在しないということであって、そこにあげられている例は別として、議論の本質には別に新しいものはない。

IV

第三章の対象は労働と資本財の二つの稀少要素をもつ巨視モデルであり、それらの要素が無条件に代替可能である場合とそうでない場合に分けられる。ここではその一つを示しておこう。

モデルの変数は産出(Y)、労働の雇用量(N)、資本財の使用量(K)、人口(L)、資本財の存在量(K^o)、実質賃金率(w)、資本の単位当たり実質所得もしくは利子率(r)および正常実質賃金率(w^o)の八個であり、これに対し、モデルの前提としてそれにもとづく関係式は次のようなものである。まず生産函数は

$$(1) \quad Y = (1 + \varepsilon)^t N^\alpha K^{1-\alpha}$$

ただし α は労働に対する生産の弾力性、 ε は単位期間当たりの生産力の上昇をあらわす。このモデルでは完全競争が仮定され、各要素の限界生産力と価格とが相ひどしいと考えられている。したがつて

$$(2) \quad w = \frac{\partial Y}{\partial N} = \alpha (1 + \varepsilon)^t \left(\frac{K}{N}\right)^{1-\alpha}$$

$$(3) \quad r = \frac{\partial Y}{\partial K} = (1 - \alpha) (1 + \varepsilon)^t \left(\frac{K}{N}\right)^\alpha$$

次に総人口に対する労働供給の比は実質賃金率と正常賃金率との比率の函数であり、また資本の供給は現存資本ストックと利子率に依存するとして

$$(4) \quad \frac{w}{w^o} = \left(\frac{N}{L}\right)^\beta$$

$$(5) \quad r = \left(\frac{K}{K^o}\right)^\gamma$$

の二式が仮定される。(4)の正常実質賃金率と人口の成長率 ρ 、 π は外生的に与えられた定数として

$$(6) \quad w^o = w^o (1 + \rho)^t$$

$$(7) \quad L = L_0 (1 + \pi)^t$$

最後に資本形成(投資)は貯蓄にひとしいとして

$$(8) \quad K^o = s Y$$

以上の八個の方程式によって八個の変数の時間経路が知られる。

右のモデルにおいてさらに労働および資本の供給の弾力性がゼロつまり β 、 γ が無限大であるという仮定と追加すれば、(4)、(5) は

$$(4') \quad N = L$$

$$(5') \quad K = K^o$$

となる。したがつて

$$(9) \quad K K^\alpha - 1 = s L^\alpha \cdot [(1 + \varepsilon)(1 + \pi)^\alpha]^t$$

となり

$$(10) \quad \frac{dK^\alpha}{dt} = \alpha K^\alpha K^{\alpha-1} = \alpha s L^\alpha \cdot [(1 + \varepsilon)(1 + \pi)^\alpha]^t \\ = \alpha s L^\alpha \exp [t \log (1 + \varepsilon)(1 + \pi)^\alpha]$$

を得る。それゆえ資本ストックおよび人口の初期値をそれぞれ1とすれば

$$(11) \quad K^\alpha = 1 + \frac{\alpha s}{\log(1+\varepsilon)(1+\pi)^\alpha} [\exp\{t \log(1+\varepsilon)$$

ただし α, π の値が小さく、 s は近似的に

$$(12) \quad K^\alpha = 1 + \frac{\alpha s}{\varepsilon + \alpha \pi} [(1+\varepsilon)(1+\pi)^\alpha]^{1-\alpha} - 1$$

(11)または(12)によって資本ストックの時間経路を知ることができる。

他の変数についても同様である。

(1)～(8)のモデルで α が $3/4$ である場合の、 β の特定の値に対応する、各変数の初期変化率は表のようになる。ただし Y, N, K より S の初期値は 1 とされている。この表の第三行の各欄を見ると、 β が $1/2$ および ∞ の場合の π の係数は 1 より小さく、 β が -1 の場合の係数は 1 である。前者のケースでは人口増加率 π の増大はそれよ

第 1 表

β	0	$1/2$	∞	-1
K	s	s	s	s
N	$s + 4\varepsilon - 4\rho$	$\frac{s}{3} + \frac{2}{3}\pi + \frac{3}{4}\varepsilon - \frac{4}{3}\rho$	π	$-\frac{s}{3} + \frac{4}{3}\pi - \frac{4}{3}\varepsilon + \frac{3}{4}\rho$
Y	$s + 4\varepsilon - 3\rho$	$\frac{5}{2} + \frac{\pi}{2} + 2\varepsilon - \rho$	$\frac{s}{4} + \frac{3}{4}\pi + \varepsilon$	$\pi + \rho$

は当然である。このように目標が手段どのように影響するかを例をあげて説明するのがこの最後の節の目的であって、そのため生産

要素が一種類である第一章の巨視的モデルが用いられ、そこでは貯蓄率が用具変数、消費もしくはその函数の最大化が目標となつてい

り少い程度で Y を高め、後のケースでは同程度に増加させる。また資本形成率 s の増加は N, Y を高々同程度に高めるにすぎない（ $\beta = 0$ では単位のとり方によって各変数の時間的増加率はまた同時に成長率である）。こののような結果を政策の問題の解決の利用することができる。たとえば定められた率での生産、雇用の増大を達成するためには貯蓄率や正常賃金の増加率を知り得る。

著者は右のようなモデルの他に生産函数のパラメーターの変化としてあらわれる技術変化や計算価格を含むモデルを示した後、代替の可能性がある制限にしたがう場合について述べ、この章の最後の節を計画の目標というものはたす役割の考察にあてている。本書の対象である数学的モデルは種々の方法で利用されるものであつて、同じモデルにもとづいて全くことなつた政策がみちびき出されただとしても不思議ではない。政策目標がちがえば結果がことなるの

る。モデルの前提は貯蓄・投資の均等、資本係数と貯蓄率の不变である。

あって

$$(13) \quad \dot{K} = I$$

$$(14) \quad K = kY$$

$$(15) \quad I = sY$$

によつてあるわざれぬ。したがつて

$$(16) \quad K = K_0 e^{\frac{s}{k}t}$$

となり、消費Cは

$$(17) \quad C = Y - \dot{K} = \frac{1}{k} K_0 (1-s) e^{\frac{s}{k}t}$$

さて三つの種類の政策目標を考えてみよう。第一は現在(第0時点)の消費の最大化、第二は特定のT時点のそれ、そして第三は現在からT時点までの消費の合計の最大化である。第一の場合には目標に適合する貯蓄率がゼロであることは自明である。第二の場合にはT時点のCをSで微分してゼロとおくことによつて最適貯蓄率

$$(18) \quad s = \frac{T-k}{T}$$

貯蓄が負にならないという境界条件が課せられるならば、 $T < k$ で

あるとき最適貯蓄率はゼロである。第三のケースは

$$(19) \quad \tilde{C} = \frac{1}{k} K_0 (1-s) \int_0^T e^{\frac{s}{k}t'} dt' = \frac{1-s}{s} (e^{\frac{s}{k}T} - 1) K_0$$

の最大化に他ならず、したがつて最適貯蓄率は次の式をみたさねばならない。

$$(20) \quad s (1-s) q = 1 - e^{-qs}$$

ただし q は T/k である。著者の計算によれば与えられた q の値に対しても最適貯蓄率は第2表のようになる。もし貯蓄非負の条件が課さ

れるならば q が2に達するまでの最適貯蓄率はゼロである。政策目標の相違の手段に与える影響を示すためにいま一つの二要素のモデルが説明されているが、議論の本旨は右とかわりがない。これらの例を通じて、著者は発展計画の目標の正確な定式化の必要性を強調している。

V

第二、三章の巨視的モデルに対し

て、四章以下は多部門モデルである。したがつて、そこではいくつかの点で技術的なエラボレイションが見られることはいうまでもないが、限られた紙面でこれを精しく紹介することは不可能であり、また本書のような著書の遺漏のない紹介はその再生産になつてしまつであろう。それゆえ、ここでは第四章以下のモデルの一つを任意に選んでその大略を述べることにする。全体の構成は前述の章別の標題によつて察せられたい。

モデルの紹介に先立つて、巨視的モデルのような単純なモデルと多部門モデルのようなり複雑なものとの関連について

ての著者の見解をまとめておこう。これは著者の推奨する段階的計画編成 (planning in stages) の方法に関係がある。これは計画編成の第一段階では簡単なモデルを用いて少數のものよりも重要な戦略変数を決定し、その後に一層複雑なモデルを用いてより多くの変数をもとめる方法であって、広く用いられている逐次近似の手法の特殊なケースなのである。著者によれば、たとえ直接的な方法による解決が可能であっても、逐次近似の方法は実用的であって、段階的計画編成がおこなわれるときには巨視的モデルは多部門モデルなどのより複雑なものと補完的に利用されるのである。(これについては「経済政策の理論」第VIII章を参照されたい。)

モデルは次のような前提によって構成される。n個の部門の生産物は消費のためにも生産のためにも用いられ、それらの資本財としての懷妊期間は一律にθである。各部門の粗産出を X^i 、そのうち第j部門の新投資にむけられる部分を Z^{ij} とし、また偏資本係数を k^{ij} 、

資本の懷妊期間の間投資が一律におこなわれるとすれば、

$$(1) \quad Z^{ij} = \frac{k^{ij}}{\theta} (X_t^j + \theta - X_t^j)$$

第j部門の生産物の価格を p^i 、貨幣額であらわした国民所得と貯蓄を Y 、 S とすれば

$$(2) \quad S = \sum_{i,j} p^i Z^{ij}$$

$$(3) \quad S = sY$$

経常生産のために第j部門で投入される第i財の量を X^{ij} 、第-i財の消費量、輸出量 (負の輸入量) を C^i 、 E^i とすれば

$$(4) \quad Y = \sum_i p^i X^i - \sum_{i,j} p^i X^{ij}$$

$$(5) \quad X^i = C^i + E^i + \sum_j X^{ij} + \sum_j Z^{ij}$$

そして消費函数は

$$(6) \quad p^i C^i = c_i (Y - S) + \sum_j d_{ij} p^j + e_i$$

と仮定する。 c_i 、 d_{ij} 、 e_i は定数である。最後に投入係数を a_{ij} とし、また価格がその財の産出量の函数であるとすれば

$$(7) \quad X^{ij} = a_{ij} X^j$$

$$(8) \quad p^i = \phi_i (X^i)$$

がなりたつ。

このモデルにおけるいくつかのパラメーターの間の関係について著者は次のように述べている。それによれば消費は所得と貯蓄の差にひとしいから、

$$(9) \quad \sum_i p^i C^i = Y - S$$

他方(5)にもどりて

$$(10) \quad \sum_i p^i C^i = (Y - S) \sum_i c_i + \sum_j (\sum_i d_{ij}) p^j + \sum_i e_i$$

との二式を比較して

$$(11) \quad \sum_i c_i = 1, \quad \sum_i e_i = 0, \quad \sum_i d_{ij} = 0$$

であるといふのである。けれどもこの部分の議論は不注意という他はない。なぜならば(4)、(5)から

$$(12) \quad Y = \sum_i p^i C^i + \sum_i p^i E^i + \sum_{i,j} p^i Z^{ij}$$

が得られるから、(2)を考慮すれば明らかなるように

$$(13) \quad \sum_i p^i C^i + \sum_i p^i E^i = Y - S$$

つまり貿易収支がバランスしない限り(9)は成立しないのである。もとも右の誤りは後の議論に影響しない。

モデル(1)～(8)を利用する政策の問題の例としてここであげられて いるのは現在の各財の産出が与えられているとき θ 時点の国民所得を最大にするような θ 時点の各財の産出の計画の編成である。(4)、(7)および(8)によって θ 時点の国民所得は

$$(14) \quad Y_\theta = \sum_i (X_{\theta i} - \sum_j a_{ij} X_{\theta j}) \phi_i (X_{\theta i})$$

他方、現在の貯蓄額は、(1)、(2)により

$$(51) \quad S_\theta = \sum_i \sum_j \frac{k_{ij}}{\theta} (X_{\theta j} - X_{\theta i}) p_j$$

そして問題は(5)の制約のもとでの(4)の Y_θ の最大化となる。したがつて求める最適産出量 $X_{\theta i}$ は

$$(16) \quad \phi_i (X_{\theta i}) + X_{\theta i} \phi'_i (X_{\theta i}) - \phi'_i (X_{\theta i}) \sum_j a_{ij} X_{\theta j}$$

$$- \sum_j a_{ji} \phi_j (X_{\theta j}) + \lambda \sum_j \frac{k_{ij}}{\theta} p_j = 0 \quad (i=1, 2, \dots, n)$$

(16)から最適解が得られる。
をみたさねばならない。ただし λ はラグランジヤ乗数である。(5)、

右の叙述について発展計画編成の一つの手順が示されている。
その大要は、

第二、三章ではモデルの提示の他に少しがらも政策の理論的な
叙述がみられたが、第四～七章ではそのような個所が殆んど見当ら
らない。

VI

最後に発展計画の現状に論評を加え、また若干の実際上の
処理法を述べたのが第八章である

論評の第一は計画の目的についてであって、特に目標変数が何で
ありまたそれがどの時期のものであるかということ、あるいは目的
が終局的なものであるのか派生的なものであるのかを明確にする必

要性が説かれている。多くの国の計画において採用される重工業の
優先的発展などもそれ自身派生的な目的にすぎない場合が多い。發
展計画には種々の目的があり、それらに対するひとびとの相対的な
評価は固定的なものではない。また發展計画のなかには資本財の構
成が変化しない均衡成長(balanced growth)を真の目的とするに
もかかわらず、それを可能にするための準備としてたとえばボトル
ネックの克服を第一次の目的としなければならない場合がある。こ
のようなときには第一次の目的でなく計画の全容を明かにすべきで
ある。以上がこの部分の要旨である。次に經濟構造についておかれ
る前提に対しては、しばしば用具変数の検討が不十分であり、また
消費函数、生産技術や投資について過度に単純な仮定がおかれるこ
とが批判とされ、その後に長期的な發展計画の研究にはあわせて短
期変動の研究が必要であることが説かれている。

- (1) 国民所得の最適成長率を簡単な巨視モデルを用いて定める
- (2) 部門分割の数と基準を定める
- (3) 計画期間における完成生産物に対する国内需要は、構造変
動がないと仮定して、所得、投資の計画値にもとづいて推定す
る
- (4) 価格変動が生じないとして、輸出を予測する
- (5) 中間生産物の需要(輸入を含む)の推定は最終需要の推定
値を基礎としておこなう。
- (6) 各部門における投資の国民生産への寄与率を計算する

(7) もし右の推定の結果、輸入超過の予測が資本輸入の予想額を超えるならば、輸出力が大きくなることは輸入品に代替し得る財を生産する部門の生産を増加させるように部門別生産計画の編成替えをおこなう

(8) 雇用、分配について政策的目標がおかれているならば、それに適合するように生産計画を変更する。

(9) 部門別資本係数の値にもとづいて各部門の投資を推定する

(10) 右の結果得られる総投資がはじめの巨視的モデルにおける

値といちじるしくなるならば、後者を修正して今までの手順を改めておこなう

(11) このようにして、結局、解が得られ、そこでは巨視的モデルの総投資が(6)の寄与率を考慮に入れて各部門に配分される。右の手順は前節で紹介したモデルに照應させればより明らかになるであろう。

VII

以上で本書の内容の紹介を終る。よくその概容を伝え得たかどうかは疑問であるが、モデルの羅列といつてもいいすぎない本書ではこれも止むを得ない。はじめに述べたように本書はティンバーゲンの経済政策研究の一環をなすと考えられ、したがってその正当な評価は彼の他の著書との関連においておこなわれるべきものである。しかし残された紙面では到底これは不可能である。それではこの書で著者が直接に意図したところの発展計画編成の関係者のための有用なモデルの提示という点ではどうであろうか。この点は実際

の編成にたずさわるひとびとでなければ発言力がないわけであるが、それでもそれ程高く評価できないように思われる。というのは、技術的な二、三の点を別とすれば、実際に利用可能でありしかも目新しく説得的であるようなものが見当らないからである。

現実への適用という点を離れて、したがってある程度著者の意図を無視したコメントを加えることが許されるならば、いまひとつのが注意される。先に紹介したものと含めて本書のモデルはすべて均衡の継続的な成立を前提とし、経済変動の基本的な動因である不均衡とそれに対する経済主体の反応に全然考慮が払われていない。もちろん、経済政策の目標の一つには不均衡の排除が含まれているであろうが、現実の経済が不斷の不均衡とともに変動、成長するものである以上、この現実の認識の上に立って、不均衡が可能であるようなモデル構成の上で計画の編成がなされるべきではなかろうか。ひとたび実現された均衡が持続性をもち、またそれが安定でないならば、無条件に均衡を前提とするアプローチは無意味である。しかしこれらの条件がみたされている場合にも不均衡の状態の可能性を無視することができない。最近流行の成長理論の見方からすれば右のような不均衡は短期理論で処理され、長期的成長の理論では無視されているけれども、短期的にあらわれる不均衡の有無が長期の発展経路に影響を与えることを考慮すれば、長期の問題においても不均衡の存在を無視し得ないことは明らかである。標題と著者の名声にひかれて、そして理論的な議論を期待して、本書をひもとく読者は恐らくこのような点で失望するであろう。もともとこのような思想は実用性の追求のために多くの経済学者がテクニシャンに進化

または退化する時代の流れにおくれをとった者だけのものかも知れないが。

つて PEP で定期的に研究会をもつた研究グループの作業結果である。このグループの統括者は PEP の専任研究員デントン (G.R. Denton) 氏であり、報告書の執筆担当者は研究助手トレーナー (S. Trench) 夫人である。

ピ一・イー・ピ一

『英国経済における成長』

柏崎 利之輔

〈早稲田大学〉

PEP: *Growth in The British Economy—A Study of Economic Problems and Policies in Contemporary Britain* (London: George Allen 1960), pp. xii + 256.

PEP (Political and Economic Planning) は一九三一年に英國で組織された研究機関であり、主として研究と政策作成との間の橋渡しを行なっている。その目的とするところは可成り実践的であって、公衆に関心のもたれる問題を研究し、事実を見出して公正に提示し、その知識が応用される仕方を示唆するということである。この PEP による刊行物には、(i) 報告書 (Reports), (ii) 定期的な機関誌『計画』(Planning), および (iii) 不定期的な研究論文 (Occasional Papers) がある。本書は、産業経済研究会によって邦訳された『政府と産業——政府と私企業との関係の研究』(勁草書房一九六〇年刊) と同様に、(i) の報告書の一つであり、三ヶ年間にわた

る。英國経済の成長率が緩慢であることについて、最近多くの批判がなされている。本書は、英國が他の西欧工業国におくれをとっているという見解についての証拠を提示してそれを評価し、あわせて英國経済の将来にとって重大な意味をもつ問題を指摘することを目的としたものである。このような目的を達成するために、この報告書では経済成長が適切な政策目標であるという仮定がなされている。しかしながら、この仮定は経済成長が他の目標を犠牲にしてまでなさるべきだということを含んでいない。別言すると、既存の政治的および社会的組織と矛盾しない範囲内で成長率を高めることができないと考えられている。したがって、英國経済の成長率が対比されるのは、同様な発展段階にある西欧の他の国々によって成就されている成長率であって、ソビエット・ブルックの諸国の成長率ではない。経済成長の望ましさについてこのような限定がなされているばかりでなく、本報告書においてはさらに、英國人の社会的態度についての議論が意識的に取り上げられていない。米国や多くのヨーロッパ諸国と比べて、英國における貴族主義的伝統と階級構造は、産業界に有能な人々をひきつけにくくする傾向がある。また安全さへの欲求が経営者と労働者の双方にとって比較的に強く、したがって

人々は物質的進歩に優先権を与えない傾向がある。これらの事態が現代英國經濟の多くの問題の根底に横たわるものである限り、經濟成長に関する本書の取りあつかいの範囲は狭められている。

本書が一つの報告書であることを反映して、まず冒頭の第1章において本書全体の議論の「要約」が与えられ、そして最後の第11章においてそれらの議論からひき出される「結論」がまとめられているので、読者にとって論旨を理解するのが容易である。以下において、本書の主内容を紹介する前に、章別構成をあらかじめ記しておこう。

- 第1章 要約
- 第2章 生産性、投資および労働力
- 第3章 公共投資の配分
- 第4章 国有化産業における価格政策
- 第5章 課税の影響
- 第6章 国防と社会的用役
- 第7章 國際收支
- 第8章 インフレーションと資源の配分
- 第9章 若干の国際比較
- 第10章 経済成長のための計画
- 第11章 結論

二

「生産性、投資および労働力」という廣汎な題材を取りあつかった第2章の議論が、本書の残りの章を開くための基礎である。

そこでは英國經濟の動向について次のとき論点が提示されている。第一に、英國は富裕な國であり、一人当たりの粗国民生産物の水準は大抵の歐州の國々と比べて遜色がない。しかしその水準は米国以外の若干の國々（スウェーデン、ニュージーランド、オーストラリアおよびカナダ）によって越えられていることに関心が寄せられねばならぬ。第二に、英國における生産ないし生産性の成長率は、第二次大戰以降多くの他の國々におけるよりもはるかに緩慢であり、このような貧弱な事態がつづくならば、数年を出でずして英國の生活水準は、いくつかの他の西欧諸国におけるよりも低くなってしまうであろう。第三に、このような低い成長率を説明する主要因は、十分な投資がなかつたことである。實際、英國において粗国民生産物のうち投資された割合は、一九四五年以降、多くの他の西欧諸国におけるよりも低かった。第四に、過去二十年間にわたって労働人口の増加率が相対的に低かったために、粗国民生産物に占める投資の割合が低くても、一人当たりの投資率は高かつた。以上のことは、投資の収益が他の國々におけるほどに高くなかったことを意味するばかりでなく、投資以外の要因が生産性の成長を制限するよう作用していることを示唆する。

第五に、他の國々、特に米国や西ドイツにおいては、英國におけるよりもはるかに一層急速な人口増加（殊に若い労働力の移入）があり、このことは、たとえそれらの追加的な人口のために社会的資本や産業資本を供与する必要から、一人当たりの資本量を増加させるための資金がへらざるとしても、生産性を増加させるに当つて利益となつてゐる。第六に、英國經濟は他の國々よりもはるかに一層

大なる構造的な成熟段階に到達しており、農業人口は現在全労働人口の約4%にすぎず、しかも農業の生産性が製造工業における生産性とほとんど同じ位に高い。それ故に、たとえばフランスのごとくに、農業からの移転によって工業労働力の著しい増加を達成することができない。第七に、英国は戦後の期間の大部分を通じて非常に高い雇傭水準を維持しており、労働力、殊に某种の熟練労働力の不足が産出高の成長を妨げる要因となっている。さらに、完全雇傭に伴なう伸縮性の欠如の故に、資源の配分的効率の改善がはばまれている。第八に、完全雇傭の維持に伴って生じた慢性的なインフレ傾向を抑制する政策は、しばしば生産水準の低下という形で、経済の成長に悪い影響を与えていた。ある産業、たとえば重工業における過剰能力は、一九五五年以降の生産抑制から生じており、このことは、すべての新しい設備能力を利用するための労働力を確保できる以上に資本投下がなされていることを示している。

英國經濟の動向についてのこれらの一般的結論を出発点として、第3章以下の議論が展開されるのである。まず第3章においては、英國における総投資の配分が一般的に論ぜられたあとで、公共部門における最も重要な産業（輸送、燃料および動力）で投資が十分なされているかが詳細に論ぜられる。ついで第4章においては、国有化産業における価格政策がそれらの産業の投資額に及ぼしている影響について考察せられる。これに対してもっと直接的な政府の介入が經濟の成長率におよぼしている影響については、別個の取りあつかいがなされる。すなわち、一方において第5章では、租税の総負担額とそれが課される仕方が企業および勤労意欲に有害な

影響を与え、したがって間接的に生産性の成長率を低くさせているかどうかという一般的な問題が考察される。他方において第6章では、政府支出のうちの二つの主要な項目である国防と社会的用役に対する支出がどんな直接的影響を經濟におよぼしているかという問題が考察される。さらに、戦後における英國經濟を絶えず脅かしつづけてきた國際收支上の困難が第7章において取り上げられる。そこでは、國際收支の脆弱さと度々の危機が投資および生産におよぼした影響が吟味されると共に、國際收支の慢性的な困難が何故生じたかについての論議が展開される。

インフレーションという題材の下で第8章でとりあげられているものは、それ以前の章で述べられた英國經濟への圧力が総合されるときどんな効果をもつかの要約である。もし海外投資、国防支出などは社会的用役を切りつめることが適當なものとして受けいれられないならば、英國經濟をもつと健全な状態におくために個人消費が制限されねばならない。ところが、政府は經濟における需要の圧力を十分に統制できず、また需要の圧力が大でない時期においてさえも、費用と物価が上昇しつづけるという問題を解決できなかつた。そこで特に賃銀と物価との悪循環を絶ちきるための賃銀政策の実行可能性が吟味せられている。同様に、以前の章で用いられたいくつかの國際比較を、もっと体系的に吟味するために、第9章が充てられている。ここでは、特に西ドイツおよびフランスに焦点を合せて、經濟的条件、組織および政策の相違を解明し、英國經濟について参考となることがらを吟味する仕事がなされている。これらの両国の経験のうち、本報告書で論議された問題に特に関連あるもの

は次の三つである。第一に、西ドイツとフランスとは一九五〇年代において、英國よりも労働供給の豊かさで恵まれていた。第二に、

両国の経済成長は英國におけるほどに国際収支の危機やそれに応じた制限によって制約されていなかった。そして第三に、経済計画に関する限りフランスと西ドイツは対照的には歴史を示しているものの、民間企業の意欲をかき上げるようなドイツの政策と、もっと誘導的な方法をとるフランスの政策とはいざれも、経済的拡張をその中心的目標としている。どちらの政策も英國において実際にとられたあいまいかつためらいがちな政策より良かつた。

したがって、ドイツおよびフランスの政策についての議論を背景として、英國の経済問題に対する解決策である「経済成長のための計画」が実行可能であるかどうかの論議が、第10章の仕事となる。もともと英國における経済計画は、大蔵省だけが國民經濟および財政政策にかかるという意味で、形式的には他の西欧諸国よりも中央集権的であるが、大蔵省による統制が強力でないでの実質的にはあまり良く調整のとられたものでない。したがって、投資決定への指針および急速成長への刺戟として、投資および拡張のための計画を公けにすることが重要であるばかりでなく、経済的拡張の必要に対し政策の多くの他の側面をテストすることが肝要である。すでに論ぜられた公共投資の配分、価格政策、租税徵収の方針、国際収支の危機を解決する方策などが経済成長の必要と対比して照合されねばならない。インフレーション問題の解決や生産性の増加に当つて労働組合の協力が確保されるべきである限り、生活水準をひきあげるという国民的目的や他の国民的目的を成就することが

肝要である。

三

本書の主目的は、戦後における英國の経済問題の性質とそれに対してとられた政策の関連性について均齊のとれた説明を提示することであつて、何らかの特別な結論や勧告に到達することはいわば附隨的なものであった。したがつて、最後の第11章の「結論」では、もつと詳細な考察によつて補完さるべき政策領域についての要約が与えられている。それらは次のとおりである。

- 1 生産性の増加率が低いこと、および国民生産物のうち投資される割合が相対的に低いことに鑑みて、生産性の成長率は投資額を一段と増加させることにより改善されうる。この点に関して一九五四年以降ではそれ以前に比べて若干の改善が見られたが、英國における投資は他の西欧諸国において成就されているものに匹敵しない。したがつてもし投資の割合を高める必要が留意されるならば、一九六〇年代において経済を高水準の投資がなされる段階にひきあげる機会がある。
- 2 投資水準を増加させるという一般的な目的の中で、労働節約的な投資を奨励することに優先性が与えられるべきである。というのは、一九六〇年代に経済の拡張が進行するにつれて、一九五五年以降の高水準の投資がなされた年に建設されたすべての余剰能力が完全に利用されてしまう以前に、労働不足の再発によつてその拡張が制限されるからである。なるほどいくつかの基礎的産業にとっては、一九五〇年代を通じてその產出高を増加させることが最も緊急

を要する課題であったが、今やそれらの産業は競争的な市場において操業しており、生産効率を大きくするための投資によってのみその地位を維持しうるにすぎない。それ故に、それらの産業から解放される労働力を成長しつつある他の産業に移しかえうる可能性がある。

3 完全雇傭状態にあるときの不利益の一つは、労働力が非能率的に用いられる傾向があるということである。一九六〇年代の初期において新卒の若人が以前より多くなるから労働供給はいくらかふえるけれども、労働力を最善に利用することが依然として重要であろう。したがって、斜陽産業と成長産業との間での労働の可動性を増加することに注意が払わねばならない。この場合、余剰労働力のある地域に産業を配置することに力点がおかるべきか、あるいは成長産業のある地域へ労働者を移動させることに力点がおかるべきかは、依然として論争の余地ある問題である。しかし、いずれにせよ、もし高い投資水準が一人当たり産出高の望ましい改善を生むべきであるならば、労働力の伸縮性を最大にすることが明らかに重要であろう。

4 産業が拡張されるにつれてすべての種類の熟練労働が特に不足しがちであるから、技術者養成計画に優先性が附与されねばならない。教員の不足が建物の不足と同じ位重大な問題であり、しかも貨幣を支出することだけによっては容易に解決されえないものである。技術系専門学校をすぐ大幅に拡充しても、科学技術者の総供給は只徐々に増加されるにすぎないであろう。

5 より高い生産性を成就するには知的なそして良く教育された

労働力が必要とされるから、技術者教育を拡大する必要について特別に考察することは別に、普通教育が経済的進歩にとって必須であることは明瞭である。もし小中学校における教育水準もまた改善されないならば、技術系専門学校の教育水準はその生徒数の増加と共に低下せられる。したがって、低学年生のための建物は今や増強されたのであるから、教員の供給を増加し、かつ教員養成の水準をひきあげることに優先性が与えられねばならない。

6 種々なる産業の間に資源を適正に配分し、特に資本の無駄な使用をさけるために、公共部門における価格政策は、実質的生産費を出来るだけ反映するように工夫されねばならない。このことは、産出高を増加させる運動のうちに見失なわれてしまったり、価格騰貴をさけるための政府の介入によって妨げられたりしてきた。今や効率増加のための投資の方が産出高増加のため投資より重要であるから、価格が正しい原則に従って決定されることが今までより一層重要なこととなる。

7 工業製品の価格は生産費用の増加を負担するために上昇せねばならなかつたのに対して、国有化産業の生産物価格を低くしておいた点で、その価格政策は間違っている。消費者に有利な価格差別化は消費を促進させ、しかもかかる人為的に高められた需要をみたために多額の資本を国有化産業に振り向けることになるから、経済の成長を制約することになる。またそれは労働の過少な価格付けに導き、生産性を高める障礙となる。それ故に、公共部門の生産物価格は、その騰貴に対する消費者の敵意に押されすぎないよう、若干引き上げられねばならぬ。

8 公共部門における価格は、特定の型の消費者もしくは使用者に対するかくされた補助金を含むべきでない。もしたとえばある地域における不経済的な鉄道用役を維持するため、ある特別な補助金を与えることが望まれるとするならば、このことが明確にされ、大蔵省からの出資金によって賄なわるべきである。そうすれば、国有化産業の真の財政状態をあいまいにしないですむし、出資金の目的や必要について合理的な議論が可能になる。

9 課税組織の他の目的と矛盾しない限り、租税は投資や企業化への誘因を最少限に阻害しないように、そして場合によっては積極的な誘因を供するよう工夫さるべきである。多くの租税がすでにこの目的に対して調整されており、調整されていない他の租税は事実上経済的統制の目的のために用いられているから、それらの租税を批判することは的はずである。しかし、時として、特に相続税の場合において、何らかの行動をとる余地がある。

10 社会的用役ないし保険を供与するための収入の過半数は一般的の課税からくるものであり、雇傭主や被傭者の直接的な拠出分は総支出のごく小さな割合にすぎない。かくて労働を雇傭するための実質費用の一部はかくされており、資本費用の労働費用に対する比率が歪曲されより多くの労働が使用されるようになる。より多くの資本の使用を促進し労働の節約を図る必要から判断して、社会的用役を金融する英國の方法は大陸における慣行に照して再吟味さるべきである。

11 国防支出の増加の経済的帰結に関心が払われねばならない。

英國の軍事力の強化が国防支出の圧力から生ずる経済的弱体化によ

つて相殺されないようにする必要がある。もし消費が同じ程度だけ下げられうるとするならば、必要だと思われる国防支出の増加を經濟的根拠で批判することはできない。しかし投資または国際收支あるいはその双方に悪影響があるならば、国防支出の拡張が制限されねばならない。

12 社会的用役に対する支出が戦後の英國經濟に重大な悪影響をおよぼしているという証拠はない。多くの形式の社会的用役支出とくに教育支出は、労働という生産要因の能率を維持し改善する役割によって、生産性を高めるために大なる貢献をなしている。したがって、社会的用役を供するための資本支出は高い優先性をもちつけねばならない。このことは特に病院施設のこと今まで無視されていた領域においてそうである。

13 英国は世界の經濟問題に重要な役割を演ずるに十分なだけ富裕である。しかし伝統とか威信とかのみを顧慮してなされる海外への支出は、その經濟的価値が疑わしく、縮減さるべきである。同様に、未開発国への投資は英國にとって少くとも直接的な便益をもたらさないものであり、もし他国を援助することが國內經濟の弱体化をすすめることになるなら、それは自滅的なものである。特に海外投資が國際收支の悪化になる場合には、資本の流出が許さるべきでない。

14 戦後における輸出の遂行は可成り著しかったが、結局金もしくは外貨準備を十分にならしめたり、あるいはスターリング・ポンドの残高を減らすことができなかつたから、外國為替需要をみたすには輸出が不十分であつたと結論されねばならぬ。海外に流出する

貨幣を削減する可能性が限られている場合、輸出をなお一層増加させることによって可能にされる。歐州自由貿易連合の創設、関税および貿易に関する一般協定を通じての関税引き下げや、歐州共同市場との連携は、いずれも英國経済の競争力を増加させるであろう。

15 インフレは今まで經濟の拡張を止める効果をもつ統制施策によつてのみ抑止されてきた。反インフレ政策は直接的な危険に対処するためのものであつて、その反面すでに不十分な投資水準を切りつめたり、多くの産業において過剰能力を生ぜしめるという不幸な帰結を伴なつてゐる。そこで、十分高い率で拡張をつづけさせるようなインフレ救済策が求められねばならない。それは長期的な政策であつて、その政策の効果が近い将来においてあらわれるためには、直ちに設定されねばならない。

16 そのようなインフレ救済策は、政治的および社会的態度における急激な変化と、多くの經濟的機関の組織に対する改革を含むものである。賃銀の年々の上昇率が生産性の上昇率をこえないことを保証するような賃銀政策上の協力が、政府と雇傭主および労働組合の間で要請される。近い将来においてそのような協定ができる見込みはうすいけれども、困難でありかつ時間がかかるということはそれをしようとしていることの理由にならない。

17 最も重要な産業の成長についての公けにされた計画にしたがつて、公共部門における投資が統制され、民間部門における投資が誘導されねばならない。このことは長期的な目標が相対的に無視されてきたことを矯正し、将来において經濟を弱体化させるような手

段によって直接的な危機を切りぬけようとする傾向を是正するものである。それは經營者や労働者に目標を与え、産業における協同の基礎を供するであろう。

四

以上のとおり簡単な紹介からも知られるように、現代の英國經濟が直面している經濟問題に対して第一次的な解明を与えていた点に本書の特色がある。別言すれば、本書は英國經濟が長年にわたつて保持してきた先進性をゆさぶりつつある源泉をたしかめ、その対策を一般的に検討したものである。なるほど西欧諸国内で英國經濟が占める優位性は依然として保持されているものの、西ドイツやフランスの最近における目覚ましい經濟成長に鑑みて、現在の趨勢が続く限り早晚英國の優位がくずれる危険がある。本書はかかる事態を浮きぼりにして、過去における蓄積を背景に成長よりも安定に力点をおく成熟國的態度に対して警告を与えていた点で、可成り進歩的な基調をもつてゐる。しかしながら、長期的に効果のあらわれれる政策を漸進的に採用するという方向を打ち出している点で、イギリス型の保守的基調からはずれてはいない。問題は、完全雇傭の維持とか、インフレ防止とか、あるいは國際収支の危機の打開というような事柄に、短期的な視点のみから対策を講じたために生じたイギリス經濟の弱体化を、根本的に建て直すことである。そのため、長期的に高い投資水準を維持するという目標や、そのような投資を有効的にするに必要な施策に力点をうつすことが示唆されているのである。

本書で論ぜられている問題は、産業構造や発展段階を異にする日本経済にとつては一見無関係なように見えるかもしれないが、なおそこにいくつかの教訓を見出すことができよう。たしかに経済の成長率に関する限りでは、イギリスはもちろん他の西欧の工業国のいずれとくらべても、わが国は優っている。しかしながら、一人当たりの所得水準は全く比較にならない程ひきはなされているのであるから、高い成長率を継続的に維持してゆくことのみが西欧の水準に近づく道である。ところが、その道は決して平坦な道ではなく、英国経済が経験したのと同種の困難に過去において何度も直面したばかりでなく、将来においても直面することであろう。國際收支の危機とそれに応じた対策によって景気の転換が周期的に行なわれたわが国にとって、輸出増進の問題が前面から消えたことはないし、今後もまた重要性を失なわないであろう。また物価と賃金との悪循環は急速な経済成長の下で絶えず生じている難問題である。そして社会的用役に対する支出の漸増と完全雇傭政策の推進が労働力の不足といふ形で、経済の伸縮性を弱める傾向にある。現在のところ、農業と工業との間の生産性の較差と農業における過剰就業の存在を背景にして、農業部門から工業部門への移転によって経済成長に必要な労働力を確保することが可能であるとしても、やがては熟練労働力の不足による成長率の鈍化が生ずるであろう。将来におけるかかる制約に対抗する方策は正に本書で指摘された長期的な政策でなければならぬ。もし完全雇傭の維持を基礎的な課題にもつ英國経済の問題が、福祉国家が遅かれ早かれ当面せねばならぬディレンマを表わすとするならば、本書によつて警告される事実を他山の石として、われわれもまた今から十分な対策をとる必要があるようと思われる。

G.C. アレン

『イギリスの産業構造

— 経済変動の一研究 —

石 畑 良太郎

〈一橋大学〉

G.C. Allen, *The Structure of Industry in Britain—A Study in Economic Change—*, Longmans, London, 1961, ix+236pp.

イギリスの産業の構造あるいは組織について書かれた著述は、決してすくなくない。本書の著者G·C·アレン自身にも周知の名著があり、また本書と相前後して若干の類書が公刊されている。いまここに本書をとりあげたのは、その内容のコンパクトな整理が、多くの問題意識を藏しつつ、読者に適切な専門常識を与えてくれるからにほかならない。その意味で、類書との照合をかさねつつ味読されるのがのぞましい。

著者アレンは、わが国でもよく知られているように、一九四七年以降ロンドン大学で教職にある。英本国ならびに極東における産業

構造や経済進歩についての著述が多い。

アレンが本書において叙述した主要な問題点は、(1)今日のイギリス産業を創出したところの歴史的・經濟的・社会的・法制的な諸要素を摘出し、(2)イギリス産業の構成がここ数十年間にどのような目ざましい変化をとげたかを概観し、(3)とくにそのなかでも産業の中・競争・独占等にわたって論じ、(4)さらに政府の經濟生活への介入および今世紀における労働組合の發展と労使関係の展開にふれ、(5)さいごに、産業組織と經濟政策の変化、それらに伴う効果・影響を論述するところにある。

本書の構成はつきのとおりである。序文 1一九〇〇—一九六〇年のイギリス産業における構造的変化 2構造的変化の過程 3企業人口 4カルテル、コンバインと制限行為 5市場行動と産業組織 6国家と産業 7産業発展と公共政策 8労働と労使関係 9イギリスにおける近代産業制度——一つの結収——統計付録 索引。(数字は章を示す。)

以下にきわめて要約的に各章を紹介してみよう。

△△

第一章では、まず經濟進歩の概念がとりあげられる。ヨーロッパとアジア・アフリカ諸国との經濟發展の不均等を前提として、經濟發展のためのさまざまなファクター、たとえば、經濟上の自由・私有財産への保障・社会的、經濟的諸制度などが考えられる。そして、經濟の先進性や後進性をみると、これらのファクターの検討が必要であるとされるのである。アレンは、經濟變化をひきおこす

社会は、たんに經濟上にとどまらず、政治的にもまた労使関係にも多大の變化を余儀なくされると指摘している。つぎには、イギリスの工業生産と雇用における變化が論じられる。世界經濟の主要なベース・メーカーでさえもなくなつたイギリス産業を考えるとき、問題はいかにしてなにゆえにこのような産業變化が到来したのかをみきわめねばならないとアレンは述べている。第一次から第三次まで産業別に變化をみるなかで、本書では第二次産業の變化に最大の関心が払われている。この部門の雇用人口は全産業人口の五〇パーセントをこえている。しかもその増加の仕方は着実に伸びたというよりも、主としては一九三五年以降になされたのである。約言するならば、今世紀はじめから一九五七年までに、産業生産高は三倍になり、製造工業生産高は三・五倍になった。産業内の變化を端的に示すものは人口増加率にみられる。一九五〇年代末と一九〇〇年代では人口センターがランカッシャーから自動車・電氣機器のウォリクシャー、ウースターシャー、スタッフードシャーへとまったくことなつてきていることがわかる。そして著者は、今後五〇年間の變化が過去の五〇年間の變化よりも、さらに目くるめくものでないといふなんらの理由もないことを述べている。本章の第三の問題点は、構造的變化の諸原因についてである。生産面のみからの分析では不十分であつて、社会的あるいは政治的なデータというものを論外にしてはこの變化を理解することはできない。さらにまた、教育やコミュニケーションの新手段の登場も無視しえない。そして、これらの要因を端的に言えば、産業活動が政府の政策と無関係にはおこないえないくなってきたということなのである。産業内部に内在して考察する

ならば、構造変化の主導的な要因は、うたがいもなく私企業における革新的な活動に求められる。なかでも技術革新の流れは、産業を二つのグループに分けた。一つは、科学に依拠する産業、もう一つは伝統的技術に依拠する産業である。アレンは、この第二グループから第一グループへの転進ということが、今後の変化に大きなかかわりをもつてくるであろうことを指摘している。

第二章では、最初に産業革新における新旧企業の役割りが論じられる。ここでは、前章を受けて経済変化がいかなる方法でもたらされたかが吟味される。ロールス・ロイスは、かつては自動車専業メーカーであった。しかし、今日では、それは基本的には航空機産業の一員として受けとられている。つまり、イギリス産業の構造変化への第一の答えは、需要と生産の相関関係の変化が、マーケットの成長を助長しているということ、のことなのである。われわれは、新企業の演ずる投割りが、過去半世紀のイギリス産業に重要なパートを占めていることを認めるであろう。だがしかし、もう一つのことなつたりクルートのタイプを見のがしてはならない。それは既存の企業の変容が構造的変化に与えた影響である。旧いものが新らしい適度規模をえたとき、それは新らしい企業の生産を伸ばすことにもなり、新らしい産業に付加的なリクルートを与えること也可能である。つまり、新旧両企業には、緊密な技術上の結びつきがあるのである。そして一方、その結びつきは、純粹にコマーシャルなまつはファイナンシャルなもののである。本章でつぎに論じられるのは、イギリスにおける新産業の勃興についてである。そのもともと効果的な説明として、新産業の指導性があげられる。自

動車・航空機・化学せんい・エレクトロニクスなど——そしてこれらのあるものの起こりは、せいぜいのところこの二〇年そこそこの間なのである。そして、例えば電気機器産業にしても、そのはじめは個人的なアントルブルヌールにその源をおっているのである。それは、ゼネラル・エレクトリック会社すらも例外ではない。古い産業は、ただたんに残存するという形態をとるのではなくて、絶えず生産分野を調整することによって生きのこってきているのである。しかしそのことは、たんに変化する環境にうまく対応していくということだけではなくして、むしろそれ自身の革新を目指す活動によつて、周囲に影響を与え、周囲から摄取しうるものは十分にそれをなしたうえでおこなわれていることを、アレンは強調している。この論旨をうらづけるために、化学工業・ゴム工業などの実例が列挙されていて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通したものを見出さなければならぬ。さて、さあやがて、きわめて興味ぶかい。読者は、ここにとりあげられた各産業に共通の命を、一そく見きわめることができるるのである。

第三章の冒頭には、産業集中の問題がとりあげられる。過去五〇年間は、まさに企業やプラントの規模と性格、そして、企業間関係の変革期であった。これらの変化は、技術上・商業上・管理上の発展、あるいは経済政策など、さまざまのファクターに起因するものであった。集中についての視点には二つの方法がある。一つは、総産出量で最大百社をとるやりかたであり、もう一つは、特定産業について、その上位三社をとるというやりかたである。ただし、イギリスにおいては、統計的な基礎が十分に信用するにたらず、全体と

しての集中の傾向は言えても、その傾向の緩急についての早急な結論づけは困難であるとしている。アレンは、イギリス産業の仕組みが、かなり流動的であり、その位置の確実度というものは、考えられているよりもはるかに安泰なものではないという指摘を支持している。さらに著者は、統計資料の示す集中度のみからは、独占力の発展についての知識はえられないことを、石鹼産業等を例証として叙述している。本章の第二の問題は、垂直結合についてである。全体として言いうことは、垂直的に組織された企業は、イギリス経済においては、過去五〇年間よりも今日において重要な意義をもつということである。そして、この問題を深化させるための課題として、本章の第三の問題点たる事業所の規模分布を述べている。一九五一年のセンサスでは、一〇〇人以下の事業所はわずかに二二パーセントでその生産高は二〇パーセントにも達していない。だがしかし、このように小規模事業所の重要性はここ数十年間に低下してきたとはいえ、その低下の割合いはむしろゆるやかなものであることの指摘も忘れていない。全体としての大規模事業所の重要性を論ずることはさしつかえないが、産業別に雇用分布を見るときに事業所規模には産業ごとに多様の分布があるから、一般論をもっては断じえないとするアレンの見解は傾聴に値する。本章の第四の問題点は、規模の経済的意味についてである。財政上の、あるいは技術上の知識の経路を欠く場合には、小規模であるということは、その存立上の困難さを増大させる。日本などではこの企業規模の問題が、社会政策・経済政策の主要な争点である。しかし、イギリスや多くの西欧諸国では、社会政策の争点そのものとして入りこ

んでくるわけではない。そこでは、国家による財政措置が、どこまで小規模生産者を満足させるかという観点から問題が主として考査されるとアレンは述べている。

《三》

第四章の第一の課題は、両大戦における産業組織のトレンドについてである。一九世紀中に競争はいちじるしく激化したが、これに対して競争を制限するためのカルテル化・コンビネーション化の動きが、今世紀に入ると活潑化してきた。第一次大戦は競争分野の縮小をもたらし、同時に国家と産業との関係を深めた。自由競争を修正する意図をもつた一連の法制措置もあって、一九三九年までに産業組織は大きな変貌をとげた。私的独占は、かつて競争が激甚であった産業においても強化され、カルテル化と合理化とが相伴つておこなわれる場合もあった。本章の第二の叙述は、一九三九年以前には公共政策と独占の成長についての指摘である。一九一四年以前には私的独占に対して世論は反対であった。しかし、無制限な競争のもたらす社会的な不利益についての認識の高まりが、世論にいちじるしい変化をとげさせた。アレンは、その変化の過程を、法制上および各種委員会の設置等から説明しているが、その説得力はなお十分とは言えない感もある。ともあれ、イギリスにおいては、カルテル化・独占化は、この世紀を通じて、法制上のなんらの障害をも受けないことなく発展したということは明白であるとアレンは述べている。本章の第三の論点としては、第二次大戦後の競争と独占がとりあげられる。戦後のイギリスは、戦時統制の仕組みを推進する方

に向かい、国有化政策と政府の一そうの新分野への介入は、その対極としての自由競争の縮小をもたらす傾向を強めた。しかしながら、市場行動と市場のコントロールには広汎多岐にわたる多様性があるために、統計数字のみで、競争や独占の問題を短絡的には論じえないことをアレンは指摘している。本章最後の問題点は、一九四八年以降の対独占政策および制限行為についての叙述である。公共的立場から、独占の再検討をおこなうための委員会の設置や、あるいは立法的な措置がとられた。しかし、これらのもくろみは、しばしば見当ちがいの効果をしか發揮しなかつたのである。

完全でかつ純粹な競争の理想的世界の創造ということは、政府の意図からは、はるかなところにしか存在しない。しかし、卒直に現在の政策を指摘するならば、今世紀の第二・四半期に示されたような

敵格さを脱して、制限的なフォームを緩和する方向にある程度進むであろうことは期待してよいとアレンは述べている。

第五章は、まず現代産業における価格政策がとりあげられる。大規模な製造工業の企業体が存在するということが、価格硬直性の根源なのであって、このことは、一般的な価格政策の問題とは別個に考えられなければならない。つまり、企業の規模の成長ということは、硬直的なやりかたを強いることになり、したがって、市場行動もこれに影響されるのである。第二に着眼されるのは、革新と産業進歩についてである。問題は、革新の量的な面やその割合に注目するにとどまらず、その性質を見きわめねばならないということである。独占家や寡占家にとっては、コストを低減する革新よりも、むしろ市場革新が好ましいのである。したがって、ある産業で強力

な製造業者に支配されている弱少な企業においても、その残存のために、コスト低減のための革新よりも、生産面での革新の方に傾むことが多いとアレンは述べている。本章第三の問題点は、現代産業における競争の性質ということである。現在の競争は、“workable competition”的状態である。たとえば、一九二〇年代初期には、自動車産業は多くの企業にひろがっていたが、今日ではその生産の九〇パーセントは、五つの大グループに集中している。にもかかわらず、この決定的な変化といふものは、その鋭いライバルとしての関係をうちこわしていない。むしろ相互間の競争を拡大しているのである。また、競争の新しい形態といふのは、必ずしも製造業者のみから生成されるものではなく、販売部門というものがその役割りを演じ、しかもその重要性を増大してきている。アレンは、ガルブレイス教授の指摘を引用して、競争を旧態然たる考え方でとらえることの非現実性を強調している。第四に指摘されていることは、独占力の行使にかかるその他の制限についてである。アレンは、大企業の社会的責任について論じ、一般の批判に対する巨大企業の以前にも増しての敏感な反応の存在を説いている。そして、それゆえに巨大企業自身の藏するジレンマについての考察をすすめるべきことを示唆している。最後に収約的に本章を結論づけて、大企業の地位の重要さの増大・独占の要素は、新しい形態の競争の導入にもかかわらず強められたこと・価格形成過程の変容・独占力と社会的コントロールの相關関係から、独占のもつ危険な成りゆきは緩和されていることなどを述べている。

第六章は、まず一九一四年以前の国家の経済的機能から説きおこ

している。シンベーターが、一九四〇年代初期に述べたように、イギリス人は、今日では“State-broken”（国家に飼いならされた人々）になっている。近代産業社会は、過去半世紀にこのような状態になってきているのである。今日の経済変化を論ずるに際して、國家の役割り、および政府と産業との関係を論外にしては語りえない。一九一四年以前においても、ロンドン港湾局の設置や一連の立法措置など、国家の経済的機能は徐々に展開されていった。そして、これらは、政治的な要求、経済的な要求にもとづくものであったが、結論的に言うならば、物質的な進歩というものが、広範囲な貧困と社会的害悪を発生させたことに対する救済策として求められたといふことができるるのである。しかもなお、第一次大戦前においては、国家の経済的機能はなお弱体であって、その“public sector”としての働きも小さなものであった。本章の第二点は、両大戦間ににおける産業に対する公共政策についての論述である。第一次大戦は、イギリスを例外とはせずに、その政府活動の幅を大きくひろげさせた。国家は産業にとっての主要な顧客になったのである。その政策の括目すべき転換の一つのあらわれは、一九一五年の伝統的な自由貿易制度の修正にみられた。経済生活への政府の関与はなお組織的というよりも漸次的なものであったとはいえ、大戦後の一〇年間に、明確な変貌のきざしをみせた。ケインズが、レッセ・フェールの終えんを唱えたのもこの頃であった。こうして、個人主義と社会主義の間の旧態のままの二分法はリアルなものではなくなった。そこには中間的な性格の国家または地方当局というものが出現していったからである。かくして、政府の経済的機能は漸次拡大された。

それは私的企業の地位を奪うこと目的としてではなく、それを保護し保存するために拡大されたのである。一九三〇年代の終期までには、かくて国家機能の拡大が、いわば公認されたのであった。本章最後の節は、一九三九年以降の公共部門の成長についてである。第二次大戦は、イギリスをして経済にかかるイニシアチヴと権限の主要な源として政府をあおぐ計画国家に変貌させた。ただし、その過程は必らずしも性急なものではなかった。国有化の進展も大きな要素ではあったが、それが戦後の時期における国家の産業活動の増大の唯一の例証ではなかった。たとえば、産業上・科学上の調査研究、立地条件の選定についての関与などが想起されよう。ともあれ、政府と産業との間のコンサルテーションという慣習は、この戦争を通じて深く根をおろしていったのである。

《四》

第七章の第一の課題は、構造的変化と政府の関与についてである。新産業の誕生にも、あるいはまた既存産業の斜陽化にも政府は関与せざるをえなくなつてきている。技術進歩というものが、今日では大きなナショナル・インテレストであり、政府は新工夫や革新に大きな責任を負う立場に立たされた。さらにこのことは、たんに技術的な問題にとどまらず、その構造の変化や、ある産業内の成員間の相互関係にも立ち入らざるをえなくなつてきている。人口の再配分問題一つをとっても、今日、公共政策をぬきにしては考えられないのである。本章第二の問題には、収縮産業の問題がとりあげられる。収縮産業への国家の公共政策の中心は、合理化の推進と

いうことである。アレンは、合理化運動の成果が決して十分ではないことを指摘している。綿工業や航空機産業への補助金支出が、政治的圧力と経済的要求の板ばさみになっている事情の一端を著者は論及しているが、現今のが国の石炭対策などを考えあわせるとき、その示唆を十分に吟味する必要があろう。第三の論点は、産業立地のコントロールの問題についての叙述である。スコットランド等のいわゆる“失業多発地域”への政府の関与についてアレンは、その問題点と若干の成果についてふれている。

第八章は、まず福祉国家の基盤についての論旨がみられる。今世纪初頭以降、政府の影響力は、消費財や投資などの面のみでなく、労働市場にも及びはじめた。他方、労働者も個別的な契約から団体交渉へと変つていった。さまざまの労働立法、長くて価値ある労働組合運動の歴史も見おとしてはならない。そして、この間には、弱者の地位を守るべきだとする世論も成長してきた。近代福祉国家の基盤は、一九〇六年に政権についた自由党政府の一連の立法措置により築かれたのである。一方、労働組合も大きな躍進を遂げた。一九〇九年の最低賃金委員会法などの諸立法、あるいは一九〇九年の職業紹介制度の創設などを想起すべきであろう。本章の第二の問題は、戦時および不況期における労使関係としてとりあげられる。第一次大戦をへて、労働組合の産業社会における地位は、一そつ高まり、不況期にその力の低下することはあっても、もはや決定的に逆行することはなかつた。第三の論点は、労働組織——その最近の局面についてである。労働組合会議は、戦時経済政策の形成にあたつて重要な役割りを演ずるまでになつた。戦後、労働と労使関係への

コントロールが緩和されるにつれて、労働組合は以前よりもさらに強力なものになつてゐる。一九六〇年までにその成員数は一、〇〇〇万に達した。組織的にも拡大強化されて、七つの組合が全メンバーの半数以上を包含し、一七の組合がその余の三分の二のメンバーを組織している。そして問題は、組合幹部と平組合員とのコミュニケーションの不十分さ——つまり、組合のビューロクラシイの反動として表面化しているのである。本章の第四節は、一九四五年以降の賃金の動きと労働市場の諸問題について論じている。企業規模間の賃金格差は日本にくらべてはるかに小さいが、しかし、労働市場の変容というとに、賃金の調整が十分に追いついていないという問題が指摘されている。第五には、労働組合の制限行為が述べられ、第六の課題として、国家の賃金政策が論じられている。

第九章は、産業上および商業上の進歩という問題からはじまる。イギリスは、たしかに今世紀に経済上の進歩をとげた。しかし、それは他の国々に比べれば、その生産も生産性も、その達成度において、より小さいものにすぎないのである。そして、一九〇〇年と一九六〇年とを比較するならば、その対外競争の範囲も拡大した。アレンは、このことを、もっとも注目すべき変化の一つとして指摘している。本章第二点は、産業的企業の性質についてである。それぞれのイニシアチヴを伸ばす方向に企業は発展すべきことを、アレンは述べている。第三節は、競争と独占の問題である。競争は激化し、独占家の社会的責任はますます大きくなつた。そして、すでに第五章で指摘したように、マイルドな独占家が出現して、搾取の恐るべき形態をとることはなくなるであらう。かくのごとくにして、彼ら

が、公共政策の新らしいイシューを創出していくことであろうとアレンは論じている。第四にふれられるのは、国家と産業についてである。今日、直接にせよ間接にせよ、国家がその関与の幅を大きくしている以上、国家と産業との関係の緊密化は当然である。そして、大会社のディレクターは、そのゆえに、以前の時代のビジネス・マンとはまつたくことなった役目をになわされているのである。本章第五節は、労働市場を論じている。今世紀の初頭の個別的な契約から団体交渉を通じての賃金決定という過程からも分るように、今日では政府も産業も労働組合の重要性を認識している。第六節は、本章および本書の結論である。われわれは、以上にみてきた経済変化をいかに理解すればよいのであらうか。その解答を即時的に出すのは容易ではないとアレンは言っている。だが、ショート・アンサーとしてならば、われわれはつぎのように対応することができる。この変化はファンダメンタルな性格をもつものであった。たとえば、価格形成の過程にしても、半世紀以前とははつきりことなつていて、責任を有する主要なファクターは、労使双方に、ひじょうに大規模な組織が生誕したということに求められる。そしてもう一つは、産業のもちろんの事象への国家参与の増大ということである。今日、イギリス国民は、経済上の自信に満ちている。社会的連帶と大規模な技術上の変化をあわせ考えていかなければならない。社会的なモラルを考慮の外においていた物質上の進歩というものは考えられないとアレンは結んでいる。

△△△

以上、きわめて粗略な紹介をおこなつてみたが、アレンの本書は、多くの隘路を列挙しつつも、経済政策の有効な展開でそれらを克服しうるという強い自信を感じさせるものがある。言いかえるならば、イギリス経済への自負心が、気兼ねのない構造分析をおこなわしめたと言いうるであろう。イギリス産業を組織的にみる場合、本書は広い知識を与えてくれる。もちろん、その視角が産業という見地からなされているので、たとえば、労働問題などについて十分に論旨を納得しえない部分がないわけではない。ここでは、ただ一例をあげるととどめるが、たとえば、第八章にみられる賃金交渉において、個別的な取り引き関係が団体交渉という形態をとれば、ただちに quasi-monopolistic なのか否か、大いに議論の分かれうるところであろう。

ともあれ、十分にゆきとどいた注意力をもつて、高度の専門常識を供与してくれる本書の価値は大きい。章別に若干の精粗を感じないでもないが、このことは本書の価値をひくめるものではもちろんない。アレン教授による一そうの研究成果の公刊を期待したい。

W. A. リーマン

『中東石油の価格』

松井哲夫

〈大阪学芸大学〉

Wayne A. Leeman: The Price of Middle East Oil, An Essay in Political Economy. Cornell University Press, 1962. pp. ix + 274.

ト価格に連繋しているため、生産費と価格に著しい乖離のあることが指摘された。こゝに紹介する書物において著者は、中東石油の価格決定のメカニズムをめぐるこれらの論争を再検討することによって中東石油市場の特徴を明らかにしようとするのであるが、近代的経済分析の限界を認識して多面的な考察—政治経済学的アプローチの必要を強調している点に特色を見出すことができる。以下内容紹介にさきだち本書の構成を示せば次の通りである。

一、序章

二、中東石油の市場構造

三、中東石油の生産費と利潤

四、世界石油価格体系と中東石油価格

五、ECAと石油会社—地域的差別価格の研究

六、いわゆる国際石油カルテルと中東価格

七、消費国と産油国における政府の役割

八、中東石油価格—概括

九、アラブ、イランの野望と戦略、西欧の反応

一〇、種々の立場からみた中東石油

一一、将来への指針

因に、著者W・A・リーマンはミズリード大学経済学教授であるが、主著としては本書以外に見当らない。

第一次大戦後、中東産石油が急速に世界市場に進出するにつれて、その価格決定制度に対して理論的にも政策的にも強い関心が向かってきた。たとえば、アメリカでは経済協力局(ECA)は、歐州復興資金による西欧向け石油の買付けにさして地域的差別価格に異議を唱え、また聯邦取引委員会の「国際石油カルテル報告」(F.T.C., The International Petroleum Cartel. 1952.)においては、石油および石油製品の国際価格は基点価格制度によるカルテル価格であると主張された。他方、国連ヨーロッパ経済委員会の「西欧の石油価格」(E.C.E., The Price of Oil in Western Europe. 1955.) においては、中東の石油価格は米国ガルフコース

自由世界におけるエネルギー源としての中東石油の重要性を説いた序章に統いて第二章においては、中東石油の市場構造を企業数、

規模、企業間の相互関係、参入障碍、代替品の入手可能性などの諸条件より考察する。現在ペルシャ湾地域で原油と石油製品を供給する会社は二〇社を数えるが、そのうち国際大手会社 (international major) と呼ばれる七社とフランス石油会社の地位は圧倒的である。八社合計で一九五九年の中東原油生産量の実に九六%を占めている。これは典型的な寡占市場であるが、さらに企業間の競争を制限し、市場を狭隘化し、寡占的性格を強化するいくつかの要因がみられる。すなわち試掘、採油、精製、販売などにおける共同事業、パイプライン、ターミナル設備の共同利用および、重役の兼任関係がそれであって、著者によれば、共同事業とともに共通の費用は価格に関する暗黙の、または公然たる協調行為に導き、屢次の協議はかかる行為の手段として利用されやすいという。

ついで独立系石油会社（国際大手会社に従属しない会社）とよばれる新規業者のあいつぐ進出は中東石油市場に如何なる影響を与えるかを論ずる。独立系会社はもともとアメリカ以外では自己の製油所、製品販売網を所有せず、また消費地市場には大手会社に従属しない独立製油所は少く、地域的にも日本、イタリー、スイス、スエーデンなどに限定されている。従って販路開拓は重大な問題となっているが、万一、投下資本の早期回収にせまられ大量の石油を短期間に投入するならば世界石油市場の混乱は避けがたい。しかし著者は長期的に見てヨリ競争的市場に発展する可能性は殆んどないとして次の理由をあげている。(一)、国際大手会社が依然として最も有望な産油地域を支配していること。(二)、新規業者の開発費用、輸送費が一般に高くつくこと。(三)、石油業においては本来安定性への関心

が強く、垂直的企業結合は避けられないこと。(四)、産油国政府は寡占利潤の分配―利権料取得―に支障をきたすおそれのある独立系会社の激しい競争をよろこばないこと。

著者はこうした中東石油市場の寡占構造は生産技術的に不可避であると考える。一般に、大規模生産の利益が非常に大きく少数の最適規模企業が需要全体を十分に満たしうる場合、自然的寡占（natural oligopoly）が成立するが、中東の石油業はまさにそれに適合するという。砂漠地帯の採鉱は苛烈な自然的条件によって大きな設備を要し、また採油、輸送部門についても規模の経済は顯著である。たゞ、製油、販売部門においてはそれ程著しくないので、開発、採油、輸送の共同経営、製油、販売の単独経営という中東特有の経営形態が成立する。

第三章において著者は中東石油の生産費と利潤を米国、ヴェネゼラの場合と比較し、中東石油市場の特質を検証しようとする。

中東原油の生産部門における利潤を推算する場合しばしば一バレル当りの利益を用いるが、これは利益折半協定にもとづく産油国政府への支払額を基礎に計算される。これによるとサウジ・アラビヤ、クエイト、iran、イラクの最近四ヶ年（一九五五—五八年）の一バレル当りの利益は七五ないし九〇セントに達し、平均八二セントとなる。これを米国内の主要原油生産会社六社の平均である一バレル当り八七セントの利益（一九五五—五八年平均）と比較すると大きい差異は見られないという。ついで投下資本に対する利潤率をみると、中東では原油生産会社は多くは非営利的経営となつてるので十分な資料は得られないとして、アラムコの償却後資産

第 1 表

地 域 : 会 社 名	正味資産に対する純収益率(%)	同「現金流入量」比率(%)
米 国 : 国内原油生産主要六社 (1955~1958年平均)	15	37
ヴエネゼラ : 全石油会社 (1956.57年平均)	31	—
うち クレオール石油会社 (1955~1958年平均)	39	48
シンクレア・ヴエネゼラ石油会社 (1955~1958年平均)	14	26
ガルフ石油会社 (米国以外の西半球における1955~1958年平均)	19	—
中 東 地 方 : アラビア・アメリカ石油会社 (1955.56年平均)	47	59
ガルフ石油会社 (東半球における1956~59年平均)	67	—

に対する純収益率とガルフ石油の東半球における収益率（大部分がクエイトの原油生産による利益とみられる）を計算する。これを米国とヴェネゼラの代表的原油生産会社に対比して示せば第1表の通りである。なお石油事業における純収益は減価償却率の差異、開発費用の損金算入などにより著しく左右される点を考慮して「現金流入量」(cash flow, net cash income と

純収益に減価償却その他類似の引当金を加えたもの) の比較が試みられる。著者はこれらの比較を通じて、中東の原油生産部門の利潤率は、政治的不安定とともに高度のリスクを考慮しても、なおかつ非常に高いといい、その理由をつぎのように説明する。すなわち大手石油会社による最有望産油地域の先取りと販売市場の掌握および中東石油の自然的寡占化傾向などから、新規業者の進出が容易でなく、イノベーション（新市場開拓）にもなう初期の超過利潤が排除されることなく、ながく維持してきた。またこの超過利潤には地代要素が多分に混入している。もともと産油国政府の受取る石油利権料は地代のカテゴリーに入るものであるが、恣意的な利益折半方式によって算出されている。国際石油会社に対する力関係から超過利潤を十分地代化することができなかつたという。

第四章ないし五章においては、国際石油業における価格決定制度、第二次大戦後の中東石油の発展にともなう修正およびその運営上逢着した矛盾をとりあげる。

周知のように第二次大戦までの世界石油価格は米国ガルフコーストの輸出価格に海上運賃を加算するいわゆる「米国ガルフ・プラス」方式により決定されていたが、戦争末期に連合国政府の要請により「大修正」が加えられ、中東石油に初めてガルフコーストと同一の輸出価格の建値が設けられた。かくてペルシャ湾岸がメキシコ湾と並んで新たな基準地点となり、やがて中東石油の発展につれてその供給地域を拡大し、独自の価格制度を展開するにいたつた。

まず原油価格についてみると、一九四六年に米国において物価統制令が撤廃されるや、ガルフコースト価格は一九四七年まで引き続き

上昇したが、中東価格の上昇率は幾分それを下廻った。一九四八年

から四九年にわたって中東価格はECAの圧力もあって段階的に引下げられ遂に米国ガルフコースト価格との間に七六セントの価格差を生ずるに至った。ガルフコースト原油との価格均等地点が中部地中海より英本国、さらに米国東海岸に移動し、中東石油の供給範囲は西ヨーロッパから米国東海岸におよんだ。一九五二年八月に提訴された米国政府の四大国際石油会社に対する不当支出返還要求訴訟、いわゆるECA事件は著者によれば、この価格均等地点の解釈の相違をめぐって生じたものであるという。

その後、一九五三年と一九五七年に米国ガルフコースト価格が引上げられたが、中東価格の値上げ幅は僅かに止まり、五九年の米国価格の下落は中東価格の大幅な値下げをもたらし、更に翌年には単独の引下げが実施された。かくて米国ガルフコースト価格とペルシヤ湾岸価格の直接的連繫性は切斷され、中東原油の建値はかなりの独立性を獲得するにいたつた。こうした両者間の乖離傾向を重視して、著者は戦後の原油の国際価格構造は戦時中までのそれと根本的に異なると主張する。

つぎに石油製品価格については、その価格決定のメカニズムの歴史的な推移は、ほど原油と同じであつたが、米国ガルフコーストの支配力とそれに対する直接的価格連繫は原油のばあいよりも永く存続した。すなわちペルシャ湾岸のベース・プライスは戦後引き続き米国ガルフ価格と同一であつたが、漸く一九五七年にいたつてそれとは若干異なる建値が設けられ両者間の乖離傾向があらわれはじめた。

三

一九五二年八月に公表された米国連邦取引委員会の「国際石油カルテル」報告は七大国際石油会社による全世界にわたる石油の独占的支配の実態を始めて明るみに出し、米国の内外に大きい反響をよんだ。第六章において著者はこの報告書に対する批判を展開するのであるが、問題を限定して中東石油についてはたして生産制限、市場分割、価格統制などを目的としたカルテル協定の存在を検証しうるか否かを問う。

中東石油開発の基本方式たる共同開発・生産会社の原型となつたイラク石油会社への米国資本の参加をとりきめた、いわゆるレッド・ライン協定（一九二八年）はイラク石油会社への各加盟会社に対して単独利権獲得と単独生産を禁止した高度に封鎖的なものであつた。この協定はその後に締結された石油の生産、配給に関する国際的なカルテル協定（いわゆるアチナキャリー協定）の一環であつて、明らかに高度に制限的なカルテル協定であった。しかし第二次大戦後レッド・ライン条項は廃止され関係各社は自由に開発に参加できるようになつた。

つぎに、カルテックスの設立（一九三六年）、アラムコへのジャーシイ・スタンダード、ソコニー・ヴァキュームの参加（一九四七年）、原油の長期單一販路契約たるガルフ・シニル協定（一九四七年）、アングロ・イリニアン・ジャーシイおよびソコニー協定（一九四七、四八年）を「カルテル報告書」のごとく石油カルテルの構成要素とみる解釈は妥当性を欠くといふ。なるほどこれらの協定はあ

る程度の競争の制限（販路の限定、利益配分など）をともなうが、本来市場統制を目的としたものではなく、単なる商取極めとみるとべきで、大量の石油を円滑かつ迅速に処理するための手段にすぎない。著者によれば、これらの協定は生産制限、市場分割、価格統制を目的とする一連の組織的なカルテル協定を構成するものではなくて、相互に関連性のない契約のルーズなよせあつめと見るべきだといふ。もともと国際大手会社はオリゴポリストとして常に相互間の関係を調整し、臨機応変の処置をとつて來たので安定的均衡状態が保たれており、カルテル協定の必要は存在しないのだ。

第七章においては中東石油の輸出入国の経済政策が価格に与えた影響について述べている。まず輸入国についてみると、一九五九年三月より実施された米国の強制輸入割当制は米国以外の石油価格を若干引下げる作用をした。米国への輸入増加を見込んでベネゼラ、中東に進出した企業は投下資本の早期回収をはかつて米国外に原油市場を求め競って値引きをするにいたつた。たゞ国際大手会社が市場崩壊をおそれて自己の生産を抑制し、販路を割譲するとか、産油国政府も独立系生産会社の生産を規制しているので現実の価格下落は軽微に止まつた。ついで西ヨーロッパ諸国の保護関税は国産原油の数量が限られているので、中東原油の価格に殆んど影響を与えていない。また石油製品消費税も消費者に転嫁されるか、製油所利潤に吸収されて原油価格にまで波及しなかつたと述べている。

イラク、イランなど若干の産油国は利権料として現物石油を受取る権利をもつが、従来有利な公示価格によって計算された現金支払いを受取る途を選び、直接、市場に投じて波乱を生ずることはなか

った。従つてこれまでのところ、中東石油価格に対する政府の役割は極めて軽微であったといつてよい。しかし将来、産油国政府が一体となって、たとえば石油輸出国機構（O P E C）を通じて生産割当制の実施、公示価格の引上げに成功するならば、あるいは輸入国政府が石油の国営貿易や輸入管理を実施し、また超国家的な共通エネルギー政策を確立するならば、中東石油価格に対する国家の役割は重大となるであろうという。

四

第九章ないし十一章ではアラブ・ナショナリズムの昂揚が中東の石油産業に与える影響を考察する。著者はアラブ諸国やイランの石油政策を理解するには、ナショナリズムの目標との関連において把握することが不可欠であると指摘する。そして、アラブ・ナショナリズムの目標を次のように概括する。（一）民族的独立の完成—植民地支配の排除。（二）統一アラブ国家の建設。（三）政治的、社会的、経済的諸制度の根本的改革—回教社会の近代化、土地改革、経済開発など。

ところで、アラブ、イランの民族主義者はその石油産業について、どのような抱負をいだき、どう対処しようとしているか。もちろん、そこにはさまざまな差異がみられるが、基本的には外国石油資本の支配からの解放と石油資源開発における私企業形態の廃止を目標としている。石油収入は産油国の唯一なし最重要な収入源であって、石油会社の価格、生産政策はそれぞれの国の経済に重大な影響を与えずにはおかないと、従つて石油会社の活動を統制し、進ん

で国有化を実現することは民族的独立や制度的改革と表裏一体をなす。さらに石油収入のアラブ諸国間の再分配やアラブの統一石油政策の確立はアラブ国家の統合を促進すると考えられている。こうして目標を達成するため幅広く展開されている多くの方策のうち、著者はそのいくつかをとりあげ実行可能性と問題点を検討している。

国有化—アラブの石油政策の窮屈目標は石油産業の国有化にあるといわれるが、それは社会化一般のもたらす利益—私的利潤動機の排除と計画経済による資源のよりよき配分と所得分配の平等化—と並んで自国の経済的要求に合致した石油産業の効果的運営がもたらす利益を確信しているからである。しかし国有化の成否はイラン石油国有化事件の教訓をまつまでもなく、専ら国有化された石油の販売市場の確保にかゝっている。現在、国際大手会社は米国以外の販売市場の九〇%以上を直接支配し、また各地で原油の予備生産能力を開発しつゝあるから、当分は主要産油国の同時的国有化実施以外には成功を期待しえないという。

石油収入の引上げ—現行の利益折半方式の改正、利益計算の基準となる公示価格の引上げ、開発、生産の拡張による石油収入増加などは絶えず産油国政府の要求するところである。たしかに戦後中東石油は非常なテンポで開発されてきたが、国際大手会社は高いコストの西半球投資を損うことをおそれて、中東の潜在的生産能力を抑制している面も見過してはならない。しかし中東石油の急激かつ大量の進出は消費国の国産エネルギー産業保護を強化させる点を考慮すべきである。

経営参加の拡張—現地人技術者の養成と上級職への昇進および石

油会社の業務に対する発言権の獲得などの要求。

一貫経営—外国石油会社が単なる生産会社にとどまらず、輸送、精製、販売など完全な一貫経営を行い、その純益の半ばを利権料として分配するよう主張する。しかし、最近の精製、販売部門の利潤減少傾向にかんがみ、一貫経営への関心は国際大手会社の市場支配力を抑制する手段と考えるべきだという。

独立販売ルートの確立—戦後中東に進出した独立系石油会社が国際大手会社以外に販路を開拓し、またそれ自身、一貫経営会社に成長すれば中東産油国政府の大手石油会社依存を軽減し、交渉上の立場を強化することになる。

また若干の産油国には国営石油会社を設立し、自ら試掘、生産あるいは輸送を行い、さらに製油所建設の動きが見られる。著者はこうした方策は漸進的ではあるが、アラブ諸国が世界市場において独自の地位を構築するうえで最も確実な方法であろうと指摘している。

生産統制（国際的生産割当制）—一九五九年の初頭、世界的な石油公示価格の下落をもたらした最近の石油過剰は、主要産油国において生産統制に対する強い関心を惹起した。第一回アラブ石油会議に出席したヴェネゼラ代表は生産統制による価格安定化を非公式に提案し、翌一九六〇年石油輸出国機構が設立されるに及んで生産割当制がにわかに世界の注目をひくにいたった。事实上、この提案は米国においてすでに一九三〇年代より実施している原油の生産割当制（Proration）の国際版ともいべきものである。著者によれば、生産統制の窮屈的目的は石油の生産量と価格の決定権を国際大手会

社から産油国政府に奪取することにあるという。

以上のようなアラブ・イランの石油政策に対し西欧が政治的ないし軍事的干渉を試みるならば、それは時代錯誤であるばかりでなく、極めて危険であると著者は警告する。そして中東石油問題の処理には産油国と消費国の代表によつて構成される国際石油機構——情報を蒐集し、計画を立案し、対立する利害を調整する機能をもつ——による解決が望ましいと主張する。中東石油市場の寡占構造は正の困難さ、政治的支配権の錯綜、産油国・消費国双方の国家干渉の増大などから国際的機関の発展が不可避である。ここしばらくは、紛争解決は双務的交渉、臨時の国際会議、既存の国際機関の利用などによって行われようが、結局は常設の専門的な国際石油機構の必要を痛感するようになると結んでいる。

五

以上本書の内容を大凡、各章毎にその順序に従つて紹介してきた。若干読後感をのべて結びにかえたい。著者は近代的経済分析手段の限界を認めて政治経済学的アプローチの必要を強調するが、それがアラブ・ナショナリズムの分析に止まり国際的石油資本間の対抗関係は全く考慮されていない。イラク、クエイト、イランなどの原油開発、生産会社の共同所有方式は大規模生産の利益がもたらしたものではなく、国際的石油資本の対立抗争が生み出した妥協の産物以外の何物でもない。その意味で中東石油市場の寡占構造はnaturalではなくて、すぐれて artificial なものである。また国際大手石油会社は垂直的統合ないし一貫經營形態を特色とするが、

それが石油業の独占的支配と行動に如何なる関係をもつか、あるいは戦後の中東原油の建値制度の変更と米国ガルフコースト価格との乖離がいわゆる消費地精製主義と如何なる関連をもつたか、などについて触れられていない点は飽き足りぬ思いがする。

学 会 記 事

第二十二回大会について

日本経済政策学会第二十二回大会は、昭和三七年五月二六(土)、二七(日)の両日、法政大学で開催された。出席者数二〇〇名をはるかにこえる盛会であった。

大会第一日は、主催校側代表平野常治理事の開会の挨拶はじめまり、『「ビッグ・ビジネス」と経済政策』の研究発表と討論が次のように行われた。

午前の部 第一部会

座長 名古屋大学 酒井正三郎
(一) 「ビッグ・ビジネス」の実態と問題点(一)
(二) 「ビッグ・ビジネス」の実態と問題点(二)

座長 専修大学 中村秀一郎
東京外国語大学 伊東光晴
午後の部

座長 近畿大学 生島広治郎
(一) 「ビッグ・ビジネス」と価格政策
午後の部

座長 中央大学 南亮三郎
信州大学 宮坂正治
3 経済科学における理論・歴史・政策の関連について

京都大学 重田澄男	東京大学 橫山正彦	4 「経済統合」の政策的意義と課題
法政大学 広岡治哉	東京経済大学 中村金治	5 自由経済下における経済政策のあり方
菊太郎、東京大学小宮隆太郎、都立大学城座和夫、慶應大学野口祐の各氏より、それぞれ(一)、(二)、(三)、(四)の報告に対する批判が加えられ、活潑な討論が行われた。つづいて、一般討論に入り、熱心な討論が行われた。	八幡製鉄 桑原季隆	午前の部 第二部会
第二日は二つの部会に分れ、自由論題による研究発表と質疑応答が次のように行われた。	1 景気循環と景気政策 法政大学 力石定一	午後の部 第三部会
2 日本の独占の現段階について 公正取引委員会 御園生 等	3 わが国の地域間所得較差と立地政策 専修大学 小林義雄	午後の部 第四部会
4 地域開発と中小企業団地 青山学院大学 西岡久雄	5 地域経済計画と産業連関分析 東京女子大学 伊藤善市	午後の部 第五部会
—長野県を事例として—	神戸商科大学 黒岩洋昌	午後の部 第六部会

一、開会（平野常治理事）

一、議長に渡辺輝一理事を選出

一、報告事項

- (1) 本部一般報告（山中篤太郎代表理事）、(2) 年報に関する報告（五井一雄氏）、(3) 関東部会報告（野田稔氏）、(4) 関西部会報告（新野幸次郎氏）、(5) 中京部会報告（松浦茂治氏）

一、会計報告 山中代表理事より報告があ

一、協議事項

- (1) 新入会員 外池正治氏より報告があり、個人会員五六名、団体会員一の加入を承認した。(2) 役員改選 平野常治の提案にしたがって、五名以上の会員をもつ各機関が五名につき一名の割合で選出することを決定した。なお、名簿不備のため理事を選出できなかったところに対し、新理事会が調査して理事を補充するという山中提案をも承認した。(3) 明年度大会 香川大

学に内定した。

以上でもって二日間にわたるプログラムを

終え、最後に主催校を代表して有沢広巳理事

より閉会の挨拶が述べられた。

つづいて、午後六時頃から法政大学教職員

関東部会について

食堂で懇親会が開かれ、有沢法大総長、山中代表理事の挨拶があり、武田隆夫氏の新帰朝みやげ話、平井泰太郎、加藤誠一両氏の老若代表テーブル・スピーチのほか、大熊信行、板垣与一らの諸氏のスピーチもあって、なごやかな懇親会を終った。

なお、第二十二回大会の当番校として平野常治氏が準備委員長となり、今井則義、鈴木徹三の両名が事務局を担当し、緻密で周到な準備を自負していたのにもかかわらず、大会中レジメを数十部紛失して一部の方に配布で

きなかつたなど（大会終了後レジメを発見）、
ヘマの連続で御迷惑をおかけしたことをこの機会に改めてお詫びしたいと存じます。また、法大生活協同組合を育成するためこれを懇親会に利用しましたが、事務局の不味いだ

それによれば、経済政策論を一つの体系に整理するため共同研究を定期的に行い、その過程で研究成果を部会に報告、討論し、部会活動を活潑にするという方法である。

この方法を組織的にするため、まず幹事を中心として、共同研究の下準備のための研究会をもつことになった。

第一回の研究会は七月一〇日、私学会館で

全幹事の出席で開かれ、共同研究のための原案作成を行った。その結果、経済政策原理

昭和三七年、本部幹事が大巾に増員され、関東側からも従来の部会幹事と新たに数名の人が本部幹事となり（五井一雄（中大）、外池正治（一橋大）、鈴木徹三（法政大）、清水嘉治（関東学院大）、加藤寛（慶大）、尾城太郎丸（慶大）、松尾弘（明大）、吉田徳三郎（日大）、加藤誠一（立大）、山本秀一（立大）、中村秀一郎（専大）、柏崎利之輔（早大）、野田稔（明大））、本部の仕事とともに部会運営に当たることになった。それとともに、今迄の部会の在り方が反省され、新しい運営方法が討議された。

（略）

論、経済政策史、現段階の経済政策論の三部門に共同研究を分け、近代経済学的立場とマルクス経済学的立場から、それぞれの共同研究を行うことにした。第二回の研究会は九月二九日、一橋講堂でもち、第一回の会合で作成された共同研究の計画を細部にわたって討議し、その後、一〇月一九日、一一月三〇日と明治大学研究室で会合を開き、計画を整理してきた。一一月三〇日の研究会で、共同研究の計画が作成されたので三八年一月から毎月、これにもとづいて、関東部会を開き研究成果の発表、討議を行う予定である。

(野田 稔記)

理事・幹事会 大会前日の五月二五日午後六時より法政大学総長室会議室で理事会が開かれ、理事二九名のほか、五月一二日の臨時理事・幹事会の決定により、部会幹事七名が出席した。山中篤太郎代表理事を議長に選出し、主として大会運営について協議し決定した。また、国際会議出席候補者の選出方法、

経済学研究連絡委員会に委員が出席できない場合の代理出席問題などの諸件を協議決定し、年報出版委員に長守善理事を再選した。

なお、今後の学会運営にあたって若手の意

見がさらに尊重されるよう、関東部会幹事よりとくに要望が行われた。

五月二七日の懇親会終了直後、法政大学第三会議室において新理事会が開かれ、各部会幹事もこれに参加した。山中篤太郎理事を議長に選出し、少数の未決定理事は当該候補大幹事もこれに参加した。

学の意向を問合せて決定することとし、つづいて常務理事に赤松要、長守善、藤井茂、迫間真治郎、平野常治、板垣与一、久保田明光、酒井正三郎、武田隆夫、渡辺輝一、山中篤太郎等の諸氏を選出した。また、代表理事に山中篤太郎氏を再選し、日本経済学会連合評議員に長守善、渡辺輝一両氏を選出した。

さ

らに、学会活動の活潑化をはかるために幹事を増員することになり、松浦茂治、松尾弘、新野幸次郎各氏のほかに、五井一雄、柏崎利之輔、加藤寛、加藤誠一、中村秀一郎、野田稔、尾城太郎丸、鈴木徹三、滝沢菊太郎、外池正治、吉田徳三郎等の諸氏を新たに選出した。

(鈴木徹三記)

たが、理論分科会はそのごも、野尻武敏幹事の努力と会員諸氏の熱心な研究活動と会場での順序に活動を続け、ますます発展していく。まことによろこばしいことである。この分科会の特徴は、報告時間一時間、質疑一時間三〇分近くもあり、通常の報告会にない活潑な討議が行われている。なお、若干思い切ったことをしておられる方もおられるので次のことをつけ加えておこう。それは、この分科会は、関西部会に属する会員のうち入会申込者は、のみを対象にしているので、その案内状は分科会員のみにかぎられています。入会希望者は、幹事まで申出られたい。前回以後の分科会報告会は以下のとおり。場所はいずれも東洋紡経研。

第2回 三六年一二月一六日
「寡占と経済成長」
—デューゼンペリの所説に関連して

松代和郎（関学大）
「有効競争について」
小西唯雄（関学大）

関西部会

◇理論分科会 昨年度の年報で報告したように、関西部会内の研究活動として理論分科会と産業分科会の二分科会を設けることになつ

たが、理論分科会はそのごも、野尻武敏幹事の努力と会員諸氏の熱心な研究活動と会場での順序に活動を続け、ますます発展していく。まことによろこばしいことである。この分科会の特徴は、報告時間一時間、質疑一時間三〇分近くもあり、通常の報告会にない活潑な討議が行われている。なお、若干思い切ったことをしておられる方もおられるので次のことをつけ加えておこう。それは、この分科会は、関西部会に属する会員のうち入会申込者は、のみを対象にしているので、その案内状は分科会員のみにかぎられています。入会希望者は、幹事まで申出られたい。前回以後の分科会報告会は以下のとおり。場所はいずれも東洋紡経研。

熊谷尚夫（阪大）

題はつぎのとおり。

「交換における独占均衡の問題
—差別価格の成立とその意義」

黒岩洋昌（神商大）

「企業行動と産業構造に関する一モデル」

池田勝彦（関学大）

より、関西大学経済学部会議室において開く。出席者は、310名。報告者および論題はつぎのとおり。

第4回 三七年六月二三日

「戦後ドイツの価値判断問題」

野尻武敏（神大）

◇関西部会理事会 六月二二日理論分科会の評、理事幹事改選、次期大会共通論題の二つ

「社会的厚生函数について」

夏目 隆（神商船大）

あと、東洋紡経研研究所において、年報書を議題として理事幹事会を開く。次期大会の件については、当番校理事をふくめてもう一度はかることとした。

第5回 三七年八月三〇日

「中央地域計画と地方地域計画」

—全国総合開発計画と大阪地方計画を中心として—

永島 清（大府大）

九月一一日、神戸銀行本店会議室において、来年度大会当番校理事大泉行雄・香川大学

「東ドイツにおける国有企業の成立と内容について」

上林貞治郎（大市大）

学長をお迎えして理事幹事会を開く。議題は、来年度大会共通論題の決定と、その報告者

のすいせん、その他。当日は罷々大泉学長

來神のせいもあり、理事出席者多数。かねて、関東部会理事幹事会および中京部会理事

以上、個々の内容紹介および討論の内容については省略するが、出席者は平均二四、五名、原則として部会などをふくめて二ヶ月に一回は行われていることをつけ加えておく。

◇春季部会研究報告会 部会研究会は、四月二八日一〇時より東洋紡績経済研究所において開かれた。出席者三五名。報告者および議

◇秋季部会研究報告会 一一月一四日一〇時

より、関西大学経済学部会議室において開く。出席者は、310名。報告者および論題はつぎのとおり。

向井利昌（神大）

「技術的進歩と経済計画」

木村雄二郎（関大）

「わが国の独占禁止政策と企業集中形態」

儀我壮一郎（大市大）

書評 A. K. Sen : Choice of Techniques, An Aspect of the Theory of Planned Economic Development, Oxford, 1956

和田貞夫（大阪大）

なお、当日は関西大学の今西庄次郎・松原藤由両理事と寺尾晃洋幹事にとくに特別の御配慮を頂いた。附記して深い謝意を表した

(新野幸次郎記)

中京部会について

中京支部では、左記のように昭和三七年に入つて、第一六回（二月）および第一七回（四月）の二回、研究報告会を兼ねて理事幹事会を開催した。場所は両回とも名古屋市都心にあり交通至便な東洋経済新報名古屋支

社中部経済俱楽部を借用した。学会案内状は、会員重複の多い日本国際経済学会中部支部会員にも発送して六二通、出席者は両回とも一〇数名であった。なお今年は、全国大会終了後、六月下旬に支部会員あてに、年報所載のための書評執筆希望についてアンケートをとり、約一〇名の希望者を得た。部会役員会でこれを三名に絞ったが、次回に廻った会員には不悪御了承下さい。

第一六回研究報告会 二月二十四日（土）午後二時より。研究報告

(1) 賃金理論（マルクス）と賃金決定との断層精神的労働について一石郷岡克男氏（名古屋商大）抽象されて残るのは、人間労働の支出の単なる凝結物であるという点については疑点の残る余地がない。そして支出の形式という言葉の意味を、足を上下に運動させるか、腰を屈伸させるか、激しい足踏み作業によるか等々の人間の動作、さらには動作を支配する頭脳いかんにかかわりなくという意味に解するなら、その通りである。しかしここでは、人間労働の支出という言葉の中に、なにを支出するかが説明し尽されていない。その言葉自体に誤りと断すべき何ものもな

く、むしろ用意周到な発言に舌を捲くのであるが、「人間労働の支出」とは一体何が支出されるか、どれだけ支出されるのかについては説明不足である。

人間の頭脳・筋肉・神経・手等々の生産的支出という場合、明らかに二つの異なった要素を見出し得るであろう。それは頭脳、神経等と、筋肉、手等であり、つまり精神的労働と肉体的労働のそれである。抽象は、その人間労働の支出において、何が支出されるかを考えた場合、壁にぶつかる。「支出の形式」とは、「何が支出されるか」ということと同一ではない。人間労働の支出において、支出された物質に差異があれば、抽象は中途半端に終わる。それよりむしろ種々なる労働（有効労働）を通約するものが曖昧になる、そして賃金決定（賃金の要求）という実践的課題

C C で報告をしておられたので、他に多くは論批判、チニネリーやマハラノービスの誤りを中心にして討議の内容が、約四五分にわたり報告された。すでに北川教授は名古屋 A C C で報告をしておられたので、他に多くは言及されなかつたが、アジアにおいては、貿易中心の経済協力方式では不充分であり、各

国の眞の発展に方向を持つ、ナショナリズムのレベルでの多くのなすべきことを含むよう

な形の地域化が好ましいという論旨が主張され、これはハロッド教授の支持も得たものであると述べられた。なお同じような論旨を開いた学者に、パキスタンのハッサン氏があつたことを付言された。

第一七回研究報告会 四月二八日（土）午後一時三〇分より 研究報告

(1) 過剰能力産出量と加速度原理 吉村二郎氏（愛知学院大）i 目的 この報告の目的は、一般に過剰能力の構成にある。ii 假定 a 純投資と補填投資と区別は可能であるものとする。b 加速度原

理によつて誘發される投資のための所要資金

の研究報告、特に北川教授が司会されたバグワッティ教授によるヘクシャー・オリーン理論批判、チニネリーやマハラノービスの誤りを中心にして討議の内容が、約四五分にわたって報告された。すでに北川教授は名古屋 A C C で報告をしておられたので、他に多くは言及されなかつたが、アジアにおいては、貿易中心の経済協力方式では不充分であり、各

は、金融面より制約されないものとする。iii

モデルの構成 議論は概ね、次の順序にした。
がって進めた。a 技術水準一定のもとで、過
剩能力産出量の存在する場合に適用し得る加
速度原理の構成。b 技術水準の変化および過
剩能力産出量の存在を、同時に容認し得る加
速度原理の構成。なおa、bいずれについて
も最初、タイム・ラッゲの存在しない場合を
扱い、後に投資決意から投資実行までに経過
する時間、ならびに投資実行より産出能力の
実現するまでの時間を考慮した。c 最後に、
bのモデルに固有のパラメーターをめぐつ
て、モデルbの経済的意味を検討した。iv 結
び ①技術革新の著しく進展しつつある経済
においては、一般に、モデルbが適用されね
ばならない。しかし、△K>0 (K・國海)
の状態が、長期にわたって継続する経済
においては、bのモデルは、過剩能力産出量
の存在を前提としない通常の加速度モデルと
ほぼ同一の形式を持つた単純なモデルに還元
される。②一九五一年六〇の日本経済、なら
びに一九四九年五七のアメリカ経済について
、bのモデルを四半期統計を用いて検定した
結果、一般に、上昇期においてモデルの有効

性を確認し得た。

(2) 内外均衡理論の再検討 松永嘉夫氏(名

古屋大) 報告は、まずこれまでの理論的業
績(マルクセ、ミード、ハロッド、建元、マ

ンデルなど)を系統的に整理することからは、一

じめ、次に、主としてミードとハロッドとを

対照させつつ、この分野で残されていた点、

あるいは不明確なままになっている点を二、

三明らかにした。分析方法としては、ミード

的二国モデルの方法をとり、ミードによつて

十分なされていなかつた不均衡型間の移行の

問題を追いつめて、次のような結論を得た。

i 新しい攪乱が加わらなければ、結局はあ

る国がデフレ・入超で他国がインフレ・出超

という、ただ一組の行きづまり状態に達する

であろう。

ii このことは、ほとんど逃れ得ることな

く、いかなる国も、構造的にデフレで入超型

にあるか、あるいは、インフレ・出超型であ

るか、いずれかであり、それは必ずしも現象
面に現われている不均衡型と一致していな
い。したがって、建元氏が不完全ではあるが
示唆しているように、諸国は、なにが構造的
不均衡型であるか、よく見極めて、現象的不

均衡型に対する短期対策と、構造的不均衡型

に対する長期対策とを平行して行わなければ
ならない。後者なくしては、諸類型間のシ
リー的転換をくり返すだけである。

iii しかし、注意すべきもう一つの点は、一
国が、ハロッドのように、その国のみの立場
からして、不均衡がデフレ・入超、もしくは
インフレ・出超として現われているからとい
つて、それが必ずしも構造的不均衡の現われ
ではないことである。つまり、かかる状態が

難しい事態とみえて、案外簡単に是正され
る。そしてまた、この場合における現象的な
一時の不均衡であることもあり得るのであ
る。そしてまた、この場合における現象的な
デフレ・入超の国が、実は構造的にはまるで
正反対のインフレ・出超型不均衡をもち、逆

に、表面的にインフレ・出超を示している国
でも、構造的に正反対のデフレ・入超型の不

均衡をもっていることも十分あり得るのであ
る。

理事幹事会 酒井常務理事より、東京大会へ
の中部支部よりの参加方法および年報の書評
の執筆者について提案があり、北川理事より
は、部会報告・書評執筆について広く会員に
対し、積極的参加を呼びかけるよう提案があ

つた。なお本年度から、名古屋大学滝沢助教授が、新理事会の委嘱を受けて新しく幹事に就任したので、部会の研究体制にも新風が吹込まれるものと期待されている。

(松浦茂治記)

昭和37年度新入会員氏名

(大会承認済 A B C 順)

神伊	入	細	星	本	肥	廣	平	花	浜	蒲	舟	藤	力
田	東	江	見	川	多	前	岡	瀬	原	崎	橋	井	石
忠	光	成	健	直	正	治	二	生	不	尚	道	隆	定
雄	晴	雄	重	一	規	哉	郎	二	男	明	法	一	氏
法政大学	東京芝浦電気工科大学	貿易企画課	久留米大学	立命館大学	法政大学	明治大学	法政大学	明治大学	明治大学	法政大学	法政大学	法政大学	名

所属機関

笹	真	大	大	奥	岡	岡	野	野	二	中	森	南	三	松	松	馬	前	久	菰	小	吉	加			
沼	田	谷	野	田	本	田	口	田	瓶	山	戸	上	山	本	越	田	保	潤	宮	小	松	家	藤		
哲	正	吉	幸	武	純	早	靖	太	昭	富	昌	善	達	治	通	靖	幸	まち子	隆	太	宮	憲	清	次	
府	郎	雄	輝	助	之	祐	苗	夫	敏	二	司	經	治	通	企	画	工	東京女子医科大学	鎮	雄	隆	太	治	次	
玉	塚	立	命	館	大	聖	心	女	大	阪	府	法	政	大	學	院	大	学	東京大学	法政大学	法政大学	法政大学	法政大学	法政大学	法政大学

全	購	連	通	信	(雑誌名)	本	部	あ	て	寄	贈	刊	行	物									
組合連合会	全国購買農業協同	三十七年十一月	(昭和三十六年十二月～昭和	日本燐寸工業会	矢	山	内	辺	渡	宇佐美	占	土	德	谷	鈴	須	宍	四	清水川	島	敷	重	加
立	命	館	大	阪府立大学	野	恵	一	行	郎	誠	次	都	永	木	藤	戸	田	千	田	礼	千	秋	神奈川大学
立	命	館	大	阪府立大学	慶	応	二	一	男	太	郎	美	宗	口	中	木	宮	秋	稲	田	澄	明	明治大学
立	命	館	大	阪府立大学	聖	心	女	大	法	太	郎	外	太	藤	藤	戸	田	二	竜	太	二	男	京都大学

証券投資信託月報
經濟經營論集

各国原子力情報
日米フォーラム

海外文献評訳

産業経済研究
亞細亞研究

農村研究

東京銀行月報

同志社商学
工業立地

龍谷大学経済学論集
福岡大学研究所報

法経論集

社会労働研究

関西大学経済論集

東北開発研究

The Annals
Asiatic Research

Korea Universi-
ty.

証券投資信託協会 Economic Indicators U.S. Government
東洋大学経済学会
外務省国際連合局
好学社
電力中央研究所・
科学課

久留米大学産業経
済研究会
高麗大学出版部

東京農業大学農業
経済学会

東京銀行調査部
同志社大学商学会
日本工業立地セン
ターハ

龍谷大学経済学会
福岡大学研究所

新潟大学人文学部
法政大学社会学部
学会

関西大学経済学会
東北経済開発セン
ターハ

Kobe University
Asiatic Researc-
h Center.

〈「ビッグ・ビジネス」と経済政策〉

1963年4月15日 第1刷発行 定価700円

編 者 ©日本經濟政策学会
(代表理事 山中篤太郎)

発行者 井 村 寿 二
東京都千代田区神田駿河台2

印刷者 田 中 忠
長野市中御所2~30

発行所 東京都千代田区
神田駿河台2 劲草書房
(株式会社大和出版部)

Printed in Japan, 1963. 落丁本・乱丁本はお取替え致します
大日本法令印刷・谷島製本

- for Small Business Zenichi Ito
Regional Economic Planning and Inter-Industrial
Relationship Analysis Syoji Miyasaka

BOOK REVIEWS

- J. Rothenberg : The Measurement of Social
Welfare, 1961 Takashi Natsume
- H. A. Lundström : Capital Movements and Economic
Integration, 1961 Hiroyuki Hashimoto
- W. Hesberg : Die Freihandelszon als Mittel der
Integrationspolitik, 1960 Katsuo Imai
- J. P. Miller : Competition Cartels and Their Regulation,
1962 Shozo Akazawa
- E. Sohmen : Flexible Exchange Rates, Theory and
Controversy, 1961 Hiroshi Shibata
- R. E. Caves : Trade and Economic Structure, Models
and Methods, 1960 Masuo Kawamura
- J. Tinbergen, H. C. Bos : Mathematical Models of
Economic Growth, 1962 Sadao Wada
- P. E. P. : Growth in The British Economy, 1960
..... Toshinosuke Kashiwazaki
- G. C. Allen : The Structure of Industry in Britain,
A Study in Economic Change, 1961 Ryotaro Ishiwata
- W. A. Leeman : The Price of Middle East Oil, 1952 Tetsuo Matsui

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1963

No. 11

CONTENTS

ARTICLES

- Characteristics of Contemporary Big Business
in Japan *Hideichiro Nakamura*
Big Business and Price Policy *Sumio Shigeta*

REPORTS AND DISCUSSIONS

- Economic Growth and Wage Distribution in
Contemporary Capitalism *Naomi Maruo*
A Note on the Optimum Conditions of Production *Hiromasa Kuroiwa*
Significance and Tasks of Economic Intergration *Kinji Nakamura*
Changes of Monopoly System in Post-War Japan *Hitoshi Misonou*
Interregional Economic Differences and
Location Policy in Japan *Hisao Nishioka*
Regional Development and Industrial Estates
-

EDITED BY
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION,
HITOTSUBASHI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by
The Keiso Shobo Publishing Co.
